

第八十四回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十二号

昭和五十三年四月二十七日(木曜日)

午前十時十二分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

市川 正一君

補欠選任

渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

楠 正俊君

大谷藤之助君

福岡日出磨君

村馬 孝且君

安武 洋子君

委員

下条進一郎君

中村 啓一君

長谷川 信君

前田 勲男君

真鍋 賢二君

大塚 喬君

小柳 勇君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

渡辺 武君

藤井 恒男君

柿沢 弘治君

政府委員

通商産業省産業政策局長

濃野 滋君

事務局側

常任委員会専門員

町田 正利君

参考人

日本造船工業会 専務理事

中曾 敬君

全国造船重機械労働組合連合会 書記長

高橋 正男君

全国一般労働組合書記長

佐野 明君

北海道室蘭市長

長谷川 正治君

平電炉普通鋼協 議事会長

安田 安次郎君

全国金属労働組合副委員長

中里 忠仁君

全日本ゴム産業労働組合連合会 書記長

西松 義夫君

本日の会議に付した案件

○特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、市川正一君が委員を辞任され、その補欠として渡辺武君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。

本案審査のため、本日、お手元に配付いたしておきます名簿の七名の方を参考人として出席いたしております。なお、参考人の方々は午前、午後に分けて御出席を願っております。

午前中は、日本造船工業会専務理事中曾敬君、全国造船重機械労働組合連合会書記長高橋正男君及び全国一般労働組合書記長佐野明君の以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。本案に対する皆様の忌憚のない御意見を承りまして審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく願います。

なお、参考人の方々に十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず、中曾参考人をお願いいたします。

○参考人(中曾敬君) 中曾でございます。本日は、私も造船工業会の正副会長の役割がお伺いいたしまして御発言申し上げるべきところでございますけれども、出張その他差し支えがございまして、私専務理事の中曾でございますけれども、私の口から申し上げることの御無礼を最初におわび申し上げたいと存じます。

まず、造船不況の実情について最初申し上げたいと存じます。

現在、日本造船業は大変な不況に見舞われておるわけでございます。これは基本的には世界的な規模で起こっております海運不況というものの由來しておりますことは皆様御存じかと思えます。特に日本造船業の場合に、この最近の不況というものの非常に深刻な引き金になったものといえまして、昨年の秋口から始まりました急激な円高、この問題が非常に、まあ何といえましか、造船不況に拍車をかけておるといことが言えるかと存じます。

(委員長退席、理事福岡日出磨君着席)

ただいま申し上げましたように、世界的に非常に大きな海運不況に見舞われておるといこととございまして、これを具体的に申し上げますとい

うと、たとえばタンカーについて申しますと、船腹過剰が七、八千万重量トン、一説によりますと一億重量トンにも及んでおると言われております。それから、鉄鉱石とかあるいは石炭とかいうものを運びますいわゆるバルクキャリアにつきまして申し上げますと、この船腹過剰も大体二千五百萬トンから三千万トン、デットウェイトでございますけれども、相当な量に上っておりますわけでございます。そうして今日の経済情勢、世界の経済情勢から考えてみましても、この船腹過剰の状態というのはこの数年間恐らく解消することはないだろうと思われるわけでございます。

したがって、造船業の不況というものは今後恐らく四、五年は、少なくとも、四、五年は続くものと考えなきゃならぬというのが実情でございます。

五十二年度末におきます日本造船業の手持ち工事量というのを見ますと、約六百五十萬噸でございます。これはピーク時の年間の工事量千八百萬噸の数字に比べてみますとわずかに三五、六%というふうなものでございまして、この手持ち工事だけで今後過すというふうにいたしますと、四十九年度はこれはピークでございまして、これを一〇〇%としたら考えますと、五十三年度、今年度はわずかに三〇%ぐらい、そして五十四年度に至りましては五%という非常に惨憺たる操業度の維持しかできないということになるわけでございします。もちろんこれは現在の手持ち工事量をベースにいたしました数字でございますから、今後の新規受注ということによってこれをさらに上積みしていくことはできるわけでございしますけれども、その新規受注というものがどういふものであるかと申しますと、先ほど申し上げました海運不況、非常に海運不況というものは冷え切っ

ておるといふことからいたしまして、そしてまた先ほど言いましたさらに円高の傾向というものが、ということからいたしまして、せいぜい月間二十万総トンというものが受注できるのがやつと状態ではなからうか。場合によってはそれをさらに下回って十五万総トンぐらいいと、月間でございませう。そういうふうな数字にしかないんではないかというふうに思われるわけでございませう。

しかも、この一方におきまして先ほど六百五十万総トンの手持ち工事があると申し上げましたけれども、この中から消えていく分もあるわけでございませう。つまり既契約船のキャンセルというふうなことも出てくる可能性が大いにあるわけでございませう。つまり円建てで契約しておりますので、円が非常に高くなりましたことによりまして非常に船主の支払い負担がふえるというふうなことがございまして、そこでもってキャンセルというふうなことがつながつてまいるといふ傾向があるわけでございまして、われわれといたしましてはこういう傾向を非常に憂慮している次第でございませう。

そこで、そういうふうな状態を踏まえてこの新規受注というものが、われわれの今後の仕事を支える一つのよすがになるわけでございませうけれども、その新規受注による仕事量の増加というものを見込みましても、先ほど申し上げました数字がございませうけれども、そういうものを見込んでみましても五十三年度の操業度というものはうまいって四〇%ぐらいい、そして五十四年度に至りましては三〇%前後というふうなことになるのではなからうかというのをわれわれとしては覚悟しなきゃならぬのではないかとこのように思っている次第でございませう。このように操業度が五〇%をはるかに下回るといふような極端な状態になるといふことが、今後の見通しでございませうので、造船不況というものが、いかに他産業に比べまして深刻なものであるかということがおわかりいただけるのではなからうかと思うわけでございませう。

さて、日本の造船業の建造能力は現在千九百万総トン程度というふうな言われております。これは現在、ただいま申し上げましたような需要というものの対しましては大変大きな数字でございませう。したがって、こういった供給力というふうなものとの削減を大幅にやらなきゃならぬという必要は当然のことながら言えるわけでございませう。そこで、現在の運輸大臣の諮問機関でございませう海運造船合理化審議会で、その供給力削減の方法の具体策につきまして検討が進められておる次第でございませう。しかしながら、先ほど申し上げたように、操業度が三〇%にもなつちゃうんだというふうなことになりますと、仮に設備能力を半分ぐらいいたしてしましても、なおかつ六〇%操業というふうなことにしかならないということとでございまして、本当にこれは大変なことになつちゃうという感じが言えるわけでございませう。

造船業は御承知のように労働集約産業でございませう。そしてその関連工業のすそ野も非常に広うございまして、一方、造船所というものは地方の海岸べりに存在する場合が多いわけでございまして、その地域経済に非常に中心的な役割りを占めておるというふうな企業が多いわけでございませう。したがって、この造船不況というものが先ほど申し上げたような深刻度を増すということになりますと、この社会的な影響というものは本当にはかり得ざる非常に大きなものになる可能性があるわけでございませう。そこで造船不況対策といたしまして、何といたしても政府に思い切った措置をとっていただくということをお願いしたいというものが私も業界の人間の本当に偽らざる気持ちでございませう。

さて、今回の特定不況産業安定臨時措置法案について若干申し上げたいと存じますけれども、おかげさまでもちまして、造船業といたしましては、いわゆるこの特定不況産業安定臨時措置法案の中に例示業種といたしまして造船業を加えていただいたということは非常にありがたく存じておるわけでございませう。今後は国会の御審議を得まして

成立する、成立した晩におきましては政令指定を受けまして、そしてこの運用が開始されるというふうなプロセスデューアがあるわけでございませうけれども、そういったプロセスデューアを経ました後で、いわゆる安定基本計画というものがつくられることになるわけでございませう。この安定基本計画を立てていただくということが造船業の構造不況対策を進める上には非常に大きな柱になるといふことを私もは大いに期待をしておる、わけでございます。

ところで、この法律によりまして、こういった過剰な供給力削減をいたしましても、前に申しましたような非常に極端な低操業となつてしまいますというところ、とうてい経営が立ち行かなくなるわけでございます。そこで造船業の場合におきましては、この供給力削減がすべてではございませう。最低の仕事を、造船業として生きていける、安定計画が立てられるといたしますが、更生していき、そういう最低の仕事量を確保していただくというところが非常に大事なことでございませう。この後ろ向き対策といわば前向き対策というものが、わが車の両輪でございまして、これは同時並行にやっていたただかなければならないということとでございませう。先ほどから申し上げておりますように、最近の極端な円高というものがからいたしまして、コマーシャルベースによりまして輸出船の受注というふうなものが非常に困難になつておりました、これによる仕事量確保というものはほとんど期待ができないう状況になつてございませう。

そこで、先ほど申しましたいわゆる前向き対策といひますか、最低の仕事量の確保というところの具体策は何かと申しますと、内需をふやすということがまず中心になるであろうと思われませう。その内需をふやすということとは、一体、じゃ具体的に言うとうとういうことであるかと申し上げますと、次のようなことになるかと存じます。

何がしかの船舶関係の予算が組み込まれております。官公庁船の建造を初めといたしまして、何がしかの予算が組み込まれております。この五十三年度予算の執行、船舶の建造に関する予算の執行をぜひ前倒しにやっていたいただきたいということが、これがまずお願いしたいことでございませう。それをまず申し上げまして、次に五十三年度のできれば補正予算を組んでいただきたいまして、その補正予算以降、五十三年度の補正予算と五十四年度、五十五年度、いわばこの三年間にわたりますので、次に申し上げます内閣府策というものを取り上げていただくことをぜひお願いしたい、こう思っております次第でございませう。

その第一は、海上保安庁の巡視船艇や防衛庁の艦艇など、官公庁が持つておられます船の中で、たとえば海上保安庁の船ですと二十年以上の船齢の船が三十隻ある。それから防衛庁の艦艇につきましては、十六年以上のいわば老齢船と申しますか、そういう艦艇がやっぱり三十隻ございませう。そういうふうな老齢船の、何と申しますか、代替建造というふうなことをぜひこの二、三年の間に、三年間ぐらいいの間に集中的にやっていたらいい、予算化していただくということをお願いしたい、こう思うわけでございまして、これはまさに政府と申しますか、あるいは国会の先生方の御決断によつて直ちにできることであらうかと存じますので、ぜひこの実現方につきまして、御配慮をいただきたいということがその第一でございませう。

それから内需振興策の第二点はスクラップ・アンド・ビルド方式の導入でございませう。これは年間百五十万総トン程度の国内船建造をスクラップ・アンド・ビルドというふうなことによつて三年間にわたつてやっていたいただきたい。こういったと、三年間で五十三年度の補正から始めていただくとして、三年間で四百五十万トンというふうなことになるわけでございませうけれども、そういうことをぜひやっていたいただきたい。このためには金融条件その他で船主サイドに対しまして、メリットがある、船をそれならばつくってみようか

というふうなインセンティブを与えるような、そういうふうな何と云いますか、財政支援の制度を導入していただく必要があるわけでございますけれども、こういういわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式を導入していただきますれば、現在船腹過剰というふうなことで海運市況は低迷していることを冒頭に申し上げましたけれども、スクラップをしてビルドするというところでございまして、船腹過剰を助長することはないわけでございます。むしろ船腹調整になるわけでございまして、そういったことによりまして海運業の国際競争力強化にも役立てることができんだというメリットが海運サイドにもあるわけでございます。このスクラップ・アンド・ビルドということをぜひお願いしたい、こう思うわけでございます。

第三点は、これは内需振興策ではございませんで、発展途上国に対する経済援助の一環といたしまして、積極的に船舶の供与をやっていたいただきたいということでございます。従来のように、政府が相手国の申し出を待つて検討するというふうな消極的な態度ではございませんで、発展途上国の需要をわが国の造船業の仕事に結びつけるように、政府の方で積極的な働きかけをやっていたいただきたいというのが私どものお願いでございます。先ほど申し上げました官公庁船の代替建造とスクラップ・アンド・ビルドによる国内船建造とで、合わせますという年間約五千億円、三年間で一兆五千億円程度の国内需要というふうなものを、私どもは期待しておる次第でございます。先ほどの経済協力はこのほかにプラスアルファになるわけでございますけれども、そういうことでぜひともお願いしたいということでございます。

なお最近、先週の日経経済対策関係協議会でございましたが、二十一日の日にございました。あの日に政府が緊急ドル減らし対策の一環として打ち出された外国船籍の老朽船の購入、解撤の実施ということにつきまして、造船不況対策として非常に役立つものでございますので、われわれ工業会といたしましてこの具体策につきまして鋭

意検討中でございます。このことをつけ加えさせていただきます。このことをつけ加えさせていただきます。

さて、構造不況法案の問題に返りまして、この構造不況法案の中の一つの柱になっております債務保証基金制度の運用につきまして、次のことをちよつとお願いしたいと存じております。

この基金を活用するのは、主として恐らく造船業の場合中手以下の造船会社になると考えられます。ところが、この中手の企業には担保力が非常にございまして、弱体でございます。本来造船業というものは担保力がない企業でございますけれども、中でも中手の造船所についてはそのことが言えるわけでございます。したがって、基金の保証に對しまして、さらに裏保証を必要とするということになりますと、ほとんどこれはこの制度が中手の造船業には利用できないということになつてやうなわけであります。したがって、この点につきましては特段の御配慮をお願いしたいというふうな思つておるわけでござい

それから融資期間が五年というふうになつてくる由に聞いておりますけれども、造船業の不況は、冒頭に申し上げましたように四、五年ぐらひは最低回復しないと考えられますので、相当なやつぱり据え置き期間を含みます長期融資ということで運用していただかないと、造船業の場合には意味をなさないんじゃないかというふうな思ふ次第でございます。そして中手の造船所におきまして金融対策といたしましては、この債務保証基金制度だけでは決して十分ではございません。この制度のほかに、やはり設備の買い上げという制度がもしできるならばそういったこともやっていただかなきゃならぬし、そして同時に企業債務のたな上げというふうな抜本的な措置をあわせてやっていただかないことには、造船業の場合にはなかなかうまく構造改善というのはいかないのではないかと、この点につきましてはぜひ御高配をお願いしたいというふうな思つておる次第でございます。

以上、私の陳述を終わらしていただきたいと思つております。ありがとうございました。

○理事(福岡日出彦君) ありがとうございました。

次に、高橋参考人をお願いいたします。

○参考人(高橋正男君) 高橋です。

造船業の構造不況の実情を申し上げ、まず御理解をいただきたいと思つております。わが国の造船産業は、昭和三十一年以来世界の第一位の建造量を占めてきました。昭和四十年以来世界の四〇%から五〇%の建造シェアを占めるように飛躍的な発展を遂げてきたわけであります。しかしながら石油ショック以来、海運不況によりまして船舶の受注量は激減し、昭和四十九年以來今日までの造船会社の倒産は四十社に及んでおるわけであります。昨年度だけで見ましても倒産は二十五社に達し、関連企業の倒産は今年に入つて十社の倒産を見ているわけであります。倒産した四十社の従業員は約八千名であります。負債総額は二千億にも達しているのが実情です。また昭和四十九年より今日まで、造船産業から離職した労働者の数は約五万一千名にも達しており、さらに今日段階の仕事量の見通しから推定いたしますと、新造船部門だけで約三万五千名の余剰人員が見込まれておるわけであります。

昭和五十一年六月の海運造船合理化審議会の答申によりますと、昭和五十五年度の建造需要は六百五十万総トンと見込み、操業度は四十九年度のピーク時の六五%となつておるわけであります。しかしながら海運不況による大量のキャンセル、さらにEC主要造船国の国家助成の拡大、たとえば西ドイツが船舶の二八%、スウェーデンにおいては四五%の国家助成をしておるわけであります。それに最近の異常な円高、さらに第三回の追い上げなどによりまして、手持ち工事量は大幅といたしまして今年の八月ごろまでしかなく、今後倒産が続出するというきわめて深刻な事態が予想されるわけであります。

わが国の造船業の建造量は千九百万総トンと言

われていますが、現在の受注量から推定いたしますと、昭和五十三年度の操業度は三〇%、四十九年を一〇〇%といたしまして三〇%、五十四年度は五%と見込まれておりまして、きわめて深刻な事態にあるわけであります。たとえ造船市場が回復したとしても、過去のような大量受注は絶対にあり得ないと判断されますので、設備過剰は否定できません。現在海運造船合理化審議会の施設部会で供給能力の削減問題について具体的な検討が進められていますが、雇用問題を含め慎重に対応されることを強く要請するものであります。

造船業は労働集約産業で、関連産業のすそ野は広い地場産業であります。そうして地域経済に及ぼす社会的影響が大きく、すでに佐世保、函館、今治地区などにおいては社会的な問題となつておるわけであります。いま中小企業から大手企業に至るまで、仕事量激減による経営の減量化が急速に進められ、労働者の配転、出向、希望退職などの雇用調整が進められておるのが実情であります。

次に、特定不況産業安定臨時措置法案について意見を述べます。

私たちの基本理念は雇用確保が優先であり、労働諸条件の維持、向上のため財政措置により仕事量の増大を図ることが緊急課題と思つております。構造不況産業は、景気が回復したとしても、根本的にすべてが立ち直ることが至難であり、このため過剰設備処理は不可避であると思つております。したがって、円滑に供給力の削減を図り、産業の安定を図るには、法律またそして政策面での総合対策が必要であると思つております。

この法案は構造改善を推進するために必要な法案であります。安定基本計画の策定と実施にあつては関係労働組合代表の意見反映がなされるべきであると思つております。

過剰供給力を削減することは雇用に影響を及ぼすため、雇用確保対策を前提とした一定の操業度を維持することが必要であります。したがって、財政措置を講じ、内需拡大を図るため仕事量の増

大を因っていただきたいと思ひます。

設備の廃棄、凍結等については労使の事前協議を義務づけること、また地方自治体、関連企業労働代表などと雇用問題を重視した事前の話し合いを行うことが必要であります。

信用保証基金の一千億ということでありましたが、これはきわめて少ない額と思ひます。さらに債務保証の裏保証の問題については、活用を制限します。さらに返済期間の延長を図っていただきたいと思ひます。

私たちがこの不況を克服するために、具体的な政策を今日まで政府及び各政党に要請してまいりました。その政策についてお願いを申し上げます。一つは公共事業の優先発注など、政府、地方自治体において、不況産業に優先発注をお願いしたいということであり、さらに官公庁船の代替建造の飛躍的増大を図っていただきたい。

さらにスクラップ・アンド・ビルド方式の導入であります。この問題については全日海、まあ海員組合といいますが、先般合意をいたしまして、総理大臣以下各関係大臣に海員組合と造船重機は共同で政策を確立し申し入れてありますが、この場合についての御配慮は、船主に対するメリットある金融条件を付与していただき、国際競争力を強化していただきたいということであり、さらに国内LNG船の建造であります。これはエネルギー対策上、国家のプロジェクト体制をとり、金融、財政面での助成を図っていただきたいということであり、これも海員組合と共同で申し入れてある事項であります。

さらに環境保全のための既存タンカーにおけるSBT並びにCOWの設置の法制化を図っていただきたいということであり、さらに石油備蓄、浮体構造物、公共的海洋開発を促進していただきたいということであり、さらにまた、開発途上国の経済協力として船舶の供与の促進。

さらに中小造船対策をいたしまして、長期低利の事業資金の融資、設備の買い上げ、債務のたな上げなど、抜本的に中小対策として推進していただきたいことをお願いいたします。私の意見を終わります。

○理事(福岡日出廣君) ありがとうございます。次に、佐野参考人をお願いいたします。

○参考人(佐野明君) 全国一般の佐野でございます。本日は、合板業界の労働者を組織する立場から、この法案の問題について御意見を申し上げます。

合板業界は、五十年の一月以降今日まで、不況カルテル——操短を続けてきておりまして、大変厳しい状況に置かれております。しかし、この不況カルテルにより操短を続けておりますが、一向にその効果が出ていないというのが現状でございます。

その原因は不況カルテルによりまして一定期間工場は操短をするわけでございますが、実情は操短以外の日はしり抜け増産いたしまして、結果的にはむしろ局面的には生産が増大する。操短不況カルテルの割合に生産はやっぱり維持されている。増大する、そういう状況すら実は続いているわけであり、

一方、五十年以降の業界の中では、倒産、閉鎖、休業は六十五の工場に達しております。中にはもう再建したところもございまして、約十工場再建しておりますが、六十五工場が倒産、閉鎖、休業。合板業界の特徴は、倒産が比較的少なく、閉鎖、休業が多いわけであり、そういう状況の中で、人員の問題を見ますと、昭和四十八年をピークといたしまして今日まで約三三%、一万七千人の労働者が減少しております、現在約三万五千名でございます。

先ほど申しましたとおり、実は不況カルテル、操短にもかかわらず、生産が落ちないというのは一体どういうことか。一方で人が大きく減っている

わけであり、人が減って実は不況カルテルをして、生産が落ちないというのは実は残業が非常にふえていっている。いわゆる不況カルテルの裏をくぐりまして、やみ生産、増産、それはやっぱり残業が非常にふえていっていること、労働時間の延長が非常に広がっておりまして、そういう意味では先ほど申しましたとおり不況カルテル全く効果がないわけ、このことは、実は設備廃棄をいたしましても、残り残した企業なり工場が際限のない企業競争だとか、あるいは生産増大を続けている限りにおきましては、業界の安定どころか、私たちの立場から言うならば労働者の犠牲だけが残るおそれがあると言わざるを得ないのであります。そういう意味からいいますと、むしろ週休二日制の実施だとか夜勤労働の廃止だとか、あるいは残業の規制など、そういう方法によって安定を図るべきではないかというふうに思ひます。現に業界の中におきましても、私たち労働組合と同じような立場ではありませんが、そういう方法も賛成だ、これは中部の合板工業組合の一部ではそういう経営者の皆さんからの考え方も実は出ている。

最近のそうした目に余る状況に對しまして、私たち総評全国一般のみならず、同盟の一般同盟、あるいは全化同盟などの同じ合板を組織されている労働団体とも御相談申し上げまして、日本合板工業組合連合会に時間の短縮だとか、あるいは残業の規制だとか、あるいは休日増加とか定年制の延長、こういう申し出をいたすと同時に、設備廃棄につきましても申し上げた労働団体が事前協議について十分尽くすことを、工業連合組合に実は申し入れをしたところでござい、

私たちはそういう意味におきまして、業界のいまの状況というものは設備過剰というよりも、あるいは低賃金によるダンピング、野放しによる輸入問題に對しても、十分考えていただく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。ところでまた合板業界におきましては、流れ作業でござ

いまして、原本から製品に至るまで一貫した設備によって実は生産をされるわけでござい、そういう性格上、部分的な設備の廃棄というものは事実上できない。そういう場合は合板業界の性格といたしまして、持っているわけであります。そういう点におきまして、設備廃棄というものを合板業界に当てはめて考えてみますと、こういう問題が実は出ております。

一つは林野庁の計画では、三カ年間に占めて二%、三十六ラインの廃棄ということを実は方針として出しておりますが、一ライン当たり従業員数は百二十名相当でありまして、三十六ラインになりますと四千二百人の従業員が失業するということになるわけであります。とりわけ百人前後の中小の合板工場におきましては、いま申し上げたように、ラインが一ラインしかないのではありませんから、したがって設備廃棄——設備廃棄の単位はラインでありますから、中小合板工場の場合には、設備廃棄イコール工場閉鎖、全員解雇ということにつながるわけでござい、中小合板工場は、そういう意味におきまして、大工場と違ひまして、他の会社、工場に出向するとか配転するとかいう方法による雇用確保は全く不可能であります。したがって、中小合板工場における設備廃棄というものは、工場閉鎖、全員解雇という、文字どおり全体の失業という深刻な事態を実は迎えるわけであります。

とりわけ、この合板労働者というのは御承知かと思ひますが、仕事の内容はきわめて単純労働、労働集約的な産業でありまして、中でも労働力構成が中高年労働者が非常に多いわけ、したがって、この合板工場の技術を生かすような産業等はほかにござい、事実上再就職はきわめて困難な状況であります。

離職法という法律が昨年制定されましたが、そういう意味からいいますと、せっかくできた法律であります、合板の中小労働者から見ると、余りメリットといえますか、というものは感ぜられない。たとえば職業訓練一つとりまして、中

小の合板工場にはそんな暇も実はないわけであり
ます。余裕も実はないという状況でございます。

もう一つ合板の立場でこの法案の中で問題だと思われている点を申し上げますと、使用者の人工が、いわゆる事業主が、極端な言い方でござい
ますが、お金欲しさのためにこの法案が利用され、設備廃棄をされ、労働者だけ犠牲になるとい
うことがないよう、ひとつ十分処置をお願いしたい
というふうに思っています。ということは、希望退職を
募りまして、事実上もう全員やめていただく。そ
うすると工場設備だけ残つてしまふ。工場設
備だけ残しておいて、後でまたたとえば買い上げ
なら買い上げ、あるいは設備廃棄をするといふこ
とが実はできないわけじゃないのであります。多
少そういう動きもないわけではございませんの
で、そうなりますと、まあ何といひますか、この
法案で指摘されているところの雇用の安定とい
うことについては、事態は非常にひどいことにな
りほしないかというおそれを実は感ずるわけに
ございます。

また業界の体質と申しましょうか、いわゆるこ
れらの問題が密室の中で担保権者、これは特に合
板の場合は商社、銀行が多いわけではございま
すが、関係者が談合されてしまつて事態が一方的に進め
られてしまふという危険性を非常に危惧するわけ
です。というところは、日本合板工業組合連合会と
私どもの間で何回か交渉を持ちましたが、明確な
回答といひますか、話し合いがなかなかできない、
話し合いと申し上げても全く実形式に終わつて
いるという状況がございまして、そういう意味合
いにおきましては雇対法の運用などについてはも
と厳しく運用などをお願いしないと、労働者だけ
の犠牲になつてしまふということを多分に実恐
れる次第でございます。

次の問題は、政府の諸政策とのかわり合いの
問題でございますが、合板業界は御承知のとおり、
住宅産業あるいは住宅関連産業と深いかわりを
実は持つておられるわけでございます。合板の用途の
六〇％は住宅建設に充てられていふというふう

言われております。そういう業界の特殊事情から
申し上げますと、政府の住宅政策の立ちおくれの
結果、住宅政策が目標どおり進んでいない、たと
えば五カ年計画でいきますと、八百六十万戸が目
標でございますが、五十一年度は百五十二万戸、
五十二年度が百五十一万戸という状況で、いわ
ゆる住宅建設が目ざざざざざざざざざざざざざ
と云うならば、国民が一番求めているところの住
宅に對しまして積極的な政策を進めていただくな
らば、この需給ギャップというものを大幅に改善
されたであらうと思ふし、今後改善されるんでは
ないかというふうにも思ふのであります。そうい
う意味からいいますと、設備廃棄だけが合板業界
の場合には業界の安定といふことにはならないん
ではないだろうか、業界の安定とは政府の住宅政
策にかんしては実にかかっているといふことを強く指
摘をしておきたいと思ふのであります。もちろん
事業者の方自身が相当の努力をされることを私た
ちは期待いたしますが、それを効果的なものにする
ためには、政府の政策が決定的だといふことを
申し上げたいのであります。

次の問題であります。合板の場合には監督官
庁は林野庁でございますが、林野庁は去る五十年
の八月木材産業基本問題調査会を発足させまし
て、五十二年の六月、調査会としての提言をまと
めました。その中で設備の廃棄や凍結の問題も実
は指摘をされてございまして、それと関連いたしま
して、労働者の雇用問題についても実は触れてお
るわけでありまして、その一つを御紹介申し上げま
すと、特に休止工場などの従業員雇用の確保が
不可欠であるといふことを指摘しておりますし、
また雇用の確保について適切な対応をとることが
必要であるといふことを政府に求めるといふこと
を実はこの木材産業基本問題調査会の構成員全員
が一致して決定をしておるといふことでございま
す。

ところが、この法案はそういう点から見ますと、
雇用問題については考慮とか努力といふきわめて
精神的な表現にとどまつておりまして、設備廃棄

によつて生ずる労働者の深刻な人員整理の問題を
避けていると言わざるを得ないといふふうに思
うのであります。端的に言いますと具体性がない
ではないかと思ふ。設備廃棄をして労働者の
雇用を確保する、安定する、そういうことがう
まうことができるかどうかが実は疑問を持たざるを得ない
のであります。

そこで、せめてお願いしておきたいことでござ
いまして、第一点は、労働組合との事前協議をひ
とつ明確にしたいと思ふのであります。お願
いをしていただきたいと思います。単なる形式的な
先ほど御紹介いたしました、形式的な話でなし
に、もつと内容のある実質的なやばり話し合
いができるような事前協議といふことを強くお願い
しておきたいと思ふのであります。

〔理事福岡日出郎君退席、委員長着席〕
二番目に、各種審議会、関連する審議会の問題
であります。審議会への労働代表の参加をお願い
すると同時に、やばり審議会の構成にふさわ
しい一定数の労働者側代表の参加といふことも御
検討願いたいと思ふのであります。

三番目は、新設、増設の規制の問題でございま
す。

四番目は、先ほど申し上げましたが、合板工
場の場合、仮に設備廃棄といふことになりま
す。中小の場合にはその工場もろとも閉鎖、全
員を整理するといふ状況に実はつながるわけにございま
す。とりわけ合板工場の中では身体障害者なども
若干でございまして、いるわけにございまして、そ
ういふような身体障害者などの失業なんかの場合
は、他の一般労働者に比べて大変深刻でございま
すから、このような法律が政府の責任において施
行されるとするならば、政府なり業者の共同の責
任において、それらの人々の雇用確保といふもの
をやつぱり明確にしたいだといふことが必要
ではないかと思ふのであります。

もう一つの問題は、これらの問題と関連しまし
て、それらの労働組合のところは労働協約が実は
あるわけでありまして、この法案が仮に施行され

るに従ひまして予想されることは、そうした設備
廃棄を中心とする合理化に便乗いたしまして、さ
まざまなやばり合理化といふものが出てくるお
それが多分に実には考えられるわけにございま
す。意味におきまして、労働協約に違反してはなら
ないといふことを明確にしたいだといふこと
に思つていふのであります。

合板の場合、特にさきに中小企業事業転換対策
臨時措置法といふものができておりまして、合板
産業から他の産業への転換といふものがすでに法
律的な対策としても打ち出されておりますが、私
どもの承知している限りにおきましては、合板産
業が他の事業に、この臨時措置法ができてから転
換をしよう、あるいはこの法律が活用されてい
るといふことを余り聞いておりません。そういう
意味におきまして、この法案について合板業界
の事業主の皆さん、企業の対応の問題について
も私どもきわめて注目しているところでございま
すが、一部でございまして、この法案が出る
に伴ひましてお金を出すのがいやだといふ声もあ
ることや、あるいは現に工業組合からの脱退とい
うものが起きていることなども実は聞いてい
るところでございます。そういう点からいいますと業
界の実態を正しく、一面におきましては反映され
ていふといひますか、的確に把握されておられ
るかどうか、きわめて疑問を実は感ずるを得ない
のでございます。

最後にもう一つお願いしておきたいことは、合
板業界の実態といふものは御承知かと思ひます
が、銀行だとか商社の系列の支配下に置かれて
いるのが現状でございまして、原木輸入で九〇％、
製品流通で六五％は実は商社の支配のもとに置
かれていふわけにございまして、そこで問題になり
ます点は、設備廃棄の資金の問題でございまして、
そういう実態の中で商社や銀行が担保権者でござ
いますから、そういう実態の中で労働者の確保
といふものが一体保障されるかどうかといふこと
についても実は大変心配をしておられるところ
でございます。

格になるのですが、炭鉱が閉山で買い上げの場合は、労働組合の同意文書がない限り、閉山の買い上げはしないと、これは石炭鉱業合理化事業団業務方法書第三十九条にはっきり載っているものでありますけれども、つまりそういう性格です。つまり労働組合との協議ということで、労働組合の同意、それがつまり書面協定というそういう同意的な協定ということまでやっぱりきちっとしなければ、実際の歯どめといえますが、協議を本当に尽くすことにならないんじゃないか。先ほど佐野さんからその点ずいぶん強調されました、高橋さんからも強調されましたけれども、この点どういふふうにお考えになつておられるかということ、ひとつまずお伺いしたいと思います。

○参考人(中曾敬君) それでは、ただいまの御質問につきまして順を追うてお答え申し上げます。御質問が、まず第一の御質問は、何といひますか、今回の構造改善対策を中長期的産業政策の中にどのように位置づけて考えるかというふうな御趣旨の質問であつたかと存じますけれども、私も造船業界におきましては、当然のことながら、今回の構造改善というのはおっしゃるとおり、中長期的展望のもとにやらなきゃならないというふうな思つておる次第でございます。まずそのためには、やっぱり今後の造船業の需要というものが一体どうなつていくんだらうか、デマンドというものが一体どういふ数量的にいくんだらうかということ、そしてまた質的にもどのような変化を来たしていくんだらうかというふうないわゆる需要見通しというものがすべての根幹になるであろうと、こう思われますので、実はすでに海運造船合理化審議会、これ運輸大臣の諮問機関でございますけれども、ここで造船業の対策の問題につきまして審議がすでに始まつております。そこで、この需要見通しというものをまずやりまして、そして今後の日本造船業のあり得べき姿、そういうものをとらまえて、そしてその構造改善対策というふうなことを含めてやつていこうとい

うことになつておるわけでございまして、そういった観点から申し上げます、まさに先生のおっしゃいますとおり、中長期的展望に立つて、造船業のあり方というものを考える中の一環としての構造改善であるというふうに私も考えておる次第でございます。

それから第二点でございます。EC諸国がいろいろな助成策をやつておると、船舶の助成というふうなこともやつておるといふことはお説のとおりでございます。そこで、それに対して日本造船業は、どのような考え方を持っているかというふうな御質問かと存じますけれども、実はEC諸国がこういった助成策をしたのは、大体一昨年あたりから昨年の前半ぐらいにかけてであらうと存じますけれども、その際には、まだ日本の造船業というのは競争力を持つておつたということが言えるかと思ひます。つまりわれわれの方では、非常に新鋭の設備を使いまして非常に合理化をやりました、彼らが助成策をやつてもなおかつ十分拮抗し得るだけの力を持つていたということが言えるかと思ひます。ところが、先ほど申し上げましたように、急激な円高という事態が発生いたしまして、日本造船業にとつては大変苦しい局面に立たされておるといふのが現状でございます。したがって、輸出船の受注というものが、そういったことから非常にむずかしくなつておるといふことも事実でございます。

そこで、先ほどから申し上げておりますように、私もどもいたしましては、何とかこの急場をしのぐために、非常に苦しいこの二、三年といひますか三、四年をしのぐためにぜひ内需の増勢ということとを柱といたしましてこれまあいゝるな財政援助が必要にならうかと存じます。そういった意味合いでの国のサポートをぜひお願いしたいと、スクラブ・アンド・ビルドとか官公需船の発注とか、そういうふうなことをぜひお願いしたいと申し上げておりますのは、そこら辺にポイントがあるわけでございまして、それから第三番目の内需拡大の一策として、二

百海里水域問題に関連いたしまして、海上保安庁の巡視船の増強をやるべきではないかというお話でございますが、まことに私もどもとしまして、ぜひそれをやつていただきたいというふうな感じでおる次第でございます。冒頭の陳述に申し上げました中には、増強という言葉は使ひませんでしたが、実は当然のことながら、それは海上保安庁で現在お考えになつております年次計画に合せて、あるいはその年次計画を前倒ししていただきまして、この増強はぜひやつていただきたいと、これがまた国家的な要請でもあるというふうな観点からぜひこれはお願いしたいと、こう思つておる次第でございます。

なおつけ加えて申し上げますならば、私が最初申し上げました老朽巡視船のリプレースメントをやつていただきたいということとを申し上げましたが、このリプレースメントをやるのが、同時にまた増強にもつながるということが、ひとつ一面あるということとをちよつと御説明申し上げたいと思ひます。と申しますのは、なかなか増強ということにつきまして、いま海上保安庁などのお話を伺つておられますと、総定員法の枠の問題がございまして、なかなか人間の枠を拡大することはむずかしいんで、なかなか増強はむずかしいんだという話を伺うんでございまして、リプレースメントをやつていただきます。そういったと、たとえば一隻三百五十トン型の巡視船ですと四十五名ぐらゐ乗つていらつしやるのでございまして、これを最近の造船業のいわゆる技術力、つまり超自動化といひますか合理的な施設にいたしますれば、乗組員の数が少なくて済むと。

たとえばこれは具体的な数字を申し上げて恐縮なんでしょうけれども、このとおりになるかどうかはこれは別問題といたしまして、たとえばの話でございますけれども、三十名でたとえやれるということになりますれば、そのような近代化的な設備を持った船に、自動化船にいたしますと、二隻、つまり現在の老朽巡視船二隻つづしますと、九十人の方が乗つていらつしやるわけでは

けれども、二隻をつぶして三隻をつくることのできるようになる。一隻あたり三十人で済むということになります。そういうふうなことから、リプレースメントをやることによって増強にもつながるということが、実は効果が出てくるということも御承知おきいただきたいと存じます。

それから第四点のいわゆる何といひますか、大きい造船所が中小造船所の分野にまで入り込んできて仕事を荒らしておるといふふうなお話に対してのお答えでございますけれども、実は従来は、たとえば大きい造船所というのはULCCとかVLC、いわゆる大型の何十万吨ものタンカーとかあるいは大型のバルクキャリア、そういうものを大型の造船所は大型の設備を持っておりますので、当然のことながらつくつておりました。そうして中型の造船所は中型の船を、一万吨とか二万吨の中型の船をつくつておつたということとで、おのずからそこに甲らに似せて穴を掘ると申しますか、そういうふうな自然と分野の調整ができておつたのでございまして。ところが最近に至りましては、そういうULCC、VLCといふような大型の船が発注が全くとまつております。したがって、大きい造船所といたしましては、おのずから従来の感覚から申しますれば中型の船になりますけれども、そういう船をつくらざるを得なくなつてきておるわけでございまして。それしか仕事がないわけでございまして。したがって、たとえば海上保安庁の巡視船とかあるいは船舶整備公団といふ公団がございまして、そういったところでわりあい小さな船の建造をやつておられますけれども、発注もやつておられますけれども、そういう船舶整備公団とか海上保安庁の巡視船といったものにつきましては、なるべく大手は手を出すというふうな行政指導がすでになされてつづいてございまして、そういった限りにおきましてはある程度のことばやられておりますけれども、ただ一般の商船についてはなかなか分野の調整と申しますか、そういったことはなかなか言

思うわけでございます。

それから第五番目、これは私に対する御質問であつたかどうか定かでないかもしれませんが、タンカー備蓄の問題につきましての安全性確保ということに留意すべきであるという御意見につきましては、全くそのとおりであらうかと思ひます。現在、運輸省と通産省が協議されましてタンカー備蓄の問題がだんだんと具体化しつつあると。われわれ造船工業会の立場でこういうことを申し上げるのはいささか過ぎた感じがいたしますけれども、私どもが仄聞するところによりますれば、タンカーに備蓄する際に、安全性を確保すること、これが第一義であるという観点から、どこに一体タンカーを停泊させるのだ、持っていくのだと。そして石油の備蓄をやるんだということにつきましては、大変頭を痛めて当事者の方々がいろいろと検討なさつてゐるということ、この安全性の確保ということに主眼があるからだというふうには私何ておる次第でございます。

以上でございます。

（委員長退席、理事大谷藤之助君着席）

○参考人（高橋正男君） 二、三の点について組合の立場から申し上げたいと思ひますが、まず中長期産業政策、これは当然だと思ひます。造船重機労連も結成以来、産業政策を確立してまいつたわけでありますけれども、今日の構造転換をどうするかというの、本来政府が長期政策ビジョンを明らかにしていかなくちゃいけないのではなからうか。当然、構造転換に伴うことは雇用労働力の再配置が行われるわけでありますから、職業訓練等当然でありますし、特に私は今日の職業訓練については、もっと高度なものにすべきであらう。たとえばアラブ語まで教えてノーハウとして輸出海外に出るとか、そういうようなことが必要だろうと思ひますので、特に政府、経営者が政策ビジョンの策定に向けて労働組合と協議の上やるべきだといふふうに考へてゐるわけであります。

国家助成の問題でありますけれども、日本の造船といふのはきわめて飛躍的に拡大したわけであ

ります。たとえば西ドイツは造船労働者が七万ぐらゐでありますから、国家助成といつても少ない財政で済むわけでありまして、日本の場合にはきわめて大きな財政になるわけでありまして、ただ、国営、国有化されますと自由競争の原則が否定されますので、その辺の懸念はありますけれども、何としましても緊急避難的に、今日内需拡大で財政援助の措置を講じて、雇用を守つていただきたいという立場に変わらざるを得ないわけでありまして、ただ問題は、内需拡大といつてもどういふ方向でやるのか。あくまでも国民のサイドに立つた内需拡大、たとえば環境保全のためのいろんな施策、さらには流通改善のための施策等が必要だと思ひうわけであり

ます。たとえば空港の問題、成田空港をとつて、十三年でいまだに開港できないというふうな実態。二百海里時代でありますから、やはり浮体構造物等における海洋開発、空港の問題についても浮体構造物で空港をつくること、さらに過密都市においてはベイブリッジ、すなわち京浜地帯においては、東京・千葉・千葉・神奈川と、そういうふうな抜本的な政策というものを確立することによつて不況の鉄鋼、不況の造船、さらには関連産業の雇用を守ることになるのではないかと、いふふうに私には産業政策を提案してゐるわけであります。特に二百海里時代でありますから、海洋開発する漁業、漁民の皆さんが非常に苦難な展望にあるわけであります。三百五十トンの巡視船で二百海里の外では木の葉のように揺られて作業もできない、観測もできないということでありまして、この増大は先生の指摘されたとおり、早急に二百海里海洋秩序を守るために、さらに国益を守るためにこの巡視船といふものの拡大が必要であらうといふふうに考へておるわけであります。

中小企業の問題でありますから、分野調整といふものについては実は一つの構想として持たれるわけでありまして、実際線引きはわれわれも具体的に検討したわけでありまして、むずかしいわけでありまして、そのことは技術的な問題であ

ります。小さい船でも観測船、これはいろいろな計器を積みまして、そういうところは技術の高いところにはかないとつくれない、こういうふうな内容がありますので、一概に線引きというのは困難であらうと思ひますけれども、これは大手は大手業界同士が協力して中小企業に仕事量を回すといふお互いの共同の責任、協調の責任でこの仕事量の配分の問題についてやらなければいけないだらう。私どもも一人五千円ずつ組合員から取りまして、これは産別でも初めてだと思ひますが、友愛救済基金制度と、二十三人でありますが、約十億集めてまして労金に預託して信用度を高めて、三十億から四十億円で中小企業の倒産防止、解雇防止のために使おうという考へがあるわけであり

ます。国家助成だけに求めるんでなくて、労働者みずからがそのような対応をしていくということも申し上げておきたいと思ひます。備蓄の問題でありますけれども、これは先生の指摘されたように、かけがえのない海洋を汚染しては絶対ならないと思ひます。したがつて、このためにこの備蓄問題については、いま外貨が非常にたまっておるわけですから一石二鳥の面があるわけでありまして、したがつて、陸上にタンクをつくれば一番いいんですが、立地的な条件が非常にむずかしいわけでありまして、浮体構造物で備蓄する、これはもうクロースドシステム、閉鎖システムをとらなければいけない、さらに台風とかそういう自然現象を十分防止する立場でこれを、備蓄をやらなければいけないんじゃないか。前の田中通産大臣にも昨年の七月強く申し入れたわけですが、七十七日分しか日本がないと、アラブにちよつと紛争があれば日本列島が暗黒じゃないか、こういうふうな指摘もしたわけでありまして、したがつて、政治レベルにおいてこれらの問題について、備蓄をタンカーなり浮体構造物なり陸上なり、そういう点について政治行動力をもつてこの立地条件を解決されることを強く要望したいと思ひます。

○参考人（佐野明君） 日本の合板の国際的な競

争力の問題なんです、率直に見まして韓国あるいは台湾などに比較すれば国際的な競争力がやっぱり弱いと言わざるを得ないと思ひます。その原因は、やはり韓国の例でいいますと、非常に日本よりも生産性の高い新鋭設備を持つてやられてゐるわけですね。あるいはそれに加えて長時間労働、十時間あるいは十二時間というきつめて長時間労働がされておる。賃金に至りましては日本の合板労働者の賃金の三分の一、こういう状況でありますから、そういう点でいいますと、まさに国際的な競争力は韓国台湾に比べれば弱いと言わざるを得ないと思ひます。では日本の合板の労働者の賃金は高いかといひますと、日本の全体の産業労働者の賃金の中では下から数えた方が早いぐらい、木材労働者とか繊維の労働者の賃金は非常に他の産業に比べてきつめて劣悪な低賃金なんです。日本の合板労働者の低賃金でありながらさらさらそれを下回るといふ、ここに実は国際競争力の問題があるんじゃないかといふふうに思ひます。

そういう問題を実は発生さしてしまつた、私ども一つの見方ではあります、韓国には非常に高度の生産性の高い生産設備を送り込んだのは実は日本の商社でありまして、商社がとんとん、実は合板が一時期もうかるという意味で韓国に資本の進出をする、あるいは協力をする形の中で今日の実は事態を招いてゐるというふうには私も見てゐるわけですね。でありますから、その辺のところの規制といふものをやはりしつていかない限り、こうした矛盾といふものはなかなか解消しないのではないかと、いふふうに思ひます。またもう一つ、それらの中で今後どう克服するかということではあります、まあ国内的には住宅を中心とする国内需要の喚起以外、これ以外なかなかないと思ひますけれども、もう一つは新設、増設をできればやっぱり規制をある程度していかなくちゃいけないんじゃないか。それから合板の産業の特殊事情といふのはいわゆる南方から原木を輸入いたしましてそれを加工

するのが実情であります。そうなりますと原木の輸入というものが、ほとんど大手商社によって押さえられておまして、先ほども言いましたとおり商社によって輸入が九〇％押さえられておる、ところが合板のコストの六〇％は実は原木代であります。コストの六〇％の原木代、実は大手商社によって押さえられているというこの実態から見まして、その原価の公開といいますかを初めとして原木問題をどうやうに調整するかということが大変な問題である。一方今度は生産いたした製品は、これまた商社を通して流通して流通するわけがあります。六五％商社を通して流通する。そういう点で大手商社の支配というものが決定的でございますから、その辺のところをどういふふうに規制するかといいますか、調整するといひますが、それがなかりなかなかに困難ではないかと思ふんです。

一方人件費の方は年々実はもう低下をしているんです。これは、春闘といひましても合板業界の場合ほとんど春闘は他の産業の労働者の三分の一から、よくて半分程度この四、五年続いている状況で、賃金はほとんど低下をしている、人件費は低下をしておるわけです。逆に原木はほとんど上がっている。これの矛盾を解消しない限り、なかなかむずかしいのではないかというふうに思っております。

それから事前協議制の問題でございますが、実は合板の場合には構造改善事業すで行われておりますが、この構造改善事業の中での設備廃棄問題が実は取り上げられてまいりまして、林野庁と労働組合の間でもいふ話し合いをされましたが、林野庁の御見解といたしましてはこうした問題については労使間の合意がなければできないというのを明確に実は指摘をされておるわけなんです。私もその立場、これはもう当然のことだと思ふのでありますから、そういう点で労働組合といたしましては、事前協議が単なる話し合い、単なる協議ではなしに、労働組合といたしましては同意という立場に実は考えているわけであ

ります。したがって、紙バ労働の御指摘の書面協定の提出ということ、積極的に私どもとしては賛成でございます。ぜひそういう方向をとっていただければどうかというふうに思っております。

○小柳勇君 対馬君の補充質問ですが、佐野さんに二問だけ御質問いたします。

一つは、五十年以降三年間で一万七千名の離職者が出ておる、そういう話であります。離職されたその一万七千名の方はその後どういふ生活をしておられるか。たとえば職業訓練もありましようし、あるいは再就職もありましようが、追跡されておたら、それをお話し願ひたい。

それから、第二問は、中小企業事業転換対策臨時措置法があるけれども、余り活用されていないというお話であります。その実態についてもうちょっと御説明を願ひたいと思ひます。いま大手企業についてはこういう法律でましますけれど、関連中小企業というのはそのままだけに活用されるわけですね。したがって、この事業転換というならば、大企業よりむしろ中小企業にもっと政治としては考えなきゃならぬ。ところが、この転換対策臨時措置法はあるけれども、大した活用されぬぞと、特に業者もそう言っているなんというお話ですから、その点についてのお話を願ひたいと思ひます。二点です。

○参考人(佐野明君) 退職者の追跡調査は実は必ずしも全国的、全面的に行われているわけではございません。結果面というか、部分的にしかお話しできませんが、退職されて三分の一ぐらいはなかなか就職困難であるということが報告をされております。

それから、就職された三分の二の人はどういふところに就職したかといひますと、必ずしも同じ同業種、合板にはほとんど就職いたしません。いろいろな、金属とかあらゆるところに就職しておるのが実態でございます。ただ、就職の条件は、前の勤務しておるところに比べますと、三分の二ぐらいのやつばかり水準に落ち込んでいる。ほとん

どかつて勤めていたところの賃金、労働条件よりも非常に悪いところに再就職しているという報告を実は受けております。

それから、事業転換、中小企業の転換法の問題でありますけれども、実は残念なことに私ども具体的に何件転換したという報告を聞いておらないわけでありまして、残念ながらお答えできませんが、私もその合板関係の労働組合の会議の中で、いろいろ報告を求めておる限りにおきましては、あの転換法ができてから、業者の中でいわれる合板業界から見切りをつけて他の業種に転換したという例はないと、閉鎖をしたりあるいは全くの自廃といひますか、いう話は聞いているけれども、あの転換法を利用して他の業種に転換したという報告を実は受けてないということを申し上げておきます。

○小柳勇君 ありがとうございます。

○峯山昭範君 本日は、大変お忙しいところを貴重な御意見を承りまして、本当にありがとうございます。

私の方からは、非常に短かい時間でございまして、端的に何点かをお伺いをいたします。初めに中曾参考人にお伺いをいたします。私としましては初めに内需拡大の具体策をお伺いしたかったわけですが、これは先ほど三点にわたってお述べになりましたので、その要望につきましては私たちがとしてはもう全力を挙げて取り組みたいと思っております。さらに、本日はまた参議院の運輸委員会におきましても決議案が出され、決議されるようになっておりますので、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

そこで、三点ほどお伺いしたいと思います。まず第一は、造船業界の国際的な関係、いわゆる開発途上国やそういうところの追い上げというのでもない、ふんふんありますので、国際国内ともにその環境は非常に厳しいわけでありまして、そこで、従来わが国の造船業界のあり方としましては、いわゆる量的な生産に偏った傾向にあるのではないかと。そこで、今後はやつぱりむしろ質的な変換を

図るべきではないかという意見が現実にあるわけなんです。そういうような意味で、今後のわが国の造船界が取り組むべき、あるいは開発すべき造船というものですね。それでまた、そこでさらに、国際競争力に十分対応しているその今後の経営あり方、この点についてはまずどういふふうにお考えかというのがまず第一点であります。

それから第二点としまして、現在の設備能力をいゆる半減する、半減しなければならぬというふうな意見が現実にあるわけなんです。しかしこの問題につきましては、私たちが造船工業界の中で、いわゆる何といひますか、設備の廃棄をしなければならぬのは大手の造船であつて、いわゆる中小造船はそうではないんだと、そういうふうな意見も現実にあるわけなんです。そこで、削減の方法ではいろいろな意見の対立が現実にあると思ふのです。こういうような点をどのように解決していかれるおつもりか。これ第二点目としてお伺いしたいと思ひます。

それから第三点目としましては、いわゆる今後問題になってくると私は思ふのですけれども、いわゆるアウトサイダーの規制ですね、これをどういふふうになされるかという問題、この三点をお伺いいたします。

それから、高橋参考人に対しまして、これも二つ、三つお伺いしたいと思ひます。一つは、造船業の雇用の確保の問題であります。現在の造船業における過剰設備の廃棄というのは、これは即雇用問題につながってくるわけでありまして、組合としましてはこの雇用確保を前提としたある程度の操業度、これはもうどうしても必要だと思ふのですけれども、そのための方策について組合としてはどの程度の操業度が必要であり、かつ、その点についてどのように考えているかというのがまず第一点であります。それから第二点としまして、先ほどもちよつと出ておりましたが、いわゆる労使の事前協議制の問題でございます。いわゆる造船業界における設備の廃棄あるいは凍結につきましては、直接雇用

問題に関連するわけでありますが、組合として事前に労使間で協議することについてどういう方針で対処するかというのがまず第一。そして、もし協議が整わない場合の措置ですね、これについてどういふふうにお考えかということですが、

それから三点目には、高橋参考人、衆議院の審議の際にお述べになつていらつしやいます、政府による早急な中期的または長期的にわたる産業構造ビジョンの策定という問題について意見を述べたにまつていらつしやいます、この問題について組合としてお考えになつてゐる点があれば御説明をいただきたいと思ひます。

それから次に、佐野参考人にお伺いをいたします。

大体実情につきましてはわかりましたし、また、先日から私たちも現場を見に行つていろいろ事情もお伺ひいたしております。そこで、普通合板企業数というのは、現在私たちが掌握した範囲内では大体二百二十社前後と聞いているわけでありますが、その中で労働組合が結成されているのはいくつあるんだとありますが、結成されているのは何社くらいあるのか。また、そのうち佐野さんの組合でございいます全国一般労働組合に加入されている組合はどのくらいあるのか、それによつて一遍教えていただきたいと思ふんです。

それで、この日本合板工業協同組合連合会というのは、合板製造業構造改善基金の創設によつて、全生産能力の一〇％の共同廃棄をしようとしておりますが、この廃棄計画の進展に伴つて生ずるいわゆる雇用の不安の問題を、各社別の労使交渉に任せておいたのでは、いわゆる労働組合がない企業もある程度あるわけではございませぬ。そうしますと、企業規模もまた小規模なものも大半を占める現状では、決して労働者のプラスになるものとは考えられないと思ふんですね。そこで、雇用不安をできるだけ回避するためには、全体的な雇用問題を労使で話し合う場を設ける必要があると、私たちこつういふふうにお考えかというのがまず第一

点であります。

それから次に、合板業界を取り巻く経営環境の悪化というのは、先ほどから問題になつております東南アジア等の製品との競争により、もたらされてゐる点もあるわけですね。そこで、先ほどお話しございましたが、原木の供給、製品の販売、輸出等により商社との結びつきが非常に強いわけでありますが、このような経営環境に陥つてゐるとその干渉が強くなる、商社の干渉がうんと強くなると思ふんですが、この実態はどういふふうにおつかみになつていらつしやるかというのが第二点目でありませぬ。

それから第三点目に、こつういふふうな経営環境が悪化するのと業界の再編成という動きが出てくるんじゃないかと私たちは推測もいたしておりますが、現在そういふような動きがあるのかどうか。もしあるとすれば、労働組合としてはどういふふうな動きに對してどういふふうに対応をされるのか、以上の三点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○参考人(中曾敬君) それでは、まず第一点でございますが、日本造船業が置かれております環境からいたしまして、いろいろな第三国の迫り上げその他ございませぬ。そういう環境下にあつて、日本造船業の今後の方向としてはどういふ方向にいくべきかというふうな御質問であつたと理解するわけでございますが、これは先生御示唆ございまして、技術的に、全くそのとおりでございます。質的に技術面と申しますか、付加価値の高いものをやつぱり日本造船業としては、何といひますか、つくつていくと、そういう方向に進むのが当然のことであらうかと存じます。もちろん将来ともU L C CとかV L C Cとか従来非常に出てまいりました大きな船、そういうものの需要がこれは今後、ただいまのところはとまつておりますけれども、数年たてばまた出てくるというところは、当然考えられるわけでございますけれども、しかしながら日本造船業の将来のベクトルと申しますか、といたしましては、当然のことながらやはりほか

の第三国などにはまねのできないようなそういうソフイスティケイテッドな船と申しますか、加工度の高い、付加価値の高いそういう船の方へやつぱり質的な転換を遂げていかなければいかぬのだからというところは当然私もいたしまして、も考へてゐるところでございます。

まあたとえばの話でございますけれども、L N G船なんというふうな船がございませぬ。これは日本のエネルギーのソースといたしましては将来このウエートが増してくるものでございませぬけれども、このL N G船につきましても、われわれといたしましては、もちろんいままで鋭意技術をついてまいりましたけれども、いろいろな事情がございまして、今日までいへばゆるぎなく動いてございませぬ。L N G船といたしましてはまたございませぬ。わづかに川崎重工でつくりました船がございませぬ。将来の日本のL N G、これをやぱり日本の船で運ぶというふうなことを一つの手始めにいたしましてつくつていこうというふうなことで、実は政府関係方面にもお願い申し上げまして、L N G船を国内船としてつくらしていただきたいということをいろいろいま関係方面に働きかけておる次第でございますけれども、そういう船あるいはたとえ最近の省エネルギー的な政策、そういうものにマッチいたしまして、たとえば従来のタービン船とか大型のディーゼルエンジンというものに比べまして、中速ディーゼルエンジンというものが非常に何といひますか、省エネルギー的なエンジンとしてクロウズアッパを使つてまいっております。そういうエンジンを使った船とか、あるいは先ほど申し上げましたような超自動化船と、いろいろコンピュータその他電子関係、エレクトロニクス関係を駆使いたしましてそういう船、そういうものの建造というものを日本造船業としては将来お家業としてひとつやつていかなければいかぬというふうなことを考へておる次第でございます。

手の方がそれは受け持つべきであつて云々といふふうなお話でございました。実は私も造船工業会の中でもいろいろと大手、中手とございませぬで、いかに構造問題に對処すべきかということ、非常に何といひますか、何回にもわたつて、そしてまた何時間にもわたつて大變な論議をしておる次第でございますが、しかしながら、現在の時点までになかなかコンセンサスというものはつくれるに至つておりません。ただ、その大手、大手と申しまして、従来から何といひますか、エスタブリッシュされた造船所といたしましては、大手と云ひ、かつその大手は結果的に見ますと、いふとわりあい造船専業でございませぬで、いろいろな他部門の仕事をやつておるというのが大手でございませぬ。それが大手と呼ばれておるわけでございますけれども、一方中手という造船所の中におきまして、最近非常にそのキャパシティが大きくなりまして、先ほどから申し上げておりますようなV L C Cとか大きなバルクキャリア、そういうものをつくり得る造船所が数多く出現しております。

したがしまして、やはり大手だけが設備を削減して中手が全然手を加えないといふふうなことで、これははるまじいかなんではないだろうか。やはりそれは中手は中手なりに設備の削減といひますか、供給力の削減と申しますか、そういうことをやつていくといふふうなことは、需給関係のギャップをなくすといふ意味では、そして構造改善をやつていくといふ意味では、一つの方向ではなからうかと、こつうまあこれは若干私見に属することであるかも知れませぬけれども、まあそういうことでございませぬ。したがしまして、現在私どもの内部でやられております議論は、中手の方も供給力削減といふふうなことを頭において、前提において議論がなされておるわけでございます。

事実上この供給力削減をどのようにしてやつていくかといふことにつきましては、造船業の特殊性といふものがございませぬ。これは単に設備能力だけを削減しただけではこれははるまじいかなん

ではなからうか。どうしても造船業というのは労働集約産業でございますので、そういった観点から申しますならば操業度規制と申しますか、そういった一つの規制の仕方というものをあわせて考えなければ、うまく構造改善というのはやっていけないんだらうというふうなこともあるわけでございます。そこら辺の問題をめぐりまして、いま盛んに部内で議論をやっていると、何とかひとつ部内でのコンセンサスづくりをやろうということで、鋭意議論をやっております。でございます。

それから第三番目のアウトサイダー規制の問題でございます。これは造船業の場合には幸か不幸かでございますが、造船法という法律がございます。

〔理事大谷藤之助君退席、委員長着席〕

たとえばこの構造改善の法律、構造不況法案でアウトサイダーがいわゆる出てきたとします。つまり手を挙げた企業がございまして、その企業のほかにかんがりの数のアウトサイダーが仮に出てきたとしますか。しかしながら、造船の場合におきましては造船法という法律があるもんですから、たとえば設備のその増設をやるといふふうなときには一々これは運輸省の許可が要ることになっておるわけでございます。したがって、そういうふうな行政措置といえますか、法律的な措置によりましてこれは行政当局の方で規制をしていただくということがございまして、アウトサイダーの問題というのは余り問題にならないというふうに承知しております。

○参考人(高橋正男君) 操業度であります。現在の雇用を確保するために、これは四十九年度を一〇〇といたしまして六五〇程度ぐらいの操業度を維持できるならば現在の雇用が確保できると思えます。

次に事前協議、これはすべて事前協議で労使合意のもとに実はいままでの企業合理化に対応してきておるわけでありまして、じや、事前協議が合意できなかった場合にはどうするかということでは

ありますが、できなかった場合はストライキなんですが、実際不況産業で仕事量が減少しているわけでありまして、ストライキばかりに訴えることはできません。したがって、本部が介入いたしまして妥協点を見出さざるを得ないというのが実情であります。

さらに、その政策ビジョンの問題について組合としてどうなのか、この点については基本的に省資源、省エネルギー、知識集約産業としてどういう方向性を持って政策を確立するかという問題にしろられるわけでありまして、国際的なそれぞれの国のニーズを把握して、それに対応するということも当然であります。当面、さきに申し上げましたように、何としても内需拡大でこの危機を回避しなければならぬ。たとえばいままでタンカーを中心とした――私はタンカーというのは余り高度な船じゃないと思う。タンクをつないでエンジンをつけた。そこに今日の不況が再来したと言っても過言ではないんじゃないか。したがって、付加価値の高いものを求めるわけでありまして、特になんか造船技術と言いますと航空機車両、プラント、あらゆる仕事をやっているわけでありまして。

中小企業の場合は造船プロパーというところが多いわけでありまして、その今日持つてくる技術の多様性を生かすような方法をとらなければいけない。したがって、開発途上国に対するリース方式の導入、たとえば船をつくってそれを貸してやるとか、さらには給与をするとか、そういうことも一つ考えられます。さらにプラント関係、陸上機械関係の方に転身をするということも考えていかなければならぬし、さきに申し上げましたとおり、日本の海運も国際競争力がダウンしております。したがって、国際競争力を維持するために発展させるために、今日の不況経済をスクラップして、そして国際競争力のある新しい船をビルドする、こういうことをやらなくと――海運も成り立つ、造船も成り立つ、両立するような政策を出しておるわけでありまして、それがスクラップ・ア

ンド・ビルドであり、さらにはLNG船、さらにLPG船、そういう付加価値の高いもの、いま日本で一隻も建造してないわけでありまして。しかしながら、クリーンエネルギーとしてこれからLNGはきわめて需要が大きいわけでありまして。昭和六十年では約三十隻ぐらい必要じゃなからうかと言われているわけでありまして、一隻約三百億、こういうものでありますから、これにやはり取り組むということによって雇用が守れるし、さらに国際競争力が高まるだろう。したがって、仕組み船も、外貨減らしの一策として仕組み船を買って、そして不況船、老朽船を解雇して、そしてビルドするというのを考えておるわけでありまして。これは今日の構造不況改善、構造転換に見習って、将来的な政策の一つとしていま例示として申し上げたわけでありまして。

○参考人(佐野明君) 合板関係の労働組合の組織状況でございますが、合板産業全体として大まかに言いますと、約三万五千名の労働者、組合のございましては約六〇％二万名というふうに入っております。と申し上げるのには、つまり全国一般の場合、約三十社前後の八千名でございます。そのほかに全化同盟さんあるいは一般同盟という同盟系の労働組合の組織に合板労働者が組織されております。それから、総評にも同盟にも属さない中立関係の労働組合がございまして、正確な数字はちょっと把握できないのでありますが、約六割二万というふうに見えております。そうしますと、残余の一万五千名がいわゆる労保組合のない未組織でございます。これは多くは非常に企業規模の小さい合板工場の労働者であります。組織の実態はそういう実態でございます。

そこで、合板労働者全体に係る問題について、私たちはできる限りこの話し合いの場を持ちたいという意味で、先ほども申し上げましたが、総評とか同盟ということだけにとどまらず、私ども全化同盟あるいは一般同盟の合板の方々と何回か話し合いを持ちまして、合板労働者全体の責任を負う立場で日本合板工業組合連合会との話し合いを

実は持っているわけでございます。しかし、非常に残念なことには、その何と言いますか、当事者の交渉能力とか、いろいろ口実を設けられまして実質的な話し合いがなかなかできない。林野庁の行政指導などもいたしながら、一歩でも前向きに話し合いをしたいと思っておりますが、業界の対応はきわめておくれおくれでありまして、私たちの立場から見ればおくれおくれでありまして、実質的な話し合いになかなか入り切れないというのが、残念であります。

したがって、未組織の労働者の問題も含めて全体の立場でこの問題に取り組んでいきたいという気持ちを持っておりますが、なかなかそういう意味での実質的な話し合いの場が実現していないというのが実情であります。がしかし、今日のこういう状況の中で、それにとどまることなく、できる限り日合連との話し合いは、実質的な話し合いの内容というものは高めるようにひとつ努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、商社の合板業界に対する影響力の問題なんです。御承知のとおり、合板はインドネシアとかあるいはフィリピン、東南アジアの方から輸入をするわけでありまして。ほとんど南方材に依存しているわけでありまして。そうしますと、その原木というものは膨大な資金を必要とするわけでありまして。結論的には原木を取り扱う商社が、金融の問題を通じてながらそこで事実上の体制に入っているわけでありまして。四十八年ごろまでの間に合板業界は二倍、三倍の膨大な設備投資をいたしました。工場の増設、新設をいたしました。この膨大な設備の増設、新設の資金も多くの商社からめんどろと見ていただいている。したがって、原木、設備、加えて販売、すべての面で資金その他の面を通して商社の支配下に実は置かれているわけでございます。その結果各会社のあるいは工場の管理体制の中にも役員が派遣されるなどという形で事実上この支配下に置かれているというものが一般的状況であります。個別の問題は時間もありませんで省略させていただきます。

きたいと思ひます。

〔委員長退席、理事福岡日出磨君着席〕

再編成の問題でございまして、そういう状況の中で商社あるいは林野庁、そういうところを中心にしたしまして業界の再編成を進められていくというところは承っております。そのねらいはやっぱり効率的な会社、工場に集中生産をしていくということにねらいが置かれていくようにございまして、その結果といたしましては、当然中小の合板工場の切り捨てにつながっていくわけでありまして、したがって、今日のこの法案の中心的な問題である設備廃棄の問題と、業界の再編成とも実はそういう点では一致をするというふうに見ているわけでありまして、私たちがいたしましては、そういう結果各工場や会社に相当過酷な合理化が避けられない点ではないかと、そういう点で、そういう動きについてはきわめて、何と申しますか厳しく私たちが対処していくという、そういう決意でございまして。

○渡辺武君 参考人の皆さんには、きょうは御苦勞さまで。端的に幾つかの点を伺いたいと思ひます。

まず中曾参考人に伺いたいことですが、この法案による設備の廃棄、現実には海運造船合理化審議会の答申を待ってから行われるということになるのかと思ひますが、日本造船工業会としてすでに大手それから中手及び小手などについて廃棄の割合などを試算しているということをお伺いしておりますが、どのようにお考えになつていらっしゃるのか伺いたいと思ひます。

〔理事福岡日出磨君退席、委員長着席〕

それからまたそうした操業度、これを前提とした場合に労働者はどのくらい削減されることになるのか、その試算がありましたらお知らせいたしたいと思ひます。

それからもう一点、いま造船不況が特に中小造船に集中的にあつてゐるわけでありまして、私愛媛県の今治に調査に行きましたが、非常に深刻な状況でございまして、それで、そのときに特に

強く聞かされたことですけれども、大手造船会社が中小造船の分野にいけば進出してくると、それから船舶についてもダンピング受注をやつていくことを聞きました。もし御承知であれば、その事態をお聞かせいただきたいと思います。こうした大手造船の船舶ダンピング、あるいは中小分野への進出、これがいまの中小造船や下請を特別に深刻な状態に陥れている原因になっているんじゃないかと思ひますが、その辺の影響についてもお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点、関連しまして、こうした状態をやはり何とか改善しなきゃならぬじゃないか、つまり分野調整、それから船舶ダンピングなどのチェックですね、こういうことをやつて、中小造船を保護する行政指導が十分になされなければ、この法案による設備廃棄だけでは、現在の中小造船には余り役に立たないことになるんじゃないかというふうに思ひますが、その点どのようにお考えか。

それからもう一点、先ほど官公庁船の受注の問題、お話がございました。私海上保安庁から、どのくらい一体中小造船に注文がいつてゐるのかというのを伺つてみましたら、大手に九六・三七％ですね、この仕事がいづつてゐるんだと、ですから、逆に言えば中小造船所には三・六三％しかいつてないという状況なんです。それで海上保安庁の意見では、いや技術上問題がありますと、大手でなければむずかしいですというのを言うのと同時に、大手に発注したように見えるけれども、しかし、その大手の下請に仕事がいづつてゐるんです。そういう形で中小造船にいつてゐるんですという答弁がありましたけれども、私はこれは技術的な問題は何とか解決できるんじゃないか。大手造船所もドックは遊休する、技術者も遊ばないような状態になつてゐるわけですから、大手の適切な協力があれば、仕事は直接に中小造船に回すことができるんじゃないか。運輸大臣もそういうことを希望しておられたような答弁でしたが、その点業界としてどう考えていらっしゃるのか、伺

いたいと思ひます。

それから高橋さんに伺いたいと思ひますが、大手造船所が優先的に下請などを切り捨てていつてゐる。いま下請に大量の失業者が出てゐるわけですが、同時に自分のところで雇つてゐる労働者についても、大手造船所が次々に整理計画を発表しているという状況ですので、いま出されてゐる人員削減計画ですね、これについても御存じであればお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点、大手の造船部門で仕事量が減少しているのにもかかわらず残業だとか労働強化、これがまた非常に強まつてゐるという話を伺つておりますが、その実態はどんな模様なのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは私の意見ですけれども、私どもが調べてみますと、大手造船所、不況不況と言ひますけれども、内部留保は非常にふえてゐるんですね。大手造船七社の内部留保を計算してみますと、四十八年の三月には四百二十五億円、それが五十二年の九月には七百八十四億円と二倍以上に四年半の間にふえてゐるという状況です。

それからもう一つ、私どもが実は三菱重工の例で計算してみましたが、資金運用などのためにたくさん株を保有してゐるんですね、他社の株を。それでその保有株の約一九％、これを販売した場合に、これは銀行関係の株で計算してみます。時価で計算しますと約三百三十六億円という数字が出るんです。三菱重工の全労働者の一年間の賃金が三百二十四億円ですから、二割程度の株を販売しただけで労働者一年間の賃金が出てくるという状況です。しかも、株は取得価格に比べていふ分上がつてゐますから、売った株の中で約半分くらいは株式の売買差益として出てくるんですね。ですから大手造船所が自分のところの労働者の首を切るということを防ぐための物資的な条件、これはいま言ったように内部留保を何とかがするとか、あるいは特に手持ちの株を時価で売つて、その一部を充てるとかいうようなことで私はできると思ひます。したがつて、やはり労働

時間の短縮あるいは週休二日制などという不況業種でこそ実行に移すべきじゃないかというふうに思ひますが、その点どんなふうにお考えか伺ひたいと思ひます。

それからもう一つ、三菱重工の中期事業計画、一九八〇年までの計画が発表されております。それを見ますと労働者は六千三百七十八名削減だといふことになってゐるんですね、事業量の方を見ますと、受注高はこの間に約一兆円ふやして五十一年度の一・七三倍になるんだという計画になってゐるんですね。造船部門の方も受注がふえることになってゐますが、陸上部門がかなりふえるという形になってゐるんですね。

そこで伺いたいんですけれども、造船部門が不況だからといって首を切るということをしてしないで、受注のふえる陸上部門の方にこの労働者を吸収するという措置を講ずるべきじゃないかというふうにお思ひますが、その点どうでしょう。

それから佐野参考人に伺いたいと思ひます。

先ほど、非常に合板産業の深刻な状態についてお聞かせいただきました。ところがどうも、特に出アウツサイダーまで規制して長期にわたつて不況カルテルが実施されてゐるのにもかかわらず、いまだにやはり業界の安定ができないという実態もお聞かせいただいて非常に気がたつたわけですが、今度のこの法案で設備の廃棄ということが中心に行われるわけですが、私ども特に心配しておりますのは、先ほど御報告のあつたような合板業界の実態などから考えてみまして、このしわ寄せが全面的に労働者に来やしないかという点で、非常に心配なわけなんです。従来の設備廃棄などで労働者にどのようなしわ寄せがあつたのか、もし詳しくお聞かせいただければお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点、やはり先ほど高橋参考人にも伺ひましたが、どうしても週休二日制などを含めて労働時間を短縮するか、やみ残業を規制するなどの措置をとらなければ、私、業界の安定そのものも困難になるんじゃないか。設備は一方で

廃業しながら残業などをやっているということ、ますます不況は解決できないという状態になるわけであり、その点についてどんなふうにお考えか。

それからもう一点、雇用の確保の問題ですが、この法案では対象産業に指定されると主務大臣が雇用の安定を図る措置を含めて安定基本計画を定めることになっておりますが、佐野さんとして、こういう安定計画の中に、一体どういう点を盛り込むことが一番有効な措置になるとお考えなのか、その点もお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(中曾敬君) それでは渡辺先生の御質問に対してお答え申し上げます。

まず第一点、設備の廃業問題についての御質問でございますが、これは先ほどもちよつと申し上げましたように、現在私どもの中でいろいろな議論をさせていただいておるわけでございます。ただ、ただいまの時点におきましては、まだコンセンサスを得るところまでいってないということでございます。これは造船業の場合は特殊でございます。まして、先ほども申し上げましたように、設備の何といふか、能力の削減のみならず、やはり操業量といふか、そちらの方の削減ということとを合わせまして供給能力の削減と申しますか、そういうことを図らなければいけないだろうということとは先ほど申し上げましたとおりでございます。現在までの時点、何か新聞に出ておつたのかも存じませんが、私どもの方で、特に事務局の方でそういうふうな何といふか、試算をした数字などというものはまだはじいたことはいりませんし、またこれはまさにわれわれのメンバー会社それぞれ議論をいたしまして、そうして、こうやうじゃないかというふうなコンセンサスの中の方から積み上げていくというものが筋ではなからうか、少なくともコンセンサスをつくる場合には、そういうことであらうと思ひまして、そういう方向で現在いろいろと議論をしておる最中でございます。

それから、操業度が四〇%ぐらいになったとき

には一体どのようなことになるだろうかと、うな話がございます。これは後また高橋さんなり、佐野さんなりに対する御質問との関連がございます。また私どものメンバー会社は大手の造船所が多うございまして、いわゆる兼業部門をたくさん持っております。したがって、造船部門が操業度が四〇%になりまして雇用の縮小をもちますわけでございまして、直ちにこれがいわゆる会社の外に出ていただくというふうなことは直ちにはつながらない。と申しますのは、いわゆる他部門へ配置転換ということもございまして、もちろん工場があらちここにございまして、同じ造船所の中でなくても他の工場へ配置転換ということもございまして、あるいはまあ系列会社に対する出向と申しますか、そういうことだつて可能なわけでございまして、現在までやりました雇用縮減というのは、大半が実はそういう形によって雇用縮減が行われているというのが現状でございます。

それから、四〇%にまでなつたら一体どういうことになるかというお話でございますが、実はわれわれ会員会社二十社の集計で申しまして、五十二年三月には九万七千人の雇用を抱えておつたのでございまして、それが五十二年十月までには約一万二千人ほど減つております。造船部門だけでございまして、この一万二千人はどうかと申しますと、先ほど申し上げましたとおり、社内での配置転換なりあるいは系列会社への配置転換なり出向でございまして、そういうことによつて大半が賄われておるわけでございまして。

それから、さらにこれに四〇%ぐらいまでになつたらどういふことになるかと申しますと、各会社の従業員はさらに二万人ぐらゐは恐らく縮小しなからぬだろう、こういうふうな考えでございます。この場合、二万人の方たちの身の振り方は、先ほど申しましたようなことをさらにやつていかなくいかぬというふうなことを思ひますけれども、場合によつては、現在ですに出ておられますような

希望退職というふうなことも、あるいはとつていかなきやならぬことになるかも知れません。もう一つ申し忘れましたのでつけ加えておきますけれども、実はだんだん操業度が減つてまいります第一段階でどういふことを造船所がいたしましと申しますと、まず残業規制をやるのでございまして、この残業規制でかなり何といひますか雇用時間の縮小を支えることができるわけでございまして、それをまず頭に置いていただきまして、いま私が申し上げましたことを御理解いただきたくと思ひます。

○委員長(補正俊君) ちよつと速記とめて。(速記中止)

○委員長(補正俊君) 速記を起こして。

○参考人(中曾敬君) 第二点でございますが、造船業の不況によりましていわゆる分野の問題、大手が中手に入つてくるというふうなお話がございまして、これは先ほど御説明申し上げたので省略させていただきますと思ひますが、なかなか現在出てくる船型が大きい船が出てまいらないものでございまして、分野の調整ということも事実上、むずかしいということでございます。そういうことでございまして、船舶の問題等につきましても非常に競争が激しいというわけでございまして、これはやっぱり解消するためには需給ギャップをなくすということが一番決め手になるわけでございまして、構造改善というのはそこをねらつたことでございまして、ぜひこの構造改善を進めることによつて、そういうことを解消していくということが第一義的な問題であらうかと思ひます。

それから第三点の海上保安庁の問題でございます。これは実はいわゆる海上保安庁の巡視船につきましては、非常にむずかしい船がございまして。たとえばヘリ空母というのがございまして、これは中手の造船所で事実上おやりにならうと思つても、なかなかできないものであります。それからもう一つは、初めて出てくるような船でございまして、たとえば五十二年の補正予算で初めて出

てきたんだと思ひますけれども、戦艦型の巡視船でございますが、こつた初めて出てくる船は、どうしても設計を大手の方でやつていただいて、そうして大手でおつくりたいだつというふうなことが必要であらうという海上保安庁側のお考えでございますけれども、そういうことがございまして、大手にいったという例がございまして、ただ二番目につく船は何も大手でなくてもできるわけでございまして、たとえば戦艦型の巡視船等につきましては、そういうことがございまして、先ほどの御質問に答えて申し上げましたけれども、海上保安庁と申しますか、あるいは運輸省と申し上げた方がよろしいと思ひますが、運輸省の行政指導をいたしまして、今後出てくる船は、例外はございまして、大手の方はなるべく手を出すなよというふうな行政指導がなされつつあるということをお申し上げておきます。

○参考人(高橋正男君) 経営の方は、減量化に先行してやはり雇用調整というふうに取り組むということが実態、これはきわめて遺憾だと思ひます。特にこの雇用問題で非常に出向、配転、これが多いわけであります。大手においても中小手においても多いわけであります。ということとは、労働条件の低下を認めない、そういう立場で配転はやむを得ないというふうな、雇用を守るわけをやつておるわけでありますので、当然陸上部門とかそういうところに配転が大量に出ておるわけですね。問題は、下請協力であります。これは本工——本工といひますが、社員が一万六千名ぐらゐ減少し、下請が三万六千ぐらゐ大体減少しているわけであります。この点については、特に企業に対して下請協力についても他業種にあつては、人というものを組合からも強く申し入れておるわけですが、何としても絶対量が少ないために離職してしまうというのが実態であります。労働時間の問題については、これは造船重機は産別でも一番早く一番短い時間だと思ひます。四年前に千九百六十八時間でありまして、大体百十四日の休みがある。ですから三・五に一日休みと、

こういうふうになっているわけです。これ一番短いと思います、電気や鉄鋼比でも。そういう時間短縮をして今日の不況を回避したいと、こういう努力をしておりますので、そういう点では時間短縮なり残業規制なりあらゆる努力をやっている。労働強化という一面が指摘されたわけでありまうけれども、集中生産 いままでは並行建造とかたくさんありました。集中的に建造するわけですから、確かに労働効率というものは上がっているという事は言われると思います。

以上です。

○参考人(佐野明君) 設備廃棄の結果の労働者のしわ寄せの問題については、ずばり一口に申し上げれば、設備廃棄されるという工場は失業であります。もちろん工場によっては残されている労働者もあり、その労働者に対しては、労働時間の延長など労働条件の低下というのがございます。また、再就職問題については先ほど質問いただきましたが、再就職した者の労働条件でいきますと、中には前の賃金、いままでの賃金に比べて五〇%、約半分ですね、の賃金で就職したのが一八・九%、四〇%賃金ダウンが一六・二%、三〇%の賃金ダウンが一・一%、二〇%のダウンが三二・四%という形で、これはある名古屋における合板工場における退職者の追跡調査であります。ほとんど以前の賃金に比べて大幅に賃金をダウンしているというそういう状況でありまして、再就職でも非常に困難な条件に置かれていっていること、そういう実態でございます。

それから、安定計画の問題についてたくさん希望ありますが、一言で申し上げるならば、どういう事業であれ、働き手である労働者の雇用安定、雇用確保あるいは労働条件の維持というものがなくしては、本当の意味での安定の立った事業計画はないと思う。その二点はぜひこれは織り込んでいただきたいと思ひます。

○藤井恒男君 本日は各参考人に御多忙の中を長時間本当にありがとうございました。時間がほとんどありませんので、造船関係につきましてはた

また造船出身の同僚議員も私もおりますし、内容もよく存じております。おおよその御見解承りましたので、質問をこの際省略したいと思ひます。

一点だけ佐野参考人にお聞きしたいわけですが、私も合板の零細企業が零細多様性である、しかも組織化が非常に出来ておるといふような意味から、この掌握が非常にむずかしいといふことはよく理解するわけですが、だからといって、長い間不況カルテルを結びついてもなお実効が上がらぬどころか、生産が伸びておるといふことは、私なかなか解せないんです。私も繊維産業、これは操短の歴史と言われる繊維産業の出身ですから、繊維産業も合板と同じように企業は零細多様性である、全国に散在しておるといふような状況でございますけれども、しかし操短をやれば価格修正がやはりできるという過去何回も経験を持っておるわけなんです。そういう中で不況カルテルをやりつても生産が上がるという事は、生産がさらに伸びるということはお互いつぶし合ひだと言つても過言ではない、これは大変な問題だと思ひます。組合としても雇用を守るという立場から、同時に企業の安定を図るという意味から、どのようにこれに対応しておるか、その辺をもうちょっと聞かせていただきたい。

先ほどお話の中に、路線の違いはあつても、置かれておる企業の安定と雇用の確保という意味で全化と手を組んでやっておるといふことは、私は大変傾聴すべき言葉だと思ひます。これからもうやらねばいけないといふふうに私思ふわけだけれども、当面どうしておるか、それを聞かせていただきたい。

それからもう一つ、そういうような企業体質であるなら、私は全部の雇用というものを全部固定して、そして現在保有しておる機械を全部保持して、そして安定を図っていくといふことは不可能だと思ひます。だから、やはりいまの現実さらされた状況に立てば、何らかの法律の裏づけによつて、設備の削減といふものを図っていくかな

きやいかぬ。その場合に雇用を全部守つていくといふことが前提に立てば、これはもう企業、産業がなし崩し的に私は倒産、崩壊に追い込まれていく。そうすると、もう好むと好まざるにかかわらず多数の犠牲者がそこいやおうなく発生していく。したがつて、法の強い裏打ちのもとに、やはり不況機械は、雇用といふものを真剣に考えつつ、事前に労働組合とのネゴシエーションをやりつつ廃棄せざるを得まい。

その場合、雇用した職から離れた人たちにさらに収益性の高い産業へ誘導する。それを路頭に迷わないように補充措置をとる。そのための雇用のための法律もあるけれど、それをさらに補強していくといふことが側面にやつぱり必要じゃないだろうか。だから、全体を固定してしまつて動かすことはならぬのだと言へば、これはもう自然崩壊になつちやう。カルテルを結んでも、なお生産が伸びるというところであればなおのこと、どうしようもないじやないかという気がするわけなんです。その辺に對してどういふふうにお考えであらうかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(佐野明君) 私の話、若干正確を欠いてゐるかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、不況カルテルといふのは、そもそも操短をいたしまして生産量をできるだけ抑えて価格を上昇するといふ事です。市場の安定を図るといふのが、これはもうねらいだらうと思ひます。それに對しまして公取がそれをオーケー与えて行われているわけですが、月のうち四日ないし五日なり六日といふものを一斉に操短いたしましたとしても、その操短以外の日は特別の規制がないわけでございますから、そうしますと、残念なことには、業界全部が協調されて同じ足並みでやればいいんです。しょうけれど、実際問題としては何といひますが、金融その他の関係もあるのだらうと思ひますが、残業を二斉に始めたり、休日出動をしたりといふ形をやりますので、結果的にはさっきのカルテルの効果といふのは減殺されてしまつてゐるわ

けです。

その原因といふのは、やはり何といひますが、労働組合の立場でいきますと、できるだけそれを規制しなければいけないといふふうには指導はしてゐるんですが、残念なことには、日本の労働組合は企業別労働組合でございますので、なかなか労働組合が労働組合を監視するわけにいかないのではありません。それ自身が自覚的にその問題は規制していただく以外ないんですけれども、何といひますか、現実問題としては企業別労使関係の問題もあつて、労働時間を延長したり、残業したり、休日出動した結果、当初のカルテルのねらいにはいかない、生産がやっぱり一向に減らない、こういう状況なんです。もちろん私もその問題については、全化同盟なり一般同盟とも話し合ひしながら、年間の総労働時間を規制しよう、それから月間の残業その他の時間を規制しよう、そういう意味で生産効果をひとつあらしめるようにしていかうではないかといふことで、日本合板工業組合連合会に申し入れを実はしてあるんですが、この合板組合自身がそういう面でも積極的に取り組もうとしない、残念なこと。ですから、そこに私は一つの問題なり、打開する方向といふのはあるんじゃないかといふふうに思つております。

それから、設備の過剰問題でございますが、私もこれは全化同盟さんなり一般同盟さんといろいろ御相談した中では、過剰在庫の問題についてはいろいろと議論がありますからこれは別にいたしまして、設備廃棄の問題については事前協議を十分ひとつやつてもらうといふことについて、これは完全に意見が一致いたしました。日本工業組合連合会なりあるいは監督省庁に對しての申し入れをしようといふことで、実は意見一致してゐるわけでありまして、この申し入れしてあるわけでありまして、具体的にまだ進んでいないわけ

です。そこで、今度私も全国一般の立場から言ひますならば、先ほども言つたとおり今日の合板産業の状況といふものは、住宅産業との関係から見た

場合に、必ずしも設備過剰ということには当たらないのじやないか、住宅建設が進むことによりまして、合板産業の需要というものの需給のバランスは当然やっぱり確保されていけるのじやないかというそういう立場から、設備の問題について必ずしも過剰であるというふうには、実は認識をしていないわけですが。同時にまあ現状の中では、大変厳しい状況に置かれていることは事実でございますから、その問題については、いまの野放しの残業だとかあるいは労働時間の延長をできるだけそれを規制して、逆に週休二日制だとかあるいは夜間勤務ですね、夜間労働まだやっているところがあるんですが、それをできるだけ規制することによって、今日の矛盾というものを解決していくべきではないかというそういう実は認識を持っておるわけでございます。

○藤井恒男君 ありがとうございます。
○委員長(補正俊彦) 他に御発言もなければ、午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。一言ごあいさつを申し上げます。
参考人の方々は御多忙のところ、長時間にわたり御出席いただき、また貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

再開は午後一時とし休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時九分開会
(理事福岡日出磨君委員長席に着く)
○理事(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を開いたします。

休憩前に引き続き特定不況産業安定臨時措置法案を議題とし、参考人の意見を聴取し、それに対する質疑を行います。

御出席をいただいております参考人の方々は北海道室蘭市長長谷川正治君、平電炉普通鋼協議会会長安田安次郎君、全国金属労働組合副委員長中

里忠仁君及び全日本ゴム産業労働組合連合会書記長西松義夫君の以上四名でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。本案件に対する皆様の忌憚のない御意見を承りまして審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、参考人の方々は十五分以内で順次御意見を述べたいただき、その後委員の質疑にお答えをお願いしたいと思います。

それでは、まず、長谷川参考人をお願いいたします。

○参考人(長谷川正治君) 私は、現下の経済情勢の中にあつて、業界全体の経営が最も逼迫し、いわゆる構造不況業種の代表的な造船産業を抱える地方自治体の首長の立場から、いま地域社会が造船不況の余波を受けて、いかに呻吟しているかという実態を皆様に御理解いただくため、室蘭市の現状を申し上げ、これに伴う要望事項の一端を述べさせていただきます。いと存ずる次第でございます。

申すまでもなく、北海道開発については昭和二十五年北海道開発法が公布され、国の方針としてその開発事業が着々と進められ、今日に至っていることは、御高承のとおりでございます。

しかし最近に至り、二百海里問題に関連し、本道産業に高いウェイトを占める水産業は減産問題などの状況に直面し、その影響が道内経済の各方面にわたって憂慮すべき広がりを見せているところでございます。一方、これら一次産業の水産業、農業を補完すべき工業生産についても、わが国経済基調の変化に伴い、全国水準を下回る推移を示すなど、わが国経済中心地と遠隔の地にある北海道工業は、非常に困難な立場に置かれているのが実情でございます。このような情勢下にありますのが、室蘭市は、二次産業の脆弱な北海道工業の中にあつて、鉄鋼、造船、機械などを基幹産業とし、その工業出荷額は、昭和五十一年実績で五千四十

三億円、全道出荷額の四一%、重化学工業生産品に限って見ればそのウェイトは約三七%に達する北海道最大の工業生産都市でございます。本道工業開発の先導的役割りを担い、今日に至っている都市でございます。

しかしながら、本市産業の活力は停滞し、鉄鋼業の生産は最盛期の三分の二、造船に至っては三分の一近くまで低落を余儀なくされるなど、こ

とに厳しいものがございます。とりわけ造船産業につきましても、現在室蘭市は、二社の造船会社

が立地しておりますが、その抱える従業員は、当該業界の最盛期である昭和四十八年には、本工、社外工を合わせて約三千名に達し、室蘭市の二次産業従事者の一〇%に達しておりました。しかし造船操業度が低下した今日では、それも約一千九百名にまで低下いたしました。これに伴つて、本市の雇用環境はまことに厳しい状況となっております。

本市の有効求人倍率は〇・一八、これは、就職希望者のうち、五人に一人しか就職できない状態を指すわけでございますが、特に、造船技術者の転職の場合はむしろかきしものとなつておるのが実情でございます。また、同月の全国の有効求人倍率が〇・五四であることと比べますと、いかに室蘭市の雇用環境が厳しいものであるかということが、おわかりいただけるかと存ずるところでございます。

(理事福岡日出磨君退席、委員長着席)
以上のような状況から、いま、室蘭市においては、失業者が四千六百名に達し、これらの市民に対する職場の創出と、これに関連した下請一次、二次企業等の仕事量確保という問題が目下、行政の急務に上つて最大の問題となつておるところでございます。もとより本市といたしまして、このような事態に対処し、公共事業の拡大発注、あるいは、緊急不況打開融資制度の創設など、とり得るあらゆる手段を講じているものでございますが、一地方自治体の力だけではその展開にも限度がございます。はなはだ苦慮しております。

このように、先般、国におかれましては、労働省所管の特定不況産業種別者臨時措置法に基づくところの特定地域の指定、さらには、通産省所管の特定不況産業安定臨時措置法案が閣議決定されましたことは、このような意味からはまことに時宜を得たものと存じ、厚くお礼を申し上げます。ところで、真に実効性あるものとして機能するよう希望する次第でございます。とりわけ、地域社会にとりましては、失業問題の発生と、これにともなう人口の流出という事態が、一番の不安を招く要因でございます。きめ細かな御配慮を賜りたいと御要望申し上げます。特に、特定不況産業安定臨時措置法案に基づく設備処理構想は、当該業界を通して地域社会に多数の失業者を発生させる懸念もございまして、その運用に当たりますれば、十分なる地方の実態調査と関係当局の御指導をお願いいたしたいと存ずるところでございます。

このように意味合いから、室蘭市のような構造不況産業を抱える都市に対しましては、国会の先生方による調査団の派遣をぜひお願い申し上げます。御要望の第二点といたしたいと存ずるところでございます。

次に、要望の第三点目といたしましては、公共事業の促進について申し上げます。言うまでもなく、深刻化する不況の克服策といたしましては、大型公共事業を中心とした施策の推進が何よりも即効性があり、波及効果も大きいわけでございますが、その効果を上げる意味からも、事業発注の際、地元への配慮をぜひお願いいたしたいとともに、特にソビエト船の給水、給油、乗組員の上陸など、国内法での限度はあると存じますが、法の弾力的運用を図るとともに、ソビエト大型船の修理を初め、海上保安部、北海道庁が所有しております官公庁老朽船のスクラップ・アンド・ビルド、監視船及び巡視船に必要な船舶の製造等について、経験と実績のある企業への発注について特段の御配慮を賜りたいとお願い申し上げます。

次に、要望の第三点目といたしましては、公共事業の促進について申し上げます。言うまでもなく、深刻化する不況の克服策といたしましては、大型公共事業を中心とした施策の推進が何よりも即効性があり、波及効果も大きいわけでございますが、その効果を上げる意味からも、事業発注の際、地元への配慮をぜひお願いいたしたいとともに、特にソビエト船の給水、給油、乗組員の上陸など、国内法での限度はあると存じますが、法の弾力的運用を図るとともに、ソビエト大型船の修理を初め、海上保安部、北海道庁が所有しております官公庁老朽船のスクラップ・アンド・ビルド、監視船及び巡視船に必要な船舶の製造等について、経験と実績のある企業への発注について特段の御配慮を賜りたいとお願い申し上げます。

次に、要望の第三点目といたしましては、公共事業の促進について申し上げます。言うまでもなく、深刻化する不況の克服策といたしましては、大型公共事業を中心とした施策の推進が何よりも即効性があり、波及効果も大きいわけでございますが、その効果を上げる意味からも、事業発注の際、地元への配慮をぜひお願いいたしたいとともに、特にソビエト船の給水、給油、乗組員の上陸など、国内法での限度はあると存じますが、法の弾力的運用を図るとともに、ソビエト大型船の修理を初め、海上保安部、北海道庁が所有しております官公庁老朽船のスクラップ・アンド・ビルド、監視船及び巡視船に必要な船舶の製造等について、経験と実績のある企業への発注について特段の御配慮を賜りたいとお願い申し上げます。

いて要望したいと存じます。

過剰設備の処理がスムーズに行われにくいという点は、所要資金の確保が非常に困難であるという点にあるかと思ひます。平電炉自体はほとんどの企業は累積赤字でありますし、債務超過でありますし、工場であるとか建屋であるとか、設備はほとんど担保に入っております。したがって、企業の信用担保能力というものはないのであります。金融機関からの新規の借入れというのは非常に困難な状態でありまして、一方、金融機関自体も利ざやの悪化や貸し付けの不良債権化から、不況業種であるわれわれ平電炉に対する貸し付けに対しても非常に厳しい状態になっております。

平電炉業界は、先ほど申し上げましたように、国庫補助金によりまして平電炉業構造改善促進協会を設立いたしました。しかし、基金というものはわずか七億でありまして、それを保証によって約十倍の七十億だといはしても、資金の需要にとうてい応ずることのできない状態でありまして、平電炉といはしましては次の点を含めまして、この法律による信用基金を十分利用させていたいただきたいとお願い申し上げます。

第一に、企業の所要資金の確保自体を信用基金があつてほしいと存じます。この場合、政府系の金融関係機関が望ましいと存じます。第二に、巨額の赤字累積により経営困難に陥つているところでありますので、さらに設備の廃却をして、それを売却損を計上するということがむずかしいことであるので、設備の処理に伴う退職資金の借入れは一層経営を窮地に追い込んでおるが実情であります。したがって、借入金の利率については、できるだけ低利のものにしていただくこと、返済については最大限の長期間にわたっていただきたいのがお願いでございます。

第三番目に、保証の対象資金は、設備の担保解除資金と退職資金になつておるようでございますが、われわれは本業が成立し、安定基本計画に基

づく聞いておりますが、平電炉業界においては昨年の平電炉基本問題研究会の提案によりまして、三百三十万トンという設備はすでに休止をしておりますし、転配置もやり、希望退職もつて雇用の問題は大体終わつております。したがって、退職金はすでに支払われており、企業に残されておるのは退職金によつて得られた借入金だけであります。本基金において優遇された資金を利用されるということでありするならば、これに借りがえをいたしまして、資金面での負担を減少し、少なくとも構造改善の一助にしたいと存じます。

こうした意味で、本法施行に当たっては、それぞれの業界の構造改善の実情に合うよう、法律成立以前に遡及して適用していただくよう特にお願いを申し上げます。

なお、第四点といはしてのお願いは、債務保証を行うに当たっては、当然審査が行われることと思ひますが、業界、各企業の実態を配慮の上弾力的に運用していただいて、実態資金の利用困難にならないようお願いいたします。

以上、本法について多くの希望を申し上げます。したが、平電炉の構造改善、つまり設備の処理も、小形棒鋼の調整事業も五十三年度が正念場になりますので、どうか本業を早急に成立させていただくように、構造改善の再建に力を添えていただくよう特にお願い申し上げます。平電炉業界の希望といたしまして存じます。(拍手)

○委員長(橋正俊彦) ありがとうございます。次に、西松参考人をお願いいたします。

○参考人(西松義夫君) 私は、ゴム産業労働者六万名を組織する全日本ゴム産業労働組合総連合、略称全日本ゴム労連の書記長の西松です。

本日は、本法案の立案段階では恐らく考慮に入つていなかった業種の立場から意見を申し上げます。

ゴム産業は、製品別には自動車タイヤ、自動車用ゴム部品などの自動車関連製品、コンベヤーベルト、ゴムホース、ゴムローラーなどの一般工業用

ゴム製品及びゴム製履物類と大別して三つの分野に区分できます。そして、高操業ながら過剰生産と過当競争に陥つて自動車タイヤ、設備投資の冷え込みにより五割操業に陥つてくるコンベヤーベルト等、それぞれに問題を抱えておりますが、今回は、発展途上国からの輸入の増大により危機に瀕しているゴム履物業種に絞つて実情を申し上げます。

ゴム履物は国民の生活必需品として、また昭和四十六年ごろまでは、アメリカを主たる市場とする輸出商品として一応順調に推移してきました。しかし昭和四十六年のニクソン・ショックにより、労働集約型産業であるゴム履物産業は急速に国際競争力を失い、逆に発展途上国、特に韓国、台湾からの輸入が増加してまいりました。そして昭和四十八年のオイルショックはこの傾向をさらに激化させ、構造的問題が一層深刻となり、昭和五十年にはゴム履物産業に大きな首切り合理化の嵐が吹き荒れたのであります。そのため昭和四十八年三万三千名であったゴム履物労働者のうち約八千名が希望退職等の形で削減され、昭和五十二年には二万五千名程度になつていたのであります。

この間の輸入の足取りは急ピッチで、昭和四十八年の輸入量は二千二百六万足、輸入比率は一七・一％であつたものが、昭和五十二年には国内供給一億一千九百七十三万足に対し輸入量は四千三百六十八万足、輸入比率は三六・五％になり、今年一二月には輸入比率が三九・九％に達しているのであります。そしてその伸び率は五十一年は前年比三五・一％、五十二年は前年比二七・一％という大幅なものです。この原因は、韓国、台湾の量産体制の確立、技術水準の向上、それに何といつても製造コストの差にあると言へます。

昭和五十二年の日本のゴム履物労働者の賃金が時間当たり千四百四十四円であるのに対し、台湾二百十七円、韓国百三十三円、すなわち日本の賃金に比べ、台湾は五分の一、韓国はわずか八分の一という実態であります。韓国の場合、昨年三〇％、

ことし三〇％程度の賃金引き上げを行つたようですが、急激な円高でむしろ差は開いたのではなかつたかと考えます。しかも、韓国は昭和五十年、ゴム履物の世界への輸出能力一億六千万足を、五十六年には二億七千万足と二・三倍へ引き上げる目標を定め、文字どおりゴム履物を輸出戦略産業として育成しているのではありません。

それに対し日本のゴム履物業界は、売上高、従業員数では大企業に属する企業を中心としながらも、体質的には過小資本、労働集約性、個人経営という中小企業的性格が強いため、業界内の協調性に欠け、さらには業界団体であるゴム履物協会の指導性欠除のため、輸入品対策についても統一した考え方をもち得ないでいます。しかし、最近の輸入品の急増に危機意識を持つてきたようです。

全日本ゴム労連は、昭和四十九年以降、ゴム履物の構造問題を取り上げ、産業対策、雇用対策として、ゴム履物業界に対し、業界の協調、生産及び輸入対策の確立及び経営者の自助努力を求めてきました。また、国内需要に見合った生産と輸入の総量規制を行い、輸入の急増を抑える一方、少なくとも必要の五〇％は国内生産を維持し、雇用問題の発生を防ぎつつ、徐々に業種転換を行つていくべきであるとの観点から、労働組合としての要求をまとめ、行政当局に対しても善処を求めてきました。しかし、輸入品が仮に昭和五十二年の対前年伸び率である二七％で増大していくとすれば、昭和五十五年には輸入比率は五〇％を超えることとなり、そうなれば、日本のゴム履物は壊滅的打撃をこうむり、雇用に重大な影響が出るという、憂うべき状況が明らかになってまいりました。

ので、諸先生にお骨折り願ひ、国会の場においてゴム履物の問題を取り上げていただき、また直接通産大臣に陳情もしてまいりました。

全日本ゴム労連が政府・行政当局に要望してまいりますのは、

一 発展途上国からの急激な輸入品の増加に一定期間猶とめをかけ、その間に雇用確保のため業

界協調体制の確立と企業体質の改善あるいは転廃業を進める。

二 ゴム履物産業の存続と構造改善推進のため、政、労、使、学識メンバーによる政府主導の委員会を設置し、指導・助成を行う。

三 ゴム履物産業を構造不況業種として、各種関連性を持つ法律・制度の適用をお願いしたい。

以上各点であります。

現在、この申し入れに関連して政府・当局からの働きかけにより、ゴム履物協会内に業界の自主的な組織としてゴム履物政策研究会設置の準備も進みつつあり、また、これを機に同協会内のさまざまな意見もまとまる方向にあると見られ、私どもが要望しております委員会発足を期待したいところであります。

しかし、このような中で、今月八日、ゴム履物の最大手企業、月星化成とその系列企業であるユニ・スター・アイバン・シューズの三社において、労働者の二割に当たる千二百五十名の人員整理、氏家三藩両工場の本社吸収、賃金の二〇％切り下げ、労働時間年間二百時間の延長、超勤手当、有給休暇の引き下げ、月給制の取りやめ等々、過去に例を見ない労働条件引き下げの合理化が企業再建の名のもとに提案されました。これを一部商業紙は円高先取りの合理化と報道しましたが、実際は発展途上国からの輸入品による市場混乱、在庫増加、借入金増大等による経営悪化が原因であり、このことは単に月星化成にとどまらず、過当競争に明け暮れるゴム履物メーカーにとつては共通する問題といえると思います。しかも、今回の合理化は月星化成にとつては、昭和五十年の千八百名の人員整理、五十一年のユニ・スター二百三十名の人員整理に引き続くものであり、これまでの企業再建計画を信じて努力してきた月星三労働者の組合員に大きな衝撃を与えているところであります。

月星化成の所在する久留米市には、同じくゴム履物大手企業日本ゴムがあり、プリジストンタイヤ久留米工場とともにまさにゴムの町といわれて

いるわけですが、特にゴム履物産業は縫製加工等下請の分野も広く、福岡県南でゴム履物に従事する労働者は二万名、家族を含め四万名に上っており、今回の合理化問題の推移によっては、これらの人々の雇用と生活に影響を及ぼすことになるのであります。しかも福岡県は鉄鋼、電機、化学、窯業の操縦、合理化等により、求人倍率は〇・二三倍と全国的に見ても大変雇用情勢の悪化している地方であり、再就職もままならない現状であります。また閉鎖が提案された栃木県氏家工場は、ほとんどの労働者が現地採用であり、福岡県の久留米転勤など考えられず、同工場七百名は、事実上指名解雇を通告されたに等しいとさえいえるのです。また同工場は氏家町における唯一の民間工場であり、地元において工場存続についての署名活動が大きな盛り上がりをもって進められております。

私どもも全日本ゴム労連としては、今回の月星化成の合理化提案が、労働条件切り下げによる生産コストの引き下げ、国内生産を落として輸入を拡大するということを通して、ゴム履物業界全体に新たな企業淘汰と合理化を引き起こす引き金となることを懸念しております。そうした意味で、単に月星三労働者のみでなく、ゴム産業全体の労働者の雇用と労働条件を守るため、月星化成の合理化反対闘争を支援する闘いを進める一方、業界経営者に対し、輸入品対策、国内生産対策における一層の協調を求めていく考えです。すなわち、企業存続を意図するこうした身勝手な合理化によるコスト競争が、結局は業界の混乱につながり、急激な淘汰を促進することになることを強調していく考えです。

以上申し上げたような実情でございますから、私どもとしては特定不況産業安定臨時措置法にも大きな関心を寄せているところであります。

本法案は、特定不況産業の過剰設備の廃棄、買上げという面のウエートが大きく、雇用政策が従となっている感が強いわけですが、衆議院における改正により「雇用の安定」の文言が補強され、

改善が図られたと考えると思います。この点、労働組合の意見を聞くということが、設備廃棄、買上げのための形式を整えるというだけにとどまらないよう、ぜひともお願いしたいと思っております。

次に、業種指定の問題ですが、本法案第二条の四から四までの業種については明確ですが、五の政令で定めるとする業種については今後の問題であります。この指定についてはぜひとも幅広く取り上げていただきたいこと、その場合の設備の処理について、業種の実態を勘案し、弾力的に認定していただきたいと思っております。

具体的には、ゴム履物産業の場合、設備の廃棄、長期の格納もしくは休止ということに関して申し上げますと、ゴム履物の主たる製造設備としてはゴム練りロール、裁断機、作業台、加流かん等がございますが、ゴム練りロール、加流かんといったものは一台で相当な能力があり、全工場閉鎖とか休止とかという場合はともかく、何割かを廃棄するというような措置にはそぐわない実情がございます。

ゴム履物業の場合、労働集約性が強く、生産能力はかつて人員問題であります。操業を何割とめるというときには、設備人員の使用時間を短くする以外にはありません。履物成形工程の作業台を廃棄してもいたし方ないわけですから、結局法案の考え方からすると、こういった産業をどのようにするかという問題であります。むしろゴム履物産業にとつては輸入の急増に対する適切な措置が産業と雇用の安定に大きく影響することには申し上げたところでございまして、その点では附帯決議の効果の運用を期待するところであります。

また中小企業の体質をわけてから、構造改善のための長期融資、利子補給等金融面での措置を法案により強化していただきたいと思っております。

最後に、この法案が大きな産業、大きな企業、業種のものというのではなく、構造不況にある業種を広く救済していく立場から、法案審議中でも該当すると見られる業種は積極的に拾い上げていただきたい、その際ゴム履物業の実情をぜひ御

考慮いただきたいことを申し上げて、私の意見といたします。(拍手)

○委員長(橋正俊君) ありがとうございます。

次に、中里参考人をお願いいたします。

○参考人(中里忠仁君) それでは、全国金属の中央の副委員長をやっております中里であります。特定不況産業安定臨時措置法案に対する全国金属労働組合としての意見を申し上げます。

全国金属労働組合は、広く金属機械各業種にわたって労働者を組織しておりますが、不況による影響は著しくあらわれております。全国で三十四都府県にあります地方本部傘下の約千三百の支部、二十一万名の組合員を擁している組合であります。ことし一月の段階で百七支部が倒産、工場閉鎖、首切り合理化の攻撃と闘っており、その後その数はさらに増加をし、いわゆる構造不況業種のみならず各業種で中小企業の整理淘汰が広がっております。この状況を踏まえて、特に本法案に関連する中小企業の実態と問題点を述べたいと思っております。

本法案は、特定の不況産業について過剰設備の廃棄、格納などの処理によって不況の克服と経営の安定を図ろうとするものであります。設備削減は人員削減につながり、雇用不安を拡大するおそれ大きいばかりでなく、その処理の対象とされた設備につながる下請並びに関連中小企業の仕事を奪い、その事業の縮小や破綻をもたらし、これを放置するならばその労働者に対する首切り、失業の犠牲を招くことが避けられません。その点で、さきの衆議院段階の本法案審議の中で、「雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮」して過剰設備処理を進める点が修正としてつけ加えられたことは重要なことです。しかし、この一般的な条項が加えられただけでどれだけ実効のある具体的措置がとられるのか、きわめて不明確であります。これまで不況の進行の中で生じている状況を見れば、構造不況業種のみでなく、その関連産業で深刻な事態が進んでいることが明らか

であります。

すでに四年前、産業再編成による犠牲として中小の印刷業界は整理をされました。そのために現在破産という極限の中で浜田精機という企業に働いている労働者は企業再開を求めているにもかかわらず、また、繊維産業の不況とその設備廃棄は繊維機械産業に大きな影響をもたらした。現在なお長期の闘争となっている北陸機械の倒産を初め、最近の平野機械の倒産、日本スピンドルの人員整理など多くの繊維機械企業で経営破綻と首切り合理化を生じています。造船関連では、たとえば甲板補機の東京機械における人員整理、指名解雇、賃金ストップ、労働時間延長などを強行しているところもあり、船用関連機器での倒産、首切り合理化が多発しております。アルミ関係でも製錬から加工部門までの系列再編成が進められる中で、たとえば最近の三井軽金属の工場閉鎖を含む工場統廃合、それによる二百九十七名の人員削減提案に見られる合理化が各地で見られます。

これらの事例を見ると、もし本法案が成立し、それによる設備休廃止の処理が広範に推進されるとしたら、その周辺にある関連企業の中小企業の経営破綻と雇用への圧迫がますます強められることが歴然としております。これに對して本法案は関連中小企業者の経営の安定に配慮しながら設備処理を進めるというだけで、これでは関連中小が新たな条件のもとで生きるのは人員削減、工場縮小も経営安定に必要であり、首切り合理化促進が「配慮」の内容となつたり、また減少した需要で関連企業としての経営が困難であるならば事業転換を図ることであり、労働者も職種転換に對する職業訓練を行い、それに耐えられない労働者の整備となつてもやむを得ないことになりかねません。現状では中小企業の業種転換も容易でなく、中小企業事業転換法も十分な効果を発揮し得ていない状況を見ると、単なる配慮程度では関連中小企業は結局工場閉鎖、倒産の経緯をたどらざるを得なくされるであります。

特定不況産業の企業は本法案で一定の援助策がとられたとしても、その周辺にある関連産業の中小企業は適用対象外であり、ただ経営安定の配慮が不況産業の設備休廃止の側で考えられるにしても、結局若干の救済措置は特定不況産業離職者法や雇用安定資金制度の適用に任せられるだけでしかありません。しかもこれらの制度にもそれぞれ適用対象業種の指定があり、たとえば、繊維不況の影響で繊維機械に倒産企業がかなりあつても、業界全体の状況から特定不況産業離職者法の対象業種となつていないといったように、救済措置が欠ける関連部門が出てくる場合もかなり予想されるなど、関連中小企業対策は十分ではありません。その上、関連中小企業者の経営安定は配慮されてもその雇用安定は明記されていません。衆議院の附帯決議にはこの両者が併記されていますが、本法の中にこの点を明記するか、少なくとも経営安定の内容として雇用の安定も含まれることでなければ労働者への犠牲転嫁となるだけであることが明らかです。こうした点で、現状で構造不況産業の関連産業の中小企業に犠牲が押しつけられているから、これらのところで臨時パートなどの不安定雇用の拡大や現行最賃法にさえ違反する低賃金の存在という事態があらわれているのです。

したがって、こうした状態を少しでも改善するために、まず本法案による特定不況産業の設備休廃棄の処理によつて生じた関連産業中小企業の雇用問題については、少なくとも特定不況産業離職者法と雇用安定資金制度の適用対象に必ずすることが求められます。

第二に、本法案第三条五項の「安定基本計画」については、関連中小企業の経営安定と雇用安定についても単なる配慮でなく、具体的対策が基本計画そのものの中に明確にされる扱いでなければなりません。そのために同六項の関係審議会は、特定不況産業の主たる事業者団体と労働組合の意見を聞くとともに、関連中小企業の事業者団体と労働組合の意見を聞き、それを計画の中に生かすものとすべきです。こうした安定基本計画があつてこそ、第十條四項の関連中小企業の経営安定に資する必要な措置についての国及び都道府県の努力も具体化することができ、もちろん、ここでも経営の安定だけでなく雇用の安定が不可分のものとしてとらえられなければならないことは当然であります。また、国及び都道府県のとるべき措置として、設備廃棄等が関連下請や労働者への不当な圧迫として利用されないように監視、規制する措置も考えられるべきです。

（委員長退席、理事福岡日出磨君着席）
たとえばいま構造不況産業でも一部に見られるように、旧設備廃棄後に人員整理の上で、需要拡大が見込まれる。新鋭設備の強化と労働強化、時間延長など雇用の安定拡大に逆らう方向での対応がもたらされたり、価格つり上げの操作が不当に進められたり、下請単価の引き上げが便乗して行われたりしないようにする監視や行政指導上の措置が考えられるべきです。

以上の安定基本計画をめぐる条件とともに、安定計画の実施の過程での事業所レベルでの労働組合との協議についても、関連中小企業の労働組合が、設備廃棄について受ける影響に關して、その雇用の安定のために事前協議を行うことを認めることが必要であり、この点が欠ければ、安定基本計画の策定における関連中小企業の経営及び雇用の安定配慮も、現実の計画遂行の過程でうやむやにされるおそれなしとします。特に設備廃棄等の合理化は、単独の企業としてでなく、銀行や商社も加わり、系列関連下請企業を含めた企業集団として計画され実施されている場合がふえています。ですから、関連企業の合理化も、親会社なり企業集団の意思に基づいていることが顕著となつて、裁判上も背後資本の使用者責任が問われるようになつてきている中では、このことは欠かせない課題となつています。

全般的に見て、衆議院段階の審議で労働組合との協議が加えられたことは前進とすべき点ですが、現実の事前協議の実態を見ると、経営者側は形式的に協議すればよいとして、誠意ある交渉で労働者側の意見を聞くことせず、自己の計画を強行しようとする場合がかなり見られます。雇用安定資金制度の諸給付も労使間協定がなされていることを条件としていることと対照しても、本法案における設備処理とそれに伴う資金援助も、雇用との関連の重大さからも労使間協定をその実施の要件とすることが求められます。また、そうでなければ、本法で労使協定を経ないで設備廃棄と雇用合理化が決められてしまつたら、雇用安定資金制度の労使協定を有名無実なものとしかねません。

次に、特定不況産業信用基金についても、設備処理に伴う銀行、商社リスクを肩がわりすることとなる一方で、労働者や関連中小企業が首切り失業や工場閉鎖の犠牲を押しつけられることとなるのでは不公平であり、基金が雇用安定のための必要にも役立てられるようにその使途を拡大することが望まれます。

以上挙げた諸点が満たされていない本法案は、実質的に人員整理による資本側のための合理化促進法としての性格をぬぐい得ません。したがって、中小零細企業が圧倒的に多い全国金属の立場からすれば、本法案について賛同し得ないものであります。いずれにしても、雇用削減の矛盾が払拭し切れないのは、各産業で異なる不況の要因を一律に設備過剰の問題に解消し、ただ設備廃棄等の処理を不況対策だとしていること、また、基本的には国民生活優先への経済の転換で需要の拡大による不況打開への計画が進められるべきであるのに、これらの政策との関連が欠けていることによつています。したがって、基本的には各産業で不況克服、雇用拡大を図る対策がそれぞれ具体的に追求されることが基本的な課題であると考えます。

以上をもちまして全国金属としての意見にかえます。以上であります。

（理事福岡日出磨君退席、委員長着席）
○委員長（橋正俊君） どうもありがとうございます。以上で参考人からの意見聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

○対馬孝且君 各参考人の方より、ただいまで本法案のこれからの審議に際しまして、貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。特に室蘭市長は北海道遠路のところからおいでくださいまして、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

きのう来、各産業の方々、見識者の御意見を聞いてまいりましたが、私は、今回のこの法案が安定法ということになっておりますが、私をして言わせればきわめて不安定法である、こう申し上げてはいるのでありますが、それは一口に言つて、この設備廃棄という処理に従つて政府は金を手だてをする、その設備廃棄が行われることにおいて、中小業者、下請の方々や労働者の首切り合理化という形で結果的には犠牲にされる、それが今回の、一口に言つたらこの法案のポイントになっているんじゃないか。そういう意味ではむしろ前向きというよりも後ろ向きの法案になっている、私はこう指摘をしているのでありますが、問題は何かといつても今日の構造不況という循環的な性格のものではないに構造的な不況産業でありますから、そういう意味では、国としてやはり中長期の展望に立つて、特にこれから二十一世紀を展望することとは別にいたしまして、当面やっぱり中長期ぐらゐを見通した産業の構造的な政策を打ち出すことが基本ではないか。その産業基本政策の中で当面する手だてをどうしていくかという対策をとらないと私はやっぱり基本的な解決になっていかないだろうと、こうきのう申し上げたら、東京大学の内田先生も全くそのとおりであると、こう言っているのではありませんが、そこで、率直にそういう感じではこれから伺いするのでありますが、まず最初に、私はそういう認識の中で、ほとんど不況産業が増大を来している、地域ではほとんど失業業者が増大を来している。先ほど室蘭市長さんも非常に切実な訴えがありました。まさに先真っ暗やみでございまして。

そこで、第一の問題として、この法案によりますと、衆議院修正の五十六条に関連であります。都道府県の知事の意見の申し立てをすることができるようになっております。そうするとこれは主務大臣がつまり、この安定基本計画が決定した後には所管の都道府県の段階の意見を聞く、これでは私は本当のこの安定対策の基本はつくられないだろうと思ふんです。一番問題は、産業がほとんど設備廃棄して合理化して、合理化すると失業者は全部地域に滞留してしまつて、これが現地の実態でもあり、市長さんが非常に苦勞されているという実態はそこにあると思うのであります。その場合、安定計画を策定した後にはあなた地方自治体の意見を聞いたつて、私はこれ本当の意味の対策にならないと思ふんです。

その点、第一点お聞きしたいことは、市長さんとして実際に現地に携つておられて、これは基本計画決定後に意見を聞くのではなく、安定計画を実施する段階で各首長、自治体の意見を聞くといふのがこれからのためには一番大事なことでないかと、こう私は考えますが、これにつきましても御意見をひとつ伺ひしておきたい、これが第一であります。

それから第二の問題であります。先ほど造船業界の幹部の方にも申し上げたんであります。私も室蘭を知つておりますから、現実に造船にしましても、室蘭ドックにいたしましても、ほとんど中小造船企業であります。いま問題になっておりますのは、大手自体が操業度が、けさほどの参考人によりまして、五十三年度は三〇％、四、五年の見通しは全く立たない、こういう業界の訴えであります。室蘭でもしかりでありますけれども、大手造船業界がほとんど中小に進出をしてきておる。つまり、中小の分野の仕事まで全部大手造船企業に持つていかれたために、現実に造船造船にしても、室蘭ドックにしても、非常に困つておる、このことをこの前も聞きました、市長の訴えもございましたが、この点について、やっぱり一定の分野の歯止めをかける必要が

あるんじゃないかと。そうしないと中小造船が守られていかないんじゃないか、こういうふうに考えますので、この点についてのひとつ市長さんの考え方を伺ひたい。これが第二の問題であります。

それから第三の問題、先ほど陳述中にございましたが、ソビエト船の給水、給油、乗組員の上陸もしくはその沖合いでも結構であります。何かひとつソビエト船の修理を室蘭の港でやる。それが造船のやっぱり仕事を発注する機会になるといふことはごもっともでありまして、これは園田外務大臣とも私、やりとりしておりますが、先ほどもありましたように、つまり国内法の関係で実はこれ支障になっているというのが実態であります。この場合市長さんにお伺ひしたいのは、つまり具体的にこの問題につきましてどういう手だてをすることが一番いいのか、こういう問題につきましてひとつぜひ御意見があれば伺ひたい、こういうふうなことを考へるわけであります。

それから、次の問題であります。第四の問題は、新日鉄の室蘭は御案内のとおり大会社でございます。これは大体私の知つての限りでは十、四、五社が大体請負でもってほとんど解散という状態になって、退職金すら払われていないという一部のことという状態が出て、非常に私どもとてろに陳情がまいつております。しかし、結果的には、今回のこの法案も、そこで私は言いたいんですが、これは確かに企業としては残つてはいますけれども、それは新日鉄の例を申し上げると、造船も同じであります。函館ドックも同じであります。したけれども、全部、たとえば日魯造船会社の下請が全部実は整理されちゃつた、これは一体どうするか。これをただ地方自治体で市長の段階で処理しないといふ、できっこないんだ、これ、この処理はここで市長さんにお伺ひしたいのは、一つある。何かといふと、やっぱり室蘭開発、先ほど市長さんが訴えられました白鳥大橋の建設、こういう公共投資に思い切つたやっぱり国が

手だてを講ずべきであると。同時に、この白鳥大橋の建設などに絡んで、開発の目的のためですから、私は九州の——私も火曜日行つてまいりましたが、飯塚が行つておりますように、緊急就労開発、これをやつて雇用の創出、つまり先ほど言つた新日鉄の下請関係の整理、失業者、こういった一定のあの程度の相当数の雇用対策というのはありません。幸いにして白鳥大橋という工事があるんですから、そこに緊急就労開発方式を、つまり飯塚方式、九州の、ああいう手だてを講ずることが何よりも雇用創出対策としては可能であると、こう私は具体的に考へておるわけであります。この点についてのひとつ市長さんのお考えがあればひとつお聞かせを願ひたい、こういう四点でございます。

それから、それじゃゴム労働の方にちよつと伺ひたいんですが、ゴム労働の実態というのは非常に厳しい深刻なものであるといふことはよくわかりました。私も北海道にゴムを抱えておりますので、それなりに見ております。しかし、問題点は三つないし四つ出されましたが、私はゴム産業がなぜ構造不況産業として指定をされないのか、この点にやっぱり一つの問題点があると思ふので

先ほど陳述の中にもございました、つまり発展途上国の台湾、韓国、東南アジア——この間ゴム懇談会に私も出させていただきましたが、学校児童の運動靴を見せただけでしたが、韓国物と日本製品のものほとんど変わつていない、私自身が素人で見ただけでも見分けがつかぬというのが実態です。しかし、この講義をいたせば時間長くなりますから申し上げませんけれども、ともあれ日本の企業が技術提供をしてほとんど韓国にやつて、結果的にはいまになってみると発展途上国の追い上げで苦しんでおる、こういうこと、輸入規制という問題について、ちよつと伺ひたいのでありますが、これいろんな、繊維でもそうですけれども、二国間協定のやり方いろいろあるわけですが、企業と労働組合の段

階で、輸入規制問題ということについての程度具体的な話し合いなり考え方をもちであるかというのをひとつこの機会にお聞かせを願いたい。

それから二つ目の問題であります。これは不況業種指定にはなっていないわけでありすけれども、本法案によりますと、これに類する業種というものは政令によって定めるところでさつと処理されているわけです。しかし、政令扱いということになりますと、これやっぱり非常に問題が発生してまいります。ある程度基本的な業種指定産業の性格位置づけというものを、この際法律的にやっぱり明確にしておく必要があるんじゃないか、むしろ政令で扱うという問題よりも、業種指定は政令じゃなくて、私に言わせれば法律の基本事項であると、こういう理解をしておるのではありませんか、この点についてどういうふうにお考えになつておるか、御回答願いたいと思います。

それから、平電の安田参考人にちよつとお伺いしますが、これ先はとも陳述中にもございましてけれども、この問題の審議でうちの同僚の森下委員からも公取委員長にこの問題質問しました。業界全体としてはもちろん先ほど言つた五十社まゝとつて六社反対であると。これ私、やっぱり間違ひであれば指摘願つていいのでありますが、この反対側の業者の言ひ分の中に、一番大事な点でありますけれども、つまりアウトサイダーをこの法案で「共同行為を指示するのは財産権の重大な制限である」と、こういうことが第一言つています。間違ひであれば御指摘になつて結構です、これ「エコノミスト」に書いていますから。それから、第一の問題は、「アウトサイダー規制命令は企業の質的差異を無視して一律に課せられるため、健全な企業の体質を弱体化させ、産業界全般の正常な発展を阻害する」と、この点は明快にこの言つておるわけでありす。またこの考え方に

ついて、同僚の森下委員がきよう来ておりますけれども、橋口公取委員長がアウトサイダーによる共同廃棄、アウトサイダー問題については、独禁

法二十四条の三との兼ね合いにおいてこれはやっぱり問題がある、したがつて、これは通産省からありましたけれども、公取としてはこれを認めるわけにはまいらない、こういうことになりますから、そうしますと、いま平電の業界としては、独占禁止法はどうあつてもと言へば言葉は悪いのでございすけれども、独占禁止法はどのようなこととがあつてもわれわれの企業だけ守るためにはアウトサイダーをやする方がいんだという御認識なのかどうか。そうなりますと、これいささかやっぱり問題が残りますので、独占禁止法との関係においてどういふお考えをお持ちなのか。先ほど二つの点が反対業界の意見に出ておりますから、その点ひとつ明快にお答えを願いたい。これが一つであります。

それから、次の問題としてお伺いしたいのであります。先ほど公共投資が活発になつたけれども、一時は上向き傾向を見せましたけれども、最近また軟調になつていふふうな陳述がございまして、ただ、私がこつちで聞いておりますのは、小形棒鋼の市況の値段が昨年の四月で四万八千円、最近では五万八千円の大體価格に回復してゐると、ある程度市況もさういふふうな、価格だけの問題ではなしに公共投資に関連をいたしまして、かなりの在庫の発注も回復しておるといふふうなわれわれはつかんでおるのであります。これが一つであります。

それからもう一つは、設備の廃棄の問題につきまして三百三十万トンの設備廃棄が先ほども出ました。しかし、これがある程度一律に強制的にやることになつてゐるのかどうか別にしまして、仮に一律にやると仮定した場合、電気炉を一台しか持っていない中小の平電炉の場合、これは一台しかないんですからそれを廃棄しちやたらもうとこの企業は倒産してしまふ。こういう結果に結びついていくのではないかとさういふ心配を私なりにしておるわけでありす。したがひまして、こういう廃棄の仕方といひますか、ルールにつ

いてのひとつ業界としての考え方がありでありましたらお聞かせを願いたいと思ひます。とりあえず私から以上申し上げます。

○参考人(長谷川正治君) ただいまの御質問にお答えいたします。

法案の決まる前に、われわれの意見をぜひ聞いていただきたいという実情でございす。御承知のとおりこれは縮小再生産につながりますから、その失業率というものは全部私の方でもつてこれ抱えなきやならぬ。しかも、大手の方はそれぞれの手が打てます。しかしながら中小、下請、これはけさの朝日新聞にも出ておりますけれども、佐世保重工工業の問題につきまして、これはいわゆる原子力船の「むつ」、これを人質にしてさうしてその佐世保重工工業の再建を図ろうと、しかも、それで防衛庁の長官が潜水艦六隻をもつて佐世保をいわゆる西の軍港にするといふようなことが申し出られて、さうしてその再建が図られるとするならば、われわれ室蘭におきましても、私は決してさういふやり方には賛成ではないが、航路水深十六メートルを持ち、泊地面積二千平方キロ、いま埋め立てて千七百平方キロですか、そのキャパシティにおいては十分その能力を持つてゐる。さういふことが各港湾の市長といたしまして花よりだんご、もはやがまんできないとなれば、あらゆる犠牲を払つてこれらの労働者を吸収するといふことになれば、さうした一つの政府の指導方針にのつとつてやつていかなければ、その再建が図られないといふことになれば、この指導方針といふものは縦割り式指導方針なんだ。さうでなしに私の考えるのは横の政策、すなわちわれわれの市町村に特別交付金をくれるならば、それをもちて教育施設とか環境設備とかあるいは平和なレクリエーション基地とか、さういふ方法を地方自治体の長の考え方によつてこれをやることである、さういふような問題にも関連してまいりますから、ぜひこの法案の成立する場合において

は、われわれもその審議会の中に入れていただき

たい、一例でございす。それで何せわれわれ一番困るのは、大手の方はいま言つたように、それは新聞に出てゐる限りですから私わかりませんよ、わかりませんが、当然更生法にかかるべき会社が政府その他関係者が全力を挙げてこれを支援しているという背後にはいろいろな大手にはさうした事情が絡んでゐる。しかし、中小企業の方は何にもこれは絡んでない。たとえばさっきの話で私がなぜさういふことを言ふかといふと、私は全国の市長の代表として出てきてますから、室蘭のことだけを訴えてはやはり我田引水になります。この中で縮小下請会社ですか、三億円の負債でもはや六十六人の従業員を抱えておる下請が倒産してあります。室蘭において同様にさういふ造船あるいは製鉄業における下請もどんどん倒産していつてあります。

それらのものを救済するには、私どものさつきも申しましたけれど一市町村だけでは、その財政力だけではどうしてもこれを私どものいわゆる雇用創設といふものをもつてこれを救済するわけにはいかないわけですね。だからさういふ事情、また室蘭におきましてもいわゆる会社更生法、これ行われておる会社の方は負債がそれだけ少なくなりすから、それでもつてダンピングをやする会社がある。さうするとまじめに、会社更生法を受けな

いで當々としてやつてゐるところの会社がばかを見る。室蘭に実際にあるのです、これは。貨幣にたとへれば、悪貨は良貨を駆逐するといふグレシャムの法則が業界においても行われるといふことになればこれ大変なことではございす。それらの事情を把握してゐるものはこれすべて地方自治体を預かるわれわれの見識であり、われわれのや

うことは、いわゆる船舶というものは給水、給油をやればそこにやはり必ずそのときに破損したものはそれを直すということで、まず第一に給油、給水をやるという、国内法はいろいろありますけれども、弾力的な運用をもちまして入ってまいれば必ずそこに破損の修理とかいろいろなものをやると、それをやり得る設備がちょうど函館ドックにしても横濱造船にしてもあるわけでございます。

ですからそういう意味において、やはりこれはもう日本国内においてお互いにさつき言ったとおり仕事の奪い合つてやっていたんでは、結局防衛庁から仕事をもらわなければ、もうドックはつぶれるということをや各ドックを所有している市町村がやったんではやはりこれはだめでございます。これに對して、さつき中期の展望ということで、これをいま先進国会議で行われていますけれども、これはやはり不確定事実でございます。いわゆる先進国、E.C.、アメリカあたりでもって総合的な計画が確定した中でなければこの日本の造船業のいわゆる廃転業にしましては構造改革にしましてはこれは計画が立たないはずでございます。その中で中期の見通しを立てるといふことでございますから、なかなかこれはめんどうなことである。めんどうなことであらうとは思いますが、地方自治体といましてはやはり日本は日本なりにこの中期の見通しを立ててそしてこの法案の運用を、実効あるものにしてもらいたいというのが私の意見でございます。

なかなか計画は立てにくいものと思います。私も地方自治体の長といたしましては、何といましても大手はいんです。さつき言ったとおり、あるいは政府との何らかのかかわりを持つところはいんです。一応その下請のどこにも救われない落ちこぼれた業者をいかにするか、これをいかに救済するか。それと金融問題もございまして、やはり二十年ぐらいの長期にしまして利子補給を政府がやるという一つの思い切った措置を講じていただくということでは、なかなかこの法案の実効ある実施は困難である。私はこの

法案には賛成なんです、基本的には。賛成ではあるが、もつと地方の実情を深く踏まえた実効のある方法にしたいと、こういう要望でございますが、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

○参事(安田安次郎君) ただいまの点が三つあったと思いますが、まず第一はアウトサイダー規制の問題。このアウトサイダーの方々の反對しておられる、この安定法案に對して反對しておられる理由は、いま読み上げられたほかに三つあります。全部で。第一点は、これは統制法規で統制経済に通ずる思想であり、官僚統制であるというのが第一点です。第二の点は、設備廃棄しろというやうなことは完全に所有権の侵害であり憲法違反であるというのが第二の点です。第三の点は、アウトサイダーを規制をして設備を新設増設しないということとは企業に對する創意工夫の念をなくすることになると、それはいけないと、この三つのことであります。

第一点の統制経済とか官僚統制とかそういう問題については、われわれも官僚統制いいと言つたわけでも何でもないのであります。まずこれよりさきに申しましたように、昨年の二月のときにわれわれから、前に何通となくこの業界は不況であるのだから、公取申請して不況カルテルをずっと続けてやってききましたけれども、とてもうまくいかない。そこで、何とかしらいたいだろうということで、いま言った基本問題研究会ということで、成蹊大学の教授の上野裕也教授を座長にして調査してもらつた結果、この業界は構造的な不況である、したがって、最低三百三十万トンを廃却しなさいだめですよということが第一点です。その廃却するまでの間は新設備しちやいけませんと。まず、新設備するについてはルールをつくりなさいと。それは産業構造審議会のもとに設備小委員会をつくつて、そこでルールをつくつて、そのルールに基づいてやりなさいと、こういうことなんです。それから第三番目は、その間、設備が過剰なんだから、需給がアンバランスだから調

整措置をしないといふことだったんです。つまり、いまの第一点の方々のおっしゃることについてはそういうことだけれども、われわれ全体はいま申し上げたそういうときに平電の總會を開きまして、やはりこの業界は構造的な不況だから、これはやろうじやないかということで総意で皆さん納得したわけなんです。それが立法化されたのがこの安定法案だ。片方で設備は何はつくつてもいいんだというやうなことで構造改善にならないじやないかと。したがって、それはおかしいじやないかといふことを言われておられる皆さんの意見であります。これが第一点の問題であります。それから第二の点で、価格が大分変わったじやないかといふお話、これはそのとおりであります。この私原因を調べてみますと、私なりに調べて三つあると思います。

その第一点は、去年の十月から小棒組合をつくりまして、これは中小企業団体組織法に基づく小棒組合をつくつて、どんどん減産してきて在庫調整をしてきたといふことが一つ。第二の点は、何と云つても政府の大型予算を組まれたのが一般の市況に相当しい影響を与えておられるといふことが第二の点です。第三番目は、昨年の政府の議会の予算で東南ア、中近東に對して援助物資として二十万トン相当のものを丸棒買い上げて、無償援助をするといふことが決まりました。そういうことが方況に非常に大きな影響を与えてきておると。この三点が価格に對する非常に大きな影響だったと私は思います。最近下がつてまいりましたのは、私はやはり若干の年度がわりで、三月末まで年度も終わりですからさつきと出ますけれども、新年度になると若干いづつでも出がはる。それもありました。それとスクラップがここへきて若干下がりました。それがやっぱりスライドして、丸棒下がったんじやないかと言われておるのがこの五万八千円だったと。それから三番目の、三百三十万トンの廃却は一六%に相当するんですから、先生のおっしゃると

おりに、理屈から言えば各社一六%義務廃却すべきです。それはあなたおっしゃるやうに一機しかない人に言うのは無理じやないかといふことで、これを何とかしてやり遂げるにはどうしたらいいかといふことを考えたのが、先ほど申し上げましたやうに、グループをつくりました。これは新日鉄グループ、これは鋼管グループ、これは三菱商事グループ、そういうグループの中でやつておらんじやないか。したがって、グループの中に入つておる中では、全然一六%おろさないけれども、二五%も廃却した人もおられる。グループ全体としては一六%やるというのにならばいいじやないかといふことでできたのがこの案で、したがって、グループ別に見れば一六%から一六%以上全部なつていて、個々の別々に見ると、全然一機しかない人はやつておられぬ方相当おられます。先生のおっしゃるのとおりであります。

以上です。

○参事(西松義夫君) まずこのやうな実情にあるのに、構造不況業種としての指定といふのを、またこういうところへなかなか話が出てこないのはなぜかといふことから申し上げたいと思つて、まずゴム履物といふのはこれは通産の考えでもあるんですけれども、国民の必需品ではあるけれども、日本の貿易体制からいつたら競争力を失つた場合、発展途上国に置きかわるいわゆる水平分業、国際分業といふやうなことがあつていいんじやないかと、このやうな考え方がどうも長くあつたやうであります。私も昭和四十九年からそのやうな問題がございましてときに通産省に對して、ゴム履物産業の将来についてどのように考えておられるのか、この点をぜひひとつ御審議願いたいといふ申し入れをしておつたわけなんです。

ところが、五十年の秋に産業構造審議会の生活用品部会というのが開かれたわけなんです。ここへ全部で八つの項目、業種が入れられていろいろと対象になったわけなんです。しかし、この八つというのはガラス、ほうろく、日用金属製品、家具、陶磁器、楽器、喫煙具、かばん袋物、それから玩

けれどもわれわれとしては輸入制限というところも、秩序ある輸入、こういう形をメーカーとそれからその他アウトサイダーを含めてやっていただけることができれば、業界の安定につながる。そうなれば将来が見通せるわけですから、転換していくけどもつくし、国内の生産分野も安定するんじゃないかと、このように考えています。

それから最後の、ゴム履物産業を本指定にしてもらうという考えはどうかということでありますが、私はもちろんそうしていただければ大変ありがたいと思う。ただ、申し上げたいのはこのようにゴム産業と同じように恐らく多くの構造不況業種というのはあると思うんです。したがって、今回の法案の審議の過程で、また審議の後でも、それは成立してからでもいいかも知りませんけれども、現在代表的に出ているところ以外にも、業種というものを幅広く指定する、このような考え方を持っていたことが一番必要じゃないか。そうして実際問題これは安定基本計画というのできなければ、これは実行に移せないわけですから、安定基本計画の必要な業種は、すべて拾い上げるといふような考え方をぜひ持っていたきたい。そしてゴム産業の場合は、その場合にはぜひ入れていただきたい、このように考えております。

以上です。

○対馬孝且君　いま再度貴重な御意見を承りました。そこで、長谷川市長さんに、先ほどちょっと関係したことで、先ほど室蘭は今度労働者の失業多発地帯として指定をされたという陳述がございましたが、それに伴って私が申し上げましたように、緊急就労事業をこの際起こすというその考え方を、市長としてこれからどういうふうにおとりになるかどうか、このことをちよつと先ほどの質問に関連しまして答えだけ、簡潔でもいいですから、後でお答え願いたいと思います。

それから全金属の中里参考人に二、三ちよつとお伺いします。

全金の場合は先ほども陳述ございましたが、かなり中小金属機械産業、それからむしろどちらかというと、下請部分に属する関係が非常に多いわけですから、その中で今日まで、先ほども申し上げた通り、雇用安定資金制度あるいは特定不況業種離職者臨時措置法、こういうことで労働省は今日まで、国はそういうことで救済をしてくださる、そういう意味では御心配なくという御意見はぜひふんわれわの予算委員会の質問の中で出てくるのでありますが、実態的には雇用安定資金、離職者臨時措置法で本当に雇用が安定されているのかどうか。むしろ私が聞いている限りでは、相当指定から排除されている、つまり、離職者業種指定になつていないというのが相当、この前も同僚の浜本議員もおりますが、中小企業庁長官ともやつたことがあるのでありますけれども、どうも労働省の指定の考え方と、中小企業庁長官のこの業種指定の離職者臨時措置法の扱いについての考え方がかなり違つていようであります。したがつて、この点全金属の皆さん方の扱われている実態として、どういふふうになつていのかということをお聞きを願ひたい、これが第一点であります。

第二点は、労働協議会の中で先ほども申し上げた通り、労働協約の基本約款として今回の法案でいきますと、衆議院修正では労働組合と協議をするということになつていふわけですが、協議はあくまでも協議でありまして、協議調わなければ、会社が一方的にやる、これは今日の事態ですから、これに歯どめをかける、これは協議といふことだけではやっぱり問題があるという御指摘です。それから、きのうもこの問題につきまして紙パ産業の方からも訴えられました。つまり、書面協定、同意約款としての協定ということの際きつとしてもらいたい、こういう陳述もございましたけれども、いま全金さんの陳述の中にも訴えがありましたけれども、そういう点をそういうふう理解していいのかどうか、この点ひとつ第二点目にお聞かせ願ひたい。

三番目は、合理化がほとんど親会社、銀行関係、商社を通じていまあなたのところはもうほとんど、北海道でもいふふんありますけれども、まあばつたばつたこれいかにされていふわけですが、先ほど長谷川市長さんが言うのとおり、末端の中小部分にいったら、ほとんどどうもこれを犠牲にして、親会社が生きていふわけですから、したがつて、そういう問題になつてまいります。つまり、おのずから地方の段階で相当行政のどういう手立てがそれじやあるかという、先ほども出ましたけれども、問題はやっぱり根本的な問題として職業訓練をやつた方がいいじやないかとか、あるいは事業転換した方がいいじやないかというのを言うけれども、実際に事業転換をして、事業転換といふのは一体あるか。今日通産省の段階で大体二月ごろのあれをちよつと聞いておりますけれども、若干の事業転換といふ問題について、ひとつ協力をしてくれといふことで、サービス関係はほとんどものをやつてくれぬか、こういうことは聞いております。

聞いておりますが、根本的にはやっぱり職業訓練なら訓練といふ仕方をきつとやっぱり、法的には一応抽象的には出ているんだけれども、そういうものに対しての扱いがきつとしないといふところが、いまなおやっぱり問題を残しているんじゃないか。それから、事業転換、転換といふぶん言つたつてそんなものは、ほか聞いていふのは、ハイヤー会社に行つてみたり、ラーメン屋つくつて食堂つくつて事業転換してみたりといふ、せいぜいその程度が限度だといふことで、そういう点につきましてひとつ具体的に、これからどうするかといふことについてございましてはお聞かせを願ひたい、こう思います。

それから、平電の責任者に、安田さんにちよつとお伺ひしますが、これによると平電業界ではこの四年間大体一人一人ぐらゐ減つていふ、これは聞いていふのであります。したがつて四人に一人の割合で大体雇用が減つてきているといふ実態なんでありまして、この点は一体、私

は率直に申し上げるだけでも、安田参考人にお聞きしたいことは、そろそろもうこの段階では週休二日制、あるいは労働基準法に従つての拘束時間、こういう方向に雇用構造というものをやっぱり変えていく段階にきているのではないかと。ただ、共同廃棄だけでもうとにかく張り切つちやえばいいのだ、あるいは金をうまく使えばいいんだといふやり方ではなくて、つまりどれだけ完全雇用といふものを基本的に守つていくか、守る立場で事業主としてどうしたいのか、この点あたりを私はぜひ雇用を、事業主として考えていただかないと、ただ人を切ればいい、減らせばいいといふことだけでは、不況法案をつくつた目的からいって私はそこが一番大事になつてくるのではないかと、こう考えるのであります。この点ひとつ安田参考人の御意見があればお聞かせを願ひたい。

とりあえず以上であります。

○参考人(長谷川正治君) 先ほどの緊急対策といふ問題でございしますが……

○対馬孝且君 緊急就労開発……

○参考人(長谷川正治君) 緊急対策ですが、これは具体的に言ひまして、いまや何と言つても大型プロジェクトでやらなければ、公共事業投資でもつてやっぱり混合経済の財政主導型ですから、それを行つていかなければ効果がでないわけですよ。それには私も九十億、室蘭市で公共投資の予算は持つていますけれども、昨年度の当初予算に比較して三・五%の増です。しかし、これがまず五月議会、臨時議を経てそれから発注されてきますから、これが落ちていくわけですから、それまでの間のタイムラグといふものがあるんですよ。ですから、緊急ないわゆる事態について、どういふような自治体として施策を講じているかといふとわずかに千六百万円で、そしていろいろ墓場の草を刈るとか、それからとても困る者には道路の清掃をやるとか何とかなといふことで、対策にもならない対策を一応立てているのが実情なんです。

それです。それから、この大型プロジェクト、とにかくドックの問題でもいま建設会社に変えているわけですよ。橋崎建設といふのがございまして、ところが在来建設業者がいないわけですよ。これまた仕事の取り合いなんです。だから、これをひとつ優先的にこのドックの建築会社にやるというわけにもまたいかなければいけません。新旧取りまぜながら、それが実態でございまして、まさに試行錯誤といふのが実態で、まさに混乱中なんです。そこで、私の頭の病めるといふことでございまして、正直言つて緊急問題につきましては、そういう実情でございまして、ひとつ……

○参考人(中里忠仁君) それでは、まず先生の方からの御質問で、全金属がいま御指摘のように約千三百の支部、分会が全国三十四府県地本にまたがってあるんですが、その分類は大体百名以下が圧倒的なんです。これは千三百のうち約九百が百名以下で、そして百名から三百名までが大体三百支部ですね。それから三百から五百までの支部が約六十です。それから五百名以上、千名以上含めまして大体これが七十四、五あります。こういうような組織状況でありますからきわめて中小企業が圧倒的に多い。

で、いま御質問の点の雇用安定資金の問題にしろ、離職者の方の問題にしろ、どういふふうに適応されているのか、これは雇用調整給付金の問題についてはかなりいまこれは支払われております。指定業種になつていふのが多いです。しかし、離職法の問題の適用は、いまのところほとんど適用されていふ。問題は、雇用調整給付金の問題にしても、業界が足を引っ張る業界と、きわめて仲のいい業界がありまして非常に極端なんです。たとえば繊維、自動機械関係はこれは構造的な不況です、決定的な。にもかかわらず先ほど若干申し上げましたように平野機械あたりは倒産に追い込まれていふ。あるいはまたスピンドルあたりは大合理化をやられていふ。にもかかわらず何なのかといふと、やっぱり業界の中でのかなりの発言力のある、力のあるところがそれに乘つてい

ない、指定業種にしないというあれがあるんですね。

そうしますと、大体指定業種にならないためにどうしても企業倒産に追い込まれる。非常にこれはうがった見方になるかもしれないけれども、しかし私たちは真剣にとらえていることがあるんです。ということは同じ業者仲間ですから、たとえ

ば業者間の中の会合では恐らく親しくおつき合いになつてゐるだらうと思ふんですが、裏を返せば資本主義の原則ですから、この企業競争が、業界の中で減ればそれだけ自分の企業が救われるということがあるんですね。したがってそういう困つてゐるところ、同じ業界でも、不況業種と思われれる中でも、これは企業間格差というのがあるわけです。ですから比較的企業の健全なところ、要するに経営の健全なところはそんなの必要ない。だから相手がつぶれるのを待っているようなきらいすらある、こういうことがね。ですからそういうようなことは、これはひとつはくも通産省にお願いしたり、あるいは労働省にお願いして

いるんですが、結局そういうのは直接指導以外にないんですね、これは。そういう実態がありますので、大変指定業種になるのが困難な面がある。

そしてもう一面の実態を御報告申し上げますと、それとまた違ふ面があるんです。確かに不況業種という業種に違ひないんですが、簡単に仲のいい業者の集まりで業種指定になる。そうすると余り経営上悪化してない。仕事をそこそこ同じ不況業種でも持つてゐる、抱えてゐる。それにもかかわらず雇用調整給付金なり何なりの対象業種になる。ですからおかしな話で、そういうことで一時停休制をとつて雇調金でもって若干の経営を維持するようないふことがあつた。こういうことでありますので、その事実関係については、私はやっぱり業界それだけに任せろのじやなしに、やはり地方行政あるいは中央行政の中の指導面でもう少しきめの細かさをしていただかないと、なかなかわれわれが業者の経営者の皆さんに言つても、いやなかなかそれできないんだよ

ということで一蹴する、ないしは簡単にこんな仕事あるじやないか、何も一時停休なんかする必要ないじやないかと言つても、いやせつかくもえらるものだからということ、無理に一時停休制をとつてこの労働条件を切り下げる。こういうような実は事実関係としてあることを、御質問に対する御報告として言いたいと思ひます。

それから二番目の問題は、協議事項の問題ですけれども、労働協約の、この労働組合でも無協約というのはほとんどいまところはなくなりました。しかしたとえば無協約のところでもあつた一つの労働条件の問題、あるいは特に雇用にかかわる問題は大きな問題でありますから、これは労使で協議をして協定化をしていく。特に労働者の権利維持のために、この辺についての全国金属はうるさいほど指導しておりますので、労使関係の中ではそういう同意約款、取りつけられることならば同意約款、最低でも協約約款を、これはやっぱり事前協議制というものを確保しろということでは努力をして、大方のこれは労使の関係では結ばれておるんです。

しかしこれは先生、問題はこれが空文化されるということなんです。結局、協議はする、そしてそういう先生御指摘のようにわれわれは文書でもってちゃんと確認をしております。協定書なり覚書なりいろいろな書類でもって、文書でもって確認をしてゐるわけですが、しかし経営側は自分の企業のあれが押し込まれてきますと、書類だなどというところは構つてられないと思ふ。それで一方的に工場閉鎖をしてみたり、あるいはまた不渡りを出して倒産になつていくとか、あるいはまた和議を申請するとか、こういうような形で労働者の意向というのが、ある一定の限界までは話し合ふんですけれども、それ以上のことは経営サイドの一方的な強行策として行われている。しかし組合はいろんな、そういう中でも労使の中では、たとえば合理化問題でこれは大方の労働組合は、それはたとえば人員削減の問題にしても、あるいはその他の労働条件の問題にしても、労使の協

議事項の中で理解できるものは理解していく、こういうことはやつて平和裏に実施をされてゐることが多いことは事実なんです。しかし残念ながら先ほど百七の支部分会がそういう工場閉鎖なり首切りなり、いま聞つてゐると申し上げましたけれども、そういう実態は残念ながら一方的に、協議とか同意約款があるにもかかわらず破棄をされて強行される。

しかしほくらは、そのことが決して、そういうふうには強行されたからといってむだではないと思つてゐるんです。このことは、残念ながら現実面としてはそういうふうになつてしまふんですけれども、裁判闘争の中で有利にこれを活用してまいります。ですからそのことは今後もやつていきたいと思ひますけれども、より一層今度のこの法案の問題から私は心配してゐるんですけれども、いろいろなことを御配慮いただいて、労働者と労働組合の位置づけを決めていただいたにしても、そのことが何か小手先だけに陥つて、余り実態性のないようなことでは、字面だけの問題では私は困ると思つてゐるんです。ですからそういう意味では、今後のこの種の協議なり同意約款というものはもつと法的拘束力が、要するに労働者の側にどうつけられるのか、その辺が大変私は望みたいと思ふんです。

それから極端な話ですけれども、先生方おいでになりますので私は申し上げたいと思ふんですが、ついでもありますから。実はきわめて無責任な経営者の方が最近多くなつてゐるということなんです。ということは、賃金も退職金も未払いのまま、工場を放り出してどこへかへ逃げちゃうというところなんです。そういうことを、そこに働いてゐる労働者が宮々として築き上げた自分たちの職場、そしてそこにいふところを求めて生活をしてゐた家族を含めた労働者が交渉の相手方でもない。そして経営者はどこへ行つちやうやういふんだかわからない。こういうようなことがあつて、何カ月もその職場でがんばりながら自主生産体制でもつてやつてみたり、アルバイトに出て何とか経

営者を捜したり何かして努力をしてゐるところが結構あるんです。これは、それが残念ながら、何といひますか、大変地方行政の中でも、いろんな県庁にお願いをしたりあるいは市当局にお願いをしたり、あるいはまた基準局にお願いをしたりしてゐるんですけれども、なかなかのれんに腕押しでもつてうまい策がないんです。

事実関係としてそういうことが実はありますので、労使協議制というものは十分われわれとしても大事にしたいと思ふし、それはまたやらないうけないと思つてゐるんですけれども、それが場合によつては、そういう経営者ばかりじゃありませんけれども、そういうふうな経営者もいて、きわめて困難な局面に立たされてゐるという、そういうことも御報告申し上げます。

〔理事大谷藤之助君退席、委員長着席。〕

それから三番目の問題でありますけれども、これは親企業との関係に、若干先ほどの御質問では触れておられるというふうな思ふんですが、以前も、まあ事業転換の問題とか、そういうこと以前の問題として、実は背景資本といひますか、中小企業が圧倒的に多いわけで、先ほど申しましたように、全国金属幾ら大きいってやつてせいぜい資本金が五十億がらみが一番大きい企業ぐらいです。ですから圧倒的には中小、零細が多いんですけれども、その中の、その中小企業の背景にあるに商社あるいはまた大企業、そういうことの操作がきわめて強いということです。これは特にアルミ関係、平電炉関係あるいは製鉄関係あるいはまた弱電その他、もろもろのあれはほとんど背景資本がある。後ろに親企業がある。この大変圧力が強くなつてゐることです。それとあとは銀行の支配介入ですね、これが強くなつてゐる。で、そういう事例があるかと言ひますと、たとえば中小企業の経営が悪化してくる、そうしますと、御存じのように連結決算による財務諸表の提出ということもあります。これかなりきつくなつております。そういう中から、赤字の経営については一定の経営者に対して合理化案を作成さ

せる。そしてその合理化の答が、作文が余り好ましくなければその役員は更迭しちやう。で、自分のところから役員を送り込んでいく。そういうことで、いままでの労使関係なんというのには意に介さずに、一方的に強行するというのが実はあるわけですね。ですから、おのおの背景資本を持っている中小、零細企業というのはどうしても親企業に頭を下げるを得ないし、また合理化案の作成というものは親企業なり銀行、金融筋に頼る向けられるような、そして仕事なり資金なりを援助してもらふような作文を出して、それを労働者に押しつけていく。これがいま中小と背景にあります親企業、そうしたところの、きわめてわれわれとしては苦難なそういう状況も押しつけられる状態にある。こういうことを申し上げておきたいというふうに思います。

したがって、そういうことから、まあたとえば先ほどもお話がありましたけれども、大企業であります。かなりマスコミもとらえますし、また政府あるいは地方自治体あるいはまた金融筋も、あるいは大株主関係も騒ぐんですけれども、したがってそういうところの労働者も、大企業労働者が多いんですけれども、中小企業の、あるいは零細企業に働いている労働者というのはきわめて、ますます条件としては非常に悪くなっている。

ですから事業転換というのにも非常にむずかしい局面になっている。ただ私が言いたいのは、これは事業転換ということになるのかどうか知りませんが、たとえ、たとえばここに労働組合がある事業場がある。これでは不採算だ。ところが別なところへ土地を求めてそっちへ新工場を建てちやう。そこへ今度は労働組合のない事業場をつくって、そちらへいくなったらそっちへ再興しようじゃないかというようにことを実はしてみたり、あるいはいままでの合理化を強烈にやってみたり、いままで三百名いたやつを百五十名なり百名にしてしまふ。それでそこへもってきて若干仕事が好き転をしてきて出てくる。そうするといままで三百名当たりの労働力でやっていたのが、新鋭の機械

を投入したりあるいはまたほかの設備をして、それに匹敵するよう量をこなしていく。こういうようなことが実はあったりして、結局のところ雇用の不安定というのは中小企業には絶え間なく出ているということをお答えしたいと思います。

以上です。

○参考人(安田安次郎君) 私からちよつと申し上げます。

先ほど先生からありました雇用の問題、特に週休二日制の問題、簡単に申し上げますと、われわれ業界も研究しております。それで、いままでいろいろ三百三十万トンすでに廃却済みであつてと言つておるといふんですから、これは希望退職もとより全部終わつておりますし、今後起こるとすればその問題でありまして、現在鉄鋼労連の幹部と、平電炉の幹部と定時に会つて、しよつちやう会合をやつております。そうして、そのときに鉄鋼労連からも提案しております。ただ、私としては、いつからどうするかということをやめるためには、結局、これは最終的には製品価格にはね返るおそれがあるということが、その点について、よほど慎重を要するということでありまして、現在労働組合の幹部の鉄鋼労連の方とわれわれの方と會つて、この問題は取り上げておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○小柳勇君 社会党の小柳でございます。御苦労さまでございます。私どもの与えられた時間わずかでありまして、簡単に質問いたします。

まず、市長さんに質問いたします。私どもの社会党で、地方自治体による雇用創出ということで、二十万人ぐらゐの当面雇用創出しなきやなるまいと。それで、地方自治体で自主的にいろいろ仕事はあろうから雇用創出していただこうと。たとえば一人の労働者の年間の賃金を二百万円にするのと二十万人でありますと四億円でありますが、そういう予算を一応頭に置きながら、その失業の発生状況に応じて地方自治体に雇用をつくつてもらおうというようにいふいま衆議院の方に法案を出してあります。したがって、さっきの対馬理

事の質疑に関連していくわけでありまして、私も、いま失業多発地帯、特定地域に指定されておられまして、そういう地方自治体による雇用創出として、特別に何かお考えあるかどうか。さつき緊就の話がありましたけれども、私も福岡ですが、緊就及び特定一般失対など私の方で四つございまして、けれども、なかなか予算単価が少ないものですから、うまくいかぬのです。だから、それも一つの方法、やむを得ぬ特定、これは知事が苦勞いたしましてやつておるのでありますが、それも一つの方法でございまして、言うなら永久的な地方自治体の雇用創出がどういふものがあるであらうか、これが質問であります。

それから、安田参考人に対しましては、平電炉のやつはもう大体一応合理化計画も立ちまして、人員整理もほとんど終わつてゐるわけですね。私も一昨年ごろからずいぶん商工委員会でもいろいろ論議いたしまして、三百三十万トンの目標も大体計画できています。そこで、お隣の中里参考人がおっしゃいましたが、この法案ができてからこの雇用を調整するためには労働協約を締結してやつてくれないかと。でないと、ここに法案を衆議院では修正いたしました。雇用の安定に「配慮しつ」とか、中小企業の経営に「配慮しつ」とか言ひますけれども、配慮しないような業者はおらぬと思ひます。「配慮しつ」と書いたつて實際これは具体的にどういふ力があるであらうかと。だから、平電炉はもうすでにおやりになつたことでありますから、たとえば私の方の福岡の東海鋼業もすでに整理を終わりました。こういうときにこの雇用安定に配慮をしつとかあるいは下請産業の経営に配慮しつとかいうのは、一業界としてはどういふことを考えておられたであらうかと。だから、労働者、長く働いた労働者を解雇するんではありますから、業者としても何も考えないでやるはずはないと思ふ。最もスムーズに、最も混乱がなくやられた業者などの経験も生かして、法案として論議するときはどういふことを附

帯決議なりあるいは論議の中へ入れておいたらよろしいかと、このことを安田参考人に教えてもらいたい。

いま一つは、この平電炉の場合はもうほとんど計画も大体業者間でできましたし、もうやるものはやつたんでありますが、一体どこまでこの法律が波及されたらいいのであらうか。これは大体これから一年間のうちに計画出して、五年間の時限立法です。過去の方についてはこれからまた国会の論議の中で詰めていきたいと思ふのですけれども、過去の辺までさかのぼつたら本当にありがたいと考えられるのか、お聞きしておきます。

それから、最後の西松参考人には、これは業者の業種指定なんですね、だから、「月星」という一つの会社の指定はしないわけなんです。だから業界として、ゴム履物業界として七割なり八割の方がこれを指定してくれよという、そういうものでないかと通産省としては政令適用しないと思ひます。あるいは省令もできないと思ひますが、おたたくの方の履物の業界としては一体どうとらえておるか。

もう一つは、おたくの方でも韓国に対する会社に出資いたしまして逆輸入しています。それはいまさつき公述の中で、デパートなどに任しておくとかえつて困難だからうちの会社でやつてゐるんだと、それと秩序ある輸入するんだとおっしゃいますけれども、まずやっぱり業界自体が発展途上国に出資をして、技術を輸出しておいて、それから逆に追い上げにいま手を挙げてゐるわけでしょう。そういうものは業界自体がどうするかという大きな方針もなきやならぬ。同時に、そのために今度は労働者が犠牲になるんだから、もう労働集約型の産業でありますから、設備廃棄と言つたつて、それはただ機械遊ぶだけでありまして、人員——それを動かしている人が減るだけなんです。したがって、それに対しておたくの履物業界としては一体どういふ心組んでおられるか。残念ながら私もまだ直接陳情受けたことありません、組合から何回もいらつしやるけれども、参議

院でいま重要な法案を論議しているときに、業界として一体何しているかと本当は言いたいわけですが、そのことも伝えてもらいたいけれども、したがって、業界は一体どういうつもりでいるのか、お聞かせ願いたいのです。

○参考人(長谷川正治君) 雇用創出の自治体の問題でございしますが、いま私の方も研究しているんです、それについて、ところが、非常にこれめんどろな問題があるんですよ。とにかく自治体労働組合の中にはやっぱり自治体固有の仕事と違って下請に出すというのを非常にきらいでして、その組合問題がまず一つあるということ。それと、じゃ特殊の仕事は何かというと、これもいまままで失業対策事業の全日自労というものがあつて、それで、これにもまた仕事をやっていくわけですね。そうしまして、ですから、雇用創出を自治体でそれからまたしたならば、民間を圧迫しないようないわゆる自治体の固有な仕事というものはないかというものであるかということになつてきますと、自由主義経済の枠組みの中で、まあ予算がつけられて、これとこれとこれとということ指定されまして予算配分がなされるならば、その法案によりましてそういった雇用創出をやつていきますけれども、自治体がそのある一定の条件のもとで、今日の政治情勢のもとで、いま、結構な制度でございしますよ、結構な制度でございしますけれども、特殊にどういふようなことを考えておるとか、なかなか考えていまして自由主義経済の中においては、そう簡単にこれとこれとやりますという結論はまだ出てないのです。ただし、その方向を研究しています、いま、それが実情です。

○参考人(安田安次郎君) 小柳先生のお話二つあつたと思いますが、一つは雇用問題でありますが、現在の時点では大体電炉の丸棒の稼働は六五%ぐらいの稼働です。それで、私以上に詳しいので驚いておるのですけれども、大体三百三十万トンについては、もう去年の二月の上野先生の答申に基づいて自主的に廃却しておつて、それに基

づく雇用の問題も各企業が単独に全部やつております。したがって、この法案をつくる前にある程度解決されてしまつておりますので、いまの状態で行く限りは、私は今後平電炉に関する限り特別の増産をして何とかやれば別ですけども、そうでない限りはそう大きな問題は起こつてこないであらう。

ただ、この問題についてざくばらんに申し上げますと、電炉業界のこの問題について鉄鋼労連の首脳部と会つたときに、ある会社は、人員をある程度減らしてまでも一生懸命価格を維持するたためにやっていると、片方はアウトサイダーでフル稼働をして人員整理も何もしないという業界があるというところは、組合の立場から見てもわれわれは納得できにくいというのを言つておられました。これは全体の労務対策の上からいって先ほどの週休二日制という場合でも、ある会社は何かしら残業ばかり手当てしてどんどん取るんだと、そういう会社あるかという、そうじゃないかというの、ない方が欲しい、そういうことで組合の幹部の方とも話し合ひをしておりまして、現時点における三百三十万トンでおさまる限りは、いまの六五%でこれ以上小柳先生なんかには御心配かけて何するようないは私は起こりそうもないと思います。

先ほどおつしやいました東海鋼業自身も堀君自身が自分の手でやつておりましたので、そういう問題の、この問題の起こる前の問題。今後についてはこの法案の適用を受けるかもしれないけれども、そういうようなことで、一時は一時帰休制をとつてみたり、いろんなことをやりましたけれども、一応は片づいてしまつたという実情でありまして六五%の稼働だと、残念ながら。

それから、第二番目の、いつから一体この法案を適及せよというのかということでありましたけれども、われわれ業界としてはやはり構造改善の問題は、上野先生が進言されました去年の二月に三百三十万トン少なくとも廃却すべきであるということ、受けて立つて業界が自主的に廃却をい

たしました。そのときに、廃却と同時に設備の廃却もしたし、それにつながつておる人員の整理も行われておるんですから、そのときにまで私は適及していただきたいというのが私のお願いであります。

○参考人(西松義夫君) まず御質問の第一の、今回の法案が「月星化成」いうふうな個別企業の問題でないかということとわれわれよく承知しております。特にこの法案といひ、離職者臨時措置法の問題といひ、これは今回の月星問題が起る前から、われわれは何とかしていただきたというところを当局にお願いしておつた問題なんです。それでこの月星化成の問題が起りましたために、かえつて業界としては何とかなければならぬというのと、月星の姿勢がどういふんですか、国内生産を落とす輸入をふやして利益を上げようという提案ですから、これでは一層問題があるじゃないかということ、業界内に波紋を投げた、この二面が起つておるわけなんです。

私もどしどし何とかな月星化成で起きているという問題を一層業界協調といひますか、業界の体制を立てるという方向へ持つていくために努力をしたい。きょうも担当者で履物協会へ行つておりますが、その点で話をしようといひ入れをするためにへ行つておるわけなんです。したがって、われわれとしては構造不況業種というゴム履物産業である、このことをぜひひとつお考えをいただきたいというのが中心であつて、月星化成はその過程で発生した問題であると、こう考えております。そのように申し上げておきます。

次は、輸入に対する姿勢であります。これはわれわれも全く先生の言われることに同意見でありまして、大体それは身勝手な言い分であるといふふうに思つております。ただし、残念ながら、現在約三六・五%の輸入の六割がメーカーで、しかもメーカーの中の輸入の状況を、これはちよつときょう資料がありませんけれども、見ますと、ある企業では八割も九割も輸入である、ある企業はせいぜい一割ぐらい一割五分である、このよう

に大変なアンバランスがあるわけですが、メーカーの内部の輸入の状況で、というのはそれだけ自分のところでほかのものに転換しつつ、しかし、履物のルートがあるわけですからそのルートに対しては輸入品も持つてくると、こういうことをいましておるわけなんです。

そうなりますと、現在のところ円高ですから、輸入をやつていく方が国内でつくるよりはもうかるといふことで、むしろその方へ集中をしたい気持ちも相当あるようでありまして、それをやりますと雇用問題が起きますから、われわれとしてはそれは困るということと同時に、彼らが言つてゐるのは、こういうのは実は企業存続のためにやつてゐると、業界存続じゃない企業存続のためには、将来の方向がはっきりしないから自分のところで生きていく道としてこれをやつてゐる、政府なり当局が展望を明確にしてもらえろというところになるなら、その中ではつきりと業界の位置づけはできますというのが彼らがわれわれに盛んに言うことで、ただ私どもとしては先ほども言いましたように、四国会談の前にも履物協会とわれわれの履物部会とが会合を持つて、四国会談に臨む態度についても注文をつけたと思つております。

輸入に対する姿勢としては、いま一番初めの陳述で申し上げたとおり、昨年に比べてとし一二月の方がはるかにふえていふんですけれども、そのふえ方の中で見ますと、いまの一二月だけのことでですからこれは断言はできませんが、少なくともメーカー輸入よりもそれ以外の輸入の方がふえ方が多い、このような状況なんです。われわれとしては労働組合がやかましく経営者の団体に言つてゐることも、彼らなりに考慮はしてゐると思ひます。そのようなところがいまの実態でございします。

○馬場富君 お忙しいところ参考人の方々には御参加いただきまして大変感謝しております。最初に、室蘭市長さんにお尋ねいたしますが、先ほど来の御意見を拝聴いたしました、非常に不

況が地域経済に大きい影響を与える、そういう中にありまして、特に室蘭市では造船あるいは鉄鋼、石油精製等の特に深刻な業界を抱えておいてなりまして、その中で非常に苦勞なまじつておられるわけでございますが、特に造船に対する従事者が、やはり市民の中で二次産業従事者の約一〇％で約三千人であつたのが約二千人というふうな御意見でございましたが、このような非常に大きいウエイトを抱えて見えるそういう造船不況の中におりまして、実際の室蘭市として先ほど来いろいろお聞きしましたが、特に造船の不況の実態のポイントを御説明願いたいと思います。

○参考人(長谷川正治君) 大体造船の変遷は、橋崎造船といふのがあります。これが大体生産能力においては一万四千グロストンネージというから総トン数です。これが大体約十隻を生産する能力があるわけですね。それが大体五十二年度には六隻に減りまして、それから五十三年度は四隻に減つてゐるという実態でございまして、それから函館ドックは大体一万八千グロストンネージ

総トン数、一年に四隻つくる能力を持てゐるのでございましてけれども、五十二年度には二隻しかつてゐない。五十三年度には一隻と、こういうふうな状況でございまして、もう三分の一あるいは四分の一と、こういうふうな減つてゐるわけなんです。労働者の数にいたしましても大体六〇％ぐらいになってゐますね。

○馬場富君 それにつきまして、特にいま御指摘の橋崎造船あるいは函館ドックと、この両社におきましては特に私の調べたところによりますと、中小型の貨物船の建造が中心であつたと聞いております。ところが、私は先日この委員会でもその点を指摘いたしました。実は大型タンカー等を建造する大企業造船がいま不況の中に追い込まれておられるわけですね。そのためにこの大企業造船が、いわゆる中小造船の分野に大きく食い込んでゐる。そして特に北海道の室蘭等においてはその不況をおつておると、こういうのが実情だと聞いておりますが、その現状を御説明願いたいと思

います。

○参考人(長谷川正治君) それはもうそのとおりでございまして、大型——いままで五十万トンつくるとか、あるいは三十万トンつくる。どここの会社と云ひませんが、そういうところの造船会社が一万トンあるいは二万トンというふうな貨物船をつくらせて、ですからここでもつてひとつ、この造船会社等が言つてゐることは、いわゆるそういう何といひますか、船型の一定のシェアですな、つくる分野。それを企業に依つて決めていただくといふと、それで大きな船をつくらせてゐる大企業は中小企業の分野には手を出さないというふうな一つの法案といひますか、そういう規制をぜひ設けていただきたい。それでなければいまのところは大きなドックが、いままで橋崎や函館ドックがやつてゐた中型、小型までもつてしまふということが実情でございまして、いま先生のとおしやるとおりで、それに対する規制をひとつぜひやつていただかなきゃならぬと、こう思ふんです。

○馬場富君 現状のこの法案等でございますと、やはり室蘭にあるこの中小造船の、たとえばいま橋崎にしても函館ドックにいたしましても、やはり大手企業の造船業者と同一の規制の中で乗せておくといふことは、非常にそこに大きい問題点が出てくるんじゃないかと、このように考えますが、どうでしょうか。

○参考人(長谷川正治君) そのように考へてよろしうございまして。そのとおりでございまして。○馬場富君 次に、先ほど市長さんのいろんな発言の中にもございましてけれども、特にこの造船等の対策の中で、まあこれにかわるべき一つは仕事量の関係で公共事業の推進とか、あるいは仕事量とかあるいは北海漁業の関係の造船等の増強とか、あるいは陸上でのいわゆる架橋等の問題等でも、こういう観点からいきますと、室蘭市でのやはり造船業界の実態をいたしましては、どちらかというところ結局仕事量の増大による一つは体制

と、あわせて事業転換等の方が適切ではないかと。その状況からいくと設備廃棄による処理による、そういう解決策が業界の皆さん方が果たして望んでみえるかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(長谷川正治君) やはりこれは、企業を縮小するといふことよりも、やはり転換ですね。なるべき転換してやつていきたいというのが希望でございましてけれども、函館ドックのごときはやつぱり転換が効きませんので、人員整理も相当やつております。橋崎の方はまだ自己経営の意欲を持ちまして、その転換に努めて建設の方に向かつて橋梁その他で、やはり人員の整理も少のうございまして。だけれど、でき得れば人員整理をしないで企業転換をしたい。それでまた建設の業種の方に転換を図つておりますけれども、なかなかいま過渡期でございまして、間に合はなくてやはり首切りという事態に迫り込まれております。

○馬場富君 まあ、そういう立場からいきますと、今度のこの安定法というのは実は不況業種とのそういう対象の業種に対して、やはり信用基金による債務保証といふのが問題になつてきますが、室蘭のそういう造船業界で、こういう債務保証によつての適用で、これが効果が上がるかどうか、市長さんの立場から御説明願いたいと思ひますが。

○参考人(長谷川正治君) 債務保証はぜひやつていただきたいんです。それで先ほど申しましたけれども、どのぐらいの程度でやるかというのと、大体やはり二十年ぐらいの長期の借入れ、それでやはり利子は業者の言うには三・五％ぐらいの利子までは払つてもいいと、橋崎造船なんかは言つておりますが、まあ私の考えをいたしましては、やはりこれは国でもつて利子補給するといふやはり長期展望に立つて、立て直していかなければなかなか立て直らぬ、そういう考へでございまして。○馬場富君 最後に市長さんの意見の中で、国会

議員の調査団等の派遣等がございましたが、そういう、やつぱり要望されるからについては、何か室蘭でも構想不況とも合わせて、特に国会議員としてよく見てほしいという何か問題点がございまして。

○参考人(長谷川正治君) 国会議員の方々に見ていただきたいというほどの希望ですか。

○馬場富君 その問題点が何かあります。○参考人(長谷川正治君) それはいまの実態でございまして。大体いま、何といひますか事業規模、キャパシティーといひますかそういうものに対する稼働率とか、それから今後転換していく場合における、いわゆるどういふふうな転換さしていったらいいとか、やはり、あと時間差の問題もありまして、それのおくれをどういふふうにするかとかというふうな問題を私どもとともに、ひとつ先生方に手伝つていただきたいという意向でございまして。

○馬場富君 次に安田参考人に質問いたしますが、平電炉問題につきましては、この委員会でも再三私も質問もし、論じてきました。そういう中で、先ほどいふゆる平電炉基本問題研究会の提言が基本に挙げられましたが、その提言に基づいて、いわゆる平電炉業界が設備廃棄の基本の一つはしてみるということでございましてけれども、その一番ポイントとは通産に対して、電気炉の新増設を抑制するといふ条件のもとにスタートされた、こう聞きますが、この問題については、やはり政府の公約と私は見るべきだと思ふがどうでしょうか。

○参考人(安田安次郎君) この三百三十万トンを廃却せよといふことですから、片方で新設設備するといふことは意味のないことなんだと思ひます。そういう意味において新しい設備は廃却するまではやらないようにといふことは言えます。これは一つの前提です。けれども、各企業には合理化といふものが絶対に不可欠なことでありますので、設備を合理化する、それまでやめろということとは言えないので、あるいは、たとえばいまこ

に二十トンの電気炉あるやつをやめて、もっと合理化する四十トンか五十トンの電気炉にしたいとかいふようなことがあり得るといふので、産業構造審議会の下に電気炉の設備小委員会というものをつくって、その委員会で通つたものは新設備といふことも認めようじゃないかというルールになつておるわけだ。

○馬場富君　じゃ、業界では三百三十万トンの廃棄というの、そういうのは、結局今後の新増設を抑制する。いわゆる、先ほどから安田さんがお話しになりましたアウトサイダーの規制を一つは前提とした問題であつた、こういうことですが、最近聞くとところによりまして、いろんな、業界の中にも、一つは小棒の組合とかによる価格あるいは数量等の規制が行われ、アウトサイダー規制等も行われて、やや順調な方向に一つは出て、いままでのいわゆる対策が効果をあらわしてきたような傾向を私も見受けるわけですが、この中でやはりアウトサイダーの中に景気よしとするならばまた新設を、増設しようとするような動きが、もうかるならやろうじゃないかというふうな動きがあるということを聞いておりますが、実情はどうでしょうか。

○参考人(安田安次郎君)　価格の問題は、現在は小棒組合というものがつくられていて、その小棒組合にはアウトサイダー規制ができるといふことのでたてで行われておる。したがって現在アウトサイダーあつても、生産調整命令は出ておるわけですから、これはアウトサイダーとしての活動してないわけだ。ところがいまおっしゃるように、これは一つのもので、もう一つはアウトサイダーの人たちがどうしてもあの中入るのいやだと言われ、自由になんかことをやりたいたいという人があるんじゃないかと、これはわれわれの方にもそういうニュースが入つております。新しい電気炉をつくるんだとか、そういうことは確かに入つております。やるといううわさは聞いております。

○馬場富君　そうした場合は、結局平電炉基

本問題研究会等を結成され、そして業界が政府指導のもとにまとまつて、一つのやはり自衛の中からは生産を調整して、こうという流れが出てきた。だが、中にそういうアウトの規制が何ら行われなかったならば、そういうインサイダーの団結の結果が崩れてくるおそれもあるんじゃないかと。こういう点で今度の組織結成について私は非常に心配するわけですが、その点はどうでしょうか。

○参考人(安田安次郎君)　アウトサイダー規制というものはいま申し上げましたように、アウトサイダー規制というものの前提として、私は平電炉の総会を開いて皆さんの意見を聞いたときに、六十社は賛成してアウトサイダー規制はやつてもらわなきゃ困ると、アウトサイダー規制しなきゃいけませんと言われたのは六社しかないんですから、いま先生のおっしゃるとおり、大多数の者はアウトサイダー規制してきちんといつてもいいという気持ちには変わつておりません。そのとおりであります。それで、業界の決議としてそれを決めろと私に言つたくらいですから、私やならなかつたんですけれども、そういうのは大勢であることは間違いないと思います。

○馬場富君　この三百三十万トンの廃棄に踏み切つたときに、先ほど御説明がありました、財団法人平電炉業構造改善促進協会というのが設けられて基金の創設がなされております。そして全部で七億ですか、そういう結局その十倍の七十億を保証の対象として設備をやつて、こういふやないかというところでスタートされたが、現状を聞いてみますと、やはり民間資本があるために、そういう点でこれはやや弱い点があると、そういう点では今度の安定法による基金の方が強力な力がある。非常にそういう点での兼ね合い等を心配されておるようでございますが、この財団法人の基金によつては三百三十万トンのうちのどれほどが対象となるか、そこらあたりを御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(安田安次郎君)　これは三百三十万ト

ンのうち何トンなるかというところは、大体一トンは廃却一億だと見ています。そうすると、三百三十万トンやると三百三十億が要することなんです、本当は、ところが、七十億じやどうにもならないと、したがって先生のおっしゃるように、どうしてもこの信用基金制度にジョイントしてつなげてもらつて、そこで何らかの援助をしてもらわなければだめだろうというのがわれわれ業界の意見です。

○馬場富君　それから七十億に対して、まあ七億の七十億です、十倍の保証の問題でございまして、これもやはり先ほどお話ししましたように、やや弱い点があるんじゃないかと、そういう点については金融機関等の信用状態から推しても七十億の効果はあらわれぬのじゃないかという心配の向きがあるようですが、この点はどうのくらいにひとつ力を入れておられますか。

○参考人(安田安次郎君)　それはもう先生の方がずっと詳しいので驚きました。そのとおりです。七十億というのは見かけだけであつて、実際の運用をするときにはもう恐らくその半分の三十億ぐらゐしかギランティーしないんじゃないかと、言われております。三十億ぐらゐじゃないかと、言つてます。しかも連帯保証を必要とすると言つてますから、これは非常にむずかしいという点があります。

○馬場富君　それから価格の問題になりますが、小棒組合が結成されて、そしていま数量あるいは価格、そしてアウトと一つは規制を設けながらこれは進められておるわけですが、さっきの質問の中にもちよつと出ましたが、やや持ち上げてきたという点ですが、カルテルの価格は幾らなのか、そしてスタートされたときが五万二千円程度と聞いておりますが、現状とそのカルテル価格との問題ですね。それからあわせて、最近業界で一つは材料が急騰してきておると言われておりますが、その急騰の原因と価格はどれほどかを御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(安田安次郎君)　価格は五万二千円の

ときには去年の十月スタートしたときにやつたことは間違ひありませんし、その後最近になりました、四月以後は価格のカルテルというものは外されたわけですね。数量しか認められなくなつたんです。それで各社が価格は自由になつております。それで、それがいま言ひましたように五万七、八千円になつた大きな原因というのは、いまの小棒の組合をつくつて相対に在庫調整ができたということ、市中在庫。それから政府の大型予算が組まれておるといふことで、市中にそういうことが非常に一つの人気になつてきておるといふことが一つ。第三番目は、先ほど申し上げましたように東南アジアの発展途上国に対して二十万トンぐらゐのものを買い上げて無償援助物資にするんだというところで予算に組まれておるといふことが流れた、それでこの値が上がつてきた。最近また下がつてまいりましたのは、スラップの値の下がつただけ下りました。

○馬場富君　次は、この法案が業種指定する場合に、業界の大部分という一つは数字の中で、先ほど安田さんはこれをまあわれわれも先般論議しましたが、三分の二と踏んでみえるようでございますが、これはかなり平電炉業界の場合はむずかしいと、こういう御指摘でございましたが、実質これはどの程度なら、三分の二はいま出された数字でございまして、実質平電炉業界がこの特定産業の指定を受けようとする場合に、まとまつた場合、組織された場合に、どの程度の数字ならまとまりそうなのか、ひとつお示し願ひたいと思ひます。

○参考人(安田安次郎君)　ただ一番心配するのは、現在でも六十社がカルテルの——平電炉協議会に入つておるの六十社なんです。協議会に入つておられない方が十二社おられますから、それを全部合して七十二社ですから、それが平電炉といわれることですから、その六十社だけにとつてみると、先ほど申し上げましたようにアウトサイダー規制してくれといふのは五十社なんです。それから、もしこの法案というものがアウトサイダー規制してわれわれの言うようなものであつた

ら、私は三分の二はいいと思います。アウトサイダー規制も何にもやらないんだということになると、正直者がばかを見るようなものだった。われわれ何にも入る必要ないじゃないかという人が出てくる可能性があるんじゃないかと私は心配するので申し上げただけなんです、ところが衆議院でこういう附帯決議事項がついてますので大分違うと思いますけれども、業界の方が五十社賛成したときにはアウトサイダー規制するという通産省の原案の説明に基づいて賛成、不賛成をとったんですから、そのときにはアウトサイダー規制が載っておったのですから、あの法案には、だからそれがなくなりましたので、今度はどうなるかとなると、私はその点で多少不安があると申し上げたので、必ずしも三分の二ないということも申し上げたわけじゃないんですけれども、恐らく業界はもう不況カルテル何遍もやって苦しんでいますから、私が説明すれば皆さん納得してくれと思いますけれども、そう悲観はしておりませんけれども、ただアウトサイダー規制は全然しないんだ、君たちは新設設備もできない、廃却はするんだと。アウトサイダーの人は新設設備してもいいんだし、廃却しなくてもいいんだというふうなことになる、インサイダーの人は果たして何人賛成するかということになると疑問があるということも申し上げたわけです。

○馬場富君 今回の法案が、特に先ほどの安田さんのお話の中でも、平電炉業界については一応かつての銑物を、通産の指導のもとに一応設備は休止状態であるという現状ですね。これから処理に入っていくということにあるようでございますが、そうした場合に現状から押してみますと、もう設備の休止については先ほどの説明でいきますと、雇用問題が解決されてしまったということのようです。

それで、今回の一つ一つの保証の対象になっていくのは、当然対象となる設備とあわせてその設備に従事していらつしやる従業員の方々の退職金が対象となると聞いておるわけでございます

が、そうしていきますと、一応やはり業界についてはもう先に退職金等も銀行等で借りて払ってしまったという御意見が出ておりましたが、そういう問題については一つはこの法案の実施に当たって食い違いが出てくるし、平電炉業界については先取りだけに困難な点があると思うが、この点はどうですか。

（委員長退席、理事福岡日出磨君着席）

○参考人（安田安次郎君） 私は、先ほどから申し上げましたように、だからいま室蘭の市長もおっしゃったように、低金利で長い期間のものを貸していただければそれを借りて切りかえたいということなんです、現在借りているものを、借りかえをやりたいということの思想だということをお願いし上げてたわけです。いま借りてますね、そして政府のものを借りれば低金利であつて、しかも長期の返還だというならそれと切りかえて銀行へ返してしまえばいいんですから、それだけ体質がよくなるだろう、こういう意味です。

○馬場富君 でき得ればいまのこの法案の発生主義の問題点がありますが、そういう点でその対象設備の關係にさかのぼることも考えられればなお結構ですけれども、これが一番最高の方法だと……

○参考人（安田安次郎君） ああそうです、ぜひ、さつき小柳先生がおっしゃったと同じでございます。

○馬場富君 そういう点でよろしゅうございますか。

○参考人（安田安次郎君） よろしゅうございます。

○馬場富君 いや、特に平電炉問題についてはアウトサイダーの問題が大きい問題のようでございますが、こういう点で国は指導という行政指導という点で、法案には出さなかったけれども強力に行っていくということでございます。私どももやっぱり法の適用は公平でなければならぬという点からしても、そういう点を強く望んでおるわけでございますけれども、行政指導と一つはアウトサイダー規制が入ると実は現状を、その点安田

さんが業界をなめられてどうでしょうか、その辺は。

○参考人（安田安次郎君） 現在は小棒組合をつくっておりますのも、入っておられない方に対して通産省の行政指導をやっておられてそれを守られておることですから、行政指導がきちんとやられれば、私はやっぱりある程度守つていただけたらと思うけれども、法的規制とはやっぱり大分違うんじゃないかと思つて、その点は、やはり法的の規制の方がわれわれ望ましいけれども、いけなければそれはもう行政指導でやつていただくしかないと思います。

○馬場富君 平電炉の關係で最後に、特に業界の不振の中で、先般通産大臣もそういう構造不況業種の中の製品を、でき得れば今年平電炉が考えられたようなああいう低開発国の無償援助の形でこれを振り向けることは非常に強くここで論じられたわけでございますが、そういう点についても特に通産大臣は考えていきたいということも希望をしておつたようでございますが、この無償援助に對する私は立場からいって、特に国内での産業廃棄物である鉄くずを処理して、そしてこれが国内だけで使えなかつた場合に、これは当然、その残余といふものは無償物資で、結局海外の無償物資に考えられることはもっともなことだと、これは当然のことだと、このように考えておるわけですが、業界等での希望はどうでしょうか。

○参考人（安田安次郎君） われわれの方は、通産当局に對しては今年一年と言わないで継続でやつてもらいたいということをお願いしております。来年もまた引き続いてやっていただきたいという意見は申し述べてあります。

○馬場富君 いやそれに関連しまして、現在の鉄くずの日本の発生状況と、これの消化状況ですね、それ、ちよつと御説明願ひたいと思います。

○参考人（安田安次郎君） 自然に発生する市中くずは大抵二千万トンといわれております。これは産業の状態にもよりますけれども、二千万トンといわれておりますから、それに相当するものは

生産していいはずなんです。ところが最近の生産高というものは千四百万トンぐらゐしか生産してないんです、われわれは。その点はやっぱりギャップがあつてそれだけ余分になる、それはやっぱり韓国、台湾の方とかへ輸出しておるものもあるようです、日本から。だから本当は二千万トンぐらゐは溶かしてやつてもいい能力はあるわけです。

○馬場富君 次にゴム産業労働の關係の方にお尋ねしたいと思つて、先ほどの意見を拝聴いたしまして、特にゴム履物の分野についての不況が特に目立っておりますのでございまして、そういう点につきまして、その原因は特に韓国、台湾からの輸入あるいは並びに逆輸入によるその点がポイントにあるように拝聴いたしました。が、そういう点で現在ゴム履物の輸入は四十八年に比べて五十二年度は数量で七倍にまで急増して国内生産を圧迫しております、このように報じられておるわけでございますが、この内容に對しまして輸入品の比率はどの程度でございましょうか。

○参考人（西松義夫君） ここで申し上げているゴム履物の比率から言いますと三六・五になるわけなんです。それで、ただ履物ということになって幅広く申し上げますと、そのほかにもビニール製のくつもございまして草履がございましてサンダルもございまして。そういうことになりましたから、私どもとしては韓国、台湾から入つてくるゴム履物、これは向こうはいまのところビニール履物を製造しておりませんから、そういうふうな形で、今回申し上げているゴム履物の問題で輸入比率は三六・五と、このようにいま申し上げておるところです。

○馬場富君 次に、特に輸入の中でも逆輸入でございましてけれども、現状ですが、日本の企業が韓国、台湾等への投資によつてそれがこちらへ輸入されておる、これは輸入量の中でどの程度でございましょう。

○参考人（西松義夫君） 大体、正確な数字として申し上げにくいのですが六〇％であるというふうな考へております。したがつて申し上げた数字の、

一番初めの中で申し上げたように、総量のゴム履物の国内供給量一億一千九百七十三万足に対して輸入量が四千三百六十八万足ですからこれが三六・五であるというふうに申し上げているわけであります。

○馬場富君 その中で特にいわゆる逆輸入の数字がね。

○参考人(西松義夫君) はあ、だからこの約六割。

○馬場富君 六割ね。

○参考人(西松義夫君) はい。

○馬場富君 次に、いま業界が希望していらつしやる輸入規制の問題ですけれども、これは日本が大幅な赤字という立場から、非常に輸入制限というのはいさしい、また困難な実情の中に来ているわけですから、そういう中でいま一つ考えられるのは、その二国間協定の問題があるわけですが、この点についてはひとつ業界ではどのように考えてみえますか。

○参考人(西松義夫君) 通産省当局も自主的に韓国との間で、また台湾との間で業界同士で話し合ってみたらどうかという意見があるんですがね。先ほどたしか対馬さんの御質問にお答えしたときからぬが申し上げたように、韓国側は国の政策として企業に輸出割り当てをしてやらしている関係で、まず業者間で話し合せてそのことを結ぶことはむずかしからう、私もそう考えておるところです。したがって私も当局にお願しているのは、政府間でこの話を何とかしてもらいたい、こういうことです。

○馬場富君 次に、特に特定不況業種離職者臨時措置法の指定業種になっていない、そういう点についての希望があるようですが、この点についての理由はどんな点でしょうか。

○参考人(西松義夫君) まあこれも対馬さんの御質問のときにお答えしたように、構造不況業種としての扱いがやっぱりこれまで十分なされていない。しかも実情から申し上げると、いまは月星の問題ですが、それ以前にやっぱり北藤ゴムの合

理化の問題がすでに出ておりますし、これはもう出て首切りが終わったんですけれども、そのようなことで断続的にあつたわけなんです。したがって、離職者臨時措置法問題を何とかしてもらいたいというところで盛んに働きかけておるんですが、いま一番問題になっているのは、業界内でいわゆる生産対策といいますが、設備の休止とかそれから生産量の縮小、それからそれに対する通産省の指導ですね、この面であつたまだなかなか準備ができておらずために認可になっておらずに、私どもとしては、できる限り早い機会に特定不況業種離職者臨時措置法の適用業種にはしていただきたいという努力を目下しております。

○馬場富君 おたくの業界では、昨年一年の倒産というのはいくつになつていますか。

○参考人(西松義夫君) これが不思議な業界でございまして、メーカーという単位でいいますと、ここ数年の間に倒れたところは一社ぐらいしかないんです。というのは、一番初めの陳述のところでも申し上げたように、過小資本でいわゆる個人経営的な要素ですから、しかも設備投資というのが余り要らない業種なんです。その面では、何とか売れ残りがあればこれはやっていけるというの一面あるわけなんです。そのかわり極端に労働条件を押しえたり、それからもう退職金も退職金を当分払えないからしばらくして一年ぐらいたつてから払うとか、そんな極端な例もあるんですが、結局廢物の中で大企業ほど借金で金利に困つていますが、中小企業の場合はかえつてその方がなくて、もう設備投資の費用はほとんどない、人手に対する費用だけ、人手とそれから材料費ですね。そのようなことのためにかえつていままでは倒産が起きてないんです。ただしかし、じりじりじりり体力が落ちていきますから、私は間もなくばたいたいくんじやなかろうかと心配をしておるんです。

○馬場富君 最後に、この法案によりまして、いような法案に参加する業種指定がございますけれども、こういうような条件の中で、ゴム業界については業界が果たしてこういう組織化がまとまる

かどうか、この点ひとつ組合の立場から御説明願いたいと思います。

○参考人(西松義夫君) その点は御指摘のとおり、やはり労働組合の方が雇用問題を抱えている関係ではあるに一生懸命やっているわけなんです。経営側の方は、それはもう危機感はあるけれども、それと自分のところだけ何とかなるんじゃないかというところがあるために、まことの点では労働組合に比べればはるかに悪いということでは自分自身も思います。しかし、だからといってそれでは自分と自分のところだけ生き残るかという、こういう自信もないので、その辺で、業界内で議論はいろいろあつても、何とか特定不況業種安定臨時措置法問題も考えざるを得ぬんじゃないかというふうなことになるかと思ひます。

○馬場富君 最後に中里参考人にお尋ねいたしますが、この法案に参加することによって設備処理が行われるわけですが、当然それに対しての雇用問題が考えられるということでもございまして、中里さんが関係される業界をながめられますが、そしてこの法案が果たして適用されることの方が効果があるのか、それともこういうものは適用されなくて現状維持の方が一つは雇用問題としていいのか、そこらあたりの問題について御説明願いたいと思います。

○参考人(中里忠仁君) 率直に申し上げて、私はない方がいい、そう思っています。ということは、いろいろ考へていたんですが、たとえば衆議院段階でも中小企業を何とか保護するための内容になつてみたり、あるいは労働組合の発言力を増したり、あつたとしても、先ほど私が申し上げたようなことがありますが、どうしてもこの不信感というのが、経営サイドに対する不信感、あるいはまたこの法案そのものに持つ不信感というのが、どんな保護措置があつたとしても、行政指導面で非常に欠けている面がある。そういう点を考え合わせ

てみますと、よくはこういふ方はいない、そういうふうには思っています。

○馬場富君 先ほど中里さんがおっしゃった言葉

の中に、この法案というのは経営者の安定であつて、雇用の安定ではないということをおっしゃつておりましたが、そういう角度からいたしまして、この法案が経営者の安定を主に考えたものならば、やはりこの法案を進めるからには別な雇用安定をしっかりと構えた法案を並行して考えるべきだと、こういうような考え方についてはどう御理解できますか。

○参考人(中里忠仁君) それは具体的に私は申し上げたいんですけれども、たとえば国会の中でいろんな法案が、中小企業に対する分野法の問題とか、あるいはまた離職法の問題とか、あるいは雇用法の問題とか、改正されたり何かするんですが、先ほどちよつと触れましたけれども、この問題とはちよつと離れますけれども、問題は、たとえば、やはり非常に叫んでいられるけれども残念ながまだそこまですてないんですが、地域包括最賃なり業者間最賃なりがあるわけですね。そういうのが実施されて決まっても、その地域で、実際問題それを確実に守つていけるという中小企業経営者のあれが非常に薄いんですよ。そういった点は基準局なり何なりに言つても、手がないものだからなかなかそういう点が調べられない。あるいはまた安全対策上の問題でも、大変危険作業をやっているにもかかわらず、あるいはまた法を犯しているにもかかわらず、なかなかそれが実態把握ができてない、そこで大きな事故が起きている、こういうことが実は末端の中で起きていられるわけですよ。ですからこういう法案が、先ほど申しましたようにいろいろな保護策なり処置なり、あるいはまた救済処置がとられたとしても、どうしてもばくはそうした実際の行政指導面が、たとえば大企業、大資本、これが守られて、そのためには廃業処分なりあるいは休止をする、あるいは封印をする、あるいは格納すると、こういうような処置がとられて、それはそれなりで一定の救済措置はとられるだろうけれども、その関連する中小企業へ行つて一体どうなのか、こういうふうな法案の中で若干救済措置が求められているとしても、

実際の行政指導面でどうかということ、ぼくはまた無視されてしまふんじゃないか、そういう不信感があるためにどうしてもそういう点が論議されないということ。以上です。

○馬場富君 あわせて、じゃ、構造不況の対策の中にはそういう設備の調整よりも、やはり事業転換の方が先決問題だと、こういう御理解のようですが、そこあたりの意見をちよつと。

○参考人(中里忠仁君) そのとおりです。

○馬場富君 何か具体的な例がありましたらひとつ。

○参考人(中里忠仁君) これはたとえば、いま私たちも、全国の特に企業倒産とか、特に企業倒産寸前の状態にある企業ですね、こうしたところになつてもうすでに別段そういう国の救済処置を求めなくても、自主的に労使の中で、事業転換が必要であるとすれば、いままでたとえば鋳物屋だったのが板金屋にしてみたり、あるいはまた平電炉関係をやつたものを全然工場を改革をして、別な業種に転換するとか、残念ながらそういう企業でその指定業種にならないところもあるんですよ。しかしそれでもやっぱり事業転換というものはやむなくこれは応じている。ですから、私はやっぱりできれば全体に、そういう不況業種指定なり、あるいは事業転換の指定なり、個別企業の指導というものとひとつ考えていただきたいなと、こんなふうに思います。

○馬場富君 この法案の一点に「資金の確保」というのが九条にございますがね。その中で資金の確保とは結局構造不況業種のいわゆる事業転換の資金だということを通産省言っておるわけですが、けれども、こういうものが含まれておる場合はどうでしょうか。

○参考人(中里忠仁君) 問題はそういう事業転換なりの資金になつたとしても、労働者がいままで培った技術がありますね。そして特に高年者の労働者は、やはり転換するというのは非常にむずかしいのです。ですからそういう意味では、やっぱりいまままでやってきた職業、それをどうしても

生かしたい、そういうことがあるんです。ですからできるだけそういう意味ではいろんな、たとえば失業給付の問題等についても手だてが最近では尽くされていきますけれども、まだまだ不十分があるわけですね。私はやっぱりそういうものと総合的な対応策がない限り、ただ単に事業転換の資金としてとれるとか何か言つても、具体的な問題としてはやっぱりそういう離職者に対する総合的な対応策を考えた上での対策を考えていただきたい、このように思います。

○馬場富君 じゃどうも長時間ありがとうございました。

○安武洋子君 共産党の安武でございます。

きょうはお忙しいところお越しくださいましてありがとうございます。大変長時間になつておりますがどうかお疲れをいさめますけれども、もししばらく御意見を聞かせていただきたく思います。

私まず最初に長谷川参考人にお伺いさせていたこととございます。室蘭市長さんとして大変御苦労なさつていらっしゃるというふうなことを御意見を拝聴させていただきましたんですが、私が住んでおります兵庫県にも、造船とか繊維とかアルミとか鉄鋼とか、こういうさまざまな不況産業が大変多うございまして、失業者も多発いたしております。有効求人倍率で見ますと、全国平均をはるかに下回つて大変悪いという状況でございます。一例をとりますと、人口が四万三千人の相生市、ここには御存じかも知れませんが、大手の石川島播磨造船がございまして、ここでは失業問題、財政問題が特別に深刻でございます。ちよつと四十九年度の好況のころは石川島播磨では本工は八千人おりました。そして下請は二千人、こういう状況でございましたけれども、現在本工は六千人、そして下請は二千人だったのがわずか四百人から五百人、こういうふうになつて減少いたしております。関連企業は市の製造業の八〇%を占めておりまして、石川島播磨に關係のない方はほとんどいないというのが相生市の状況でございます。操業率がいまのところ六〇%にも落ち込んで

しまつていふ状況でございますので、残つていふ労働者も大変収入が減りまして、購買力も落ちてしまつていふ、そして下請も単価の切り下げが押しつけられて、また一部では手持ちの仕事をなくなつてしまつたというふうな非常に深刻な状態が出てきているわけですね。このために市民税ばかりでなく、下請企業の法人住民税ももちろんこれは落ち込みますし、また修繕のために入港する外国船、これが減つてしまつておりますために特別とん課税、これが減少するというふうなことがございまして、市の財政というのが非常に逼迫をいたしておりますけれども。

いま本法が施行されるといふふうになりますと、こういう状態が一層深刻になるのではないかとこの間に懸念をいたしておるわけでございますけれども、財政面、それから雇用面で大きな問題が生じれば、いまの室蘭市でも大変ではなからうかというふうな面でもひとつお伺いいたしたうございまして、室蘭市は失業多発地帯、こういうことで指定になつておりますけれども、こういう法案と関連をいたしまして、雇用対策の実施に当たりましてはいろいろ問題が出てくると思つたんです。こういう点で何か御要望がございましたら、ひとつ具体的に御要望をお聞かせ願ひたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○参考人(長谷川正治君) 具体的にございまして、まず要するに雇用の創出、雇用の場をつつていただく、一言で言えばですね。それで、室蘭は造船所ばかりでなく、日鋼、日鉄もございまして、いろいろ漁業もやっておりますので、まあ財政的にいふこともさつちもいかなうというふうな、いまの見通しでは、ところまでは落ち込んでおりません。何とかかわしていかないと考えておりますけれども、とにかく人口が流出します、いまお話しのとおり。失業者もほとんどはきりと苦小牧の方にも移つていきますから、もちろん税収も落ちてまいります。落ちてまいりますから、何とか先ほど来申しておりますとおり仕事を

をつくつていただきたい。これはもう端的に言ひまして率直に御要望申し上げます。どんな仕事をつくつてくれるかということになると、いまのところは公共投資でもって政府はほとんど上からやつてきてますからね、事実はもう技術者が足りないぐらゐのものです。ですからそれでもって公共投資でもって大体昨年比で三五・一%のプラスですから、増ですから、それで何とかのいいいきますけれども、これはこの後がこわいんですね、この後が。ですからやはりいまの構造不況業種にかゝるべき知能集積度の高い、いわゆる工業とかあるいは飼料備蓄基地とか食糧の、そういうものを考えて、それにかゝるべき構造をいま考へて施策を練つておるところです。そういうことです。

○安武洋子君 この商工委員会でも幾度も論議になりましたが、私も何度も取り上げておりませんが、いまの政府の中小企業に對します対策といふのは、非常に貧弱だといふふうにおもはざるを得ないわけなんです。そこで、金融対策などきわめて中小企業に對しても不十分でございますし、不況地域の中小企業対策として御要望もたくさんお持ちだつておられるので、そういう点もあわせて伺ひさせていただきたく思います。

○参考人(長谷川正治君) 中小企業対策は、いま中小企業センターというものがつております。それから金融対策ですね、これの融資対策も枠組みをいたしまして相当市としても力を入れておりますけれども、これに對するやはり政府の特殊などを許可していただければ、中小企業対策といふのは非常に問題になつてきております。そういうことをひとつぜひ御要望申し上げます。

○安武洋子君 市の財政も、この全般的な不況の中で大変大きな影響をお受けになつていらつしやると思つてます。市のいろいろの行政の中にも支障が生じるのではないかとこのように思ひますので、国に對する御要望もございまして、あわせてお伺ひいたしたうございしますが。

○参考人(長谷川正治君) 国に對する要望は山

ほどあるんですよ。その中で、まず税の、要するに税の配分ですね。要するに超過課税の問題はもう古くなりましてけれども、これもまだありますし、それから地方交付税の問題、特交の問題、そういう税制の根本的な改革を地方にも少し、地方の首長が仕事のできるような、自由に使える金を国でもっとくださいと、三〇%の行政でなしに五〇%の行政までしていただければ、私どもの方でもって国のお世話にならなくても構造不況の解決もいらないことをやります。そういうことで、抜本的にそこがネックですから、そういうことでひとつ御理解願いたいと思います。

○安武洋子 ありがとうございます。

それでは、続きまして安田参考人にお伺いをさせていただきますと、ごいます。

平電炉の業界の場合、いまの設備の過剰と申しますのは需要の減退ということも確かにございませうけれども、オイルショック後の膨大な設備投資にその原因があるかと思うわけなんです。政府は過大な設備投資といえますのは個々の事業主の責任だと、こういうふうに申しておりますけれども、これらの設備投資の多く——全部とは申しませんが、ほとんどは銀行とか商社からの資金で行われてきている。こういう背景に銀行や商社が、政府の誤った経済見通しの上に立つて指導をして、それに基いて豊富な資金を投機的につき込んだ、ここに問題があるというふうに思われます。

現在、平電炉業界の中では財務内容の悪化とか、それから設備の休止に伴いまして人員の削減が進められているわけですが、これらのいささつには労働者は全然責任がないわけなんです。何ら責任がない。むしろいままでともにこの苦境を切り抜けてきて、その業界の仕事をして、本場に業界を支えてきた。大変労働者はそういう立場に立ってきいているわけなんですけれども、ですから、主張すべき労働条件の改善、この要望も抑えて、耐えるところは耐えて何とかというふうなことで労働者の方はやってこれたのではないかと

というふうに思うんです。ところが、いまになって人員削減の対象にされるといふようなことになると、解雇されるというふうなことで、余りにも労働者に犠牲を一方的に強いることになるのではないかと、私は思っています。

そこでお伺いいたしますけれども、今日の財務内容の悪化の大きな要因は、やはり先ほど申しましたような膨大な金利負担という問題がある現状から見まして、業界としては、金融機関とかあるいは商社に対して過剰投資の責任と業界の救済上の役割りをやっぱり果たさせること、これに全力を挙げて要求すべきだと、こういうふうに私は思っています。この点につきましては、申しわけございませんけれども、全国金属中里参考人さんでございませうか、この点につきましても中里参考人さんの御意見も御一緒に伺いさせていただきますと、ごいます。私はやはり、労働者に一方的にしわ寄せするのではなく、この業界を救済するということから、金融機関とか商社に対して、やっぱり全力を挙げて要求をしていくというふうなことを考えておりますが、この点の御意見を伺わせていただきますと、ごいます。

○参考人(安田安次郎君) いまおっしゃいました設備過剰の状態における責任ということなんですけれども、私、この前の衆議院の予算委員会でも言ったんですが、三つあると思います。

何といっても設備したのには経営者なんです。第一に経営者の責任であることだけはこれは間違いないと思います。第一点に、第二の点は、政府の中長期見通しというものは、昭和五十五年には、鉄鋼は一億数千万トンになるというガイドポストを出しております。それに基づいて設備をやっているんですから、政府のやりがガイドポストに過ちがあったというところが第二点です。第三の点は、商社がこの平電炉の設備に金を投資しておる、設備資金を出している。商社というのは物を売ればいいのに、設備に金を出して、それからできた製品を自分の商圏に結びつけようというところで商圏拡張というのに入って、これら三つ

のものが相乗積になってやはり設備過剰という大きな弊害がある。それがいわゆるオイルショックによってあらわれてきた。それがそのとき、五十五年のときは一億数千万と、いまや一億トンちよつとですから、そういう差額がここへあらわれたということだと私は思います。それと、いまおっしゃるような労働者には何の責任もないと言われればあるいはそうかもしれない。しかし、最近における特に電炉の方は、昨年からこの問題をとり上げて、構造的な不況産業であるということとで真剣に取り組んで長い期間かけてやってきております。それで、ここへきてまた二重に悪くなったのは円高に基づく輸出が非常に詰まってきたというところで、いままでは大抵二五%から三〇%輸出をやっておるわけですが、これが円高のために非常に赤字になってきているということと、ごいます。

これ以上私は業界の人たちに労働問題という、雇用の問題に手を触れないようにやるべきである、何とかこれは切り抜けないならぬと、なやなと、先ほどどうも一人の先生がおっしゃったように、週休二日制というふうな問題などは当然起こってくる問題だと私は思います。労働組合の幹部の方の鉄鋼労連の宮田委員長その他と定期的に会談をいたしまして、いろいろ話をしていますけれども、この問題についても最後はやはり週休二日制という問題について踏み切るときには、電炉業界全体が一丸となってやるということが一つ、その後、週休二日制に基づいて製品価格が何ぼ上がるかということが問題だと思っております。それで、週休二日制にしただけ賃金カットしていいというのなら、それはまた別問題でなければ、そうでない限り、これは当然製品にはね返るといふことを考えなければなりません。そういうことになろうと私は思います。

○参考人(中里忠仁君) まさにいま先生おっしゃられた第一点は、労働者に責任がないのにそこへしわ寄せをさせられているという点はお説のとおりで、われわれは、全国金属という組織は全

国、先ほど申し上げましたように、三十四地本にまたがっておりますので、金融、商社だけではないに、よりもっと、たとえば非常に私どもの方の組織は鉄鋼、造船、それから電気、自動車、大体金属四基幹産業のあれにかかわる企業が多いものですから、したがって非常にこれらの大企業の影響が直接的に影響されてきます。したがって、今日までそういう背後資本といえますが、親企業に対する、これは商社であれ、金融機関であれ、要求も出し、そしてまた解決のための折衝もしております。しかし、残念ながら最近大変ガードが固くなってきた、ということ、これは商社なり大企業そのものの方も厳しくなってきたといえます。

(理事福岡日出磨君退席、委員長着席)

構造不況が浸透したといえますが、そのためにかなり厳しくなつて、逆攻勢といえますが、大変中小企業を取りつぶしというものが残念ながら多くなつていまして、また職場の労働者は経営者の経営を守るんだ、企業を存続させるんだという大義名分の中で実は職場を追われている、こういう現状にあります。

で、私はもう一言触れておきたいと思うんですけれども、たとえばこの法案がどんな形であれ通るとするとしますと、先ほど五カ年間の期限立法だということ、この五カ年の中でいろいろの必要と思われる設備あるいはいろいろな機械、機具、それを廃棄ないしは格納、封印されるわけですね。そうやって、いま大変国の金を使おうとしている。これがもし好況になったらこれはどうなるんですか。いままでの歴史が物語っているんです。また今度は過当競争が始まるわけでしょう。いまは困っているから何とか救済しろと言っている。それも大資本、大企業中心でしょう。中小は忘れられていくでしょう。それが、今度はまた好況に転じたら、設備が拡大をし、新会社は設立をし、生産活動は増大していくわけでしょう。その中で確かに雇用の問題はある程度は解消されるかもしれませんが、けれども、そのときにはまた労働の生産力は労働者

によって求められるわけです。ですから、私はそういう関係からいって、やはりこの種の法案というのはいまもって、最終的にどうあらねばならないのか、国民生活にどうかかわり合いがあるのかというひとつ観点で考えたい、ということをお願いいたします。

○安武洋子 ありがとうございます。

再び安田参考人にお伺いさせていただきます。いまもって、現在特に債務超過に陥っている企業に対して、金融機関などからの圧力で企業が当事者能力を失ってしまうというふうなことで、自主的に経営改善の努力が行い切れないというふうな状態も生じているわけなんです。で、本法の債務保証に関連いたしまして、金融機関などが担保付き資金の貸し付けとか、それから債務保証の裏保証の供与者として、こういう立場から業界の自主的な経営改善努力に圧力をかけるということがあつてはならないわけなんですけれども、私はそういう懸念も十分に感じられるわけなんです。この点についてどうお思いでしょうか。ということ、また政府資金を使ひまして債務保証が行われる以上、政府にそのようなことがないような必要な指導を要求すべきだということに考えておりますけれども、その点につきまして、どのようにお考えでございましょうか。二つの点でお伺いいたします。

○参考人(安田安次郎君) 債務オーバの会社というのはいまもって言えませんが、あるように私も聞いています。どこの会社がどうだということとは具体的に存じませんが、しかし商社関係その他の系列に入つて、そういう商社の金融によってとにかく息づいてきておると、そういうふうな会社は当事者能力のない会社になっているんだといううわさも私は聞いております。あなたのおっしゃるとおりのことを聞いております。

そこで先ほど申し上げましたように、いまのような信用基金制度というものができたときに、連帯保証がどうのこうのということになったならば実際の運用は困難になるから、そういうことのないように、ひとつわれわれに金の貸しつけその他についてやっていただきたいということを申し上げたのはそういうことでありまして、いま先生のおっしゃったように、少なくとも信用基金制度というものを構造不況産業に適用しようということであるなら、その中にはもう当事者能力のないぐらゐに債務オーバした会社があるのに、連帯保証を出せとか、担保物件を出せとか言われても実質上はそれは不可能なんだから、そういうことのないように、政府の力でやられるだけの援助はしてもらいたいということを私さつき言つたけれども、それは相当入つていっていると思います。具体的にどこの会社とどう言えぬけれども、先生のおっしゃることはよくわかると思ひます。

○安武洋子 さらにお伺いさせていただきますけれども、平電炉業界ではいわゆるアウトサイダーも大変多いわけなんですけれども、この法案につきましてもさまざまな意見や要望が寄せられているわけなんです。

平電炉業界のあり方につきましては、通産省の指導もございまして合併とか協議とかあるいはグループ化など業界の再編成も論議されているわけなんですけれども、平電炉業界の会長さんといったしまして設備処理を進めながら平電炉業界の望ましい姿で、あるべき姿というふうなものはどのようにお考えになつていらつしやるんでしょうか、その点をお伺いさせていただきます。

○参考人(安田安次郎君) これは私の個人の考えになりますので、電炉業界の集約した意見とさせていただきますけれども、いま電炉業界というものは、市中の発生する電気を電炉で溶かすことによって、さらにそれを国民の経済上必要な建設資材にするという産業である以上は、国内でスクラップが発生する以上、絶対不可欠な産業です。この電炉業界というものは、したがって、発生するスクラップが溶けて資材として、建設資材になる程度の設備能力であるならば、これは不況産業になるべきではない、理論的には、論理的には私はそうだと思います。それが非常に過当競争の姿で、設備過剰になつてこの姿になつたということですから、いま少なくとも関東地区では幾らスクラップが発生するのかわかりませんが、関西地区で幾らスクラップが発生するか、それから地区別に発生するスクラップの量とそこに要する建設用の丸棒とかそういう資材の需要量と見合つた、ミートするような設備にしておくことが、一番で望ましい姿だと私は思います。抽象的ですが、私も私さつき思ひます。

○安武洋子 ありがとうございます。では、中里参考人にお伺いをさせていただきます。先ほどからいろいろと貴重な御意見を拝聴しているわけなんですけれども、私本法がもし成立するようなことがございまして、やはりこれは人員整理、中小企業の犠牲で設備の処理が行われることだというふうな思ひがあるわけなんです。労働組合の意見をどう反映していくか、果たして本法で雇用の安定が図られるというふうになるのかということでは、私も参考人が先ほどからお述べになつていられる点、同じような危惧を持っているわけで、先日も私はこの問題につきまして本委員会でも質問をいたしました。安定基本計画に定められております雇用の安定の措置というのは、この質疑を通じてもはつきりいたしましたけれども、単なる一般的な事項が考えられているだけだということが判明したわけなんです。これまでも倒産などで大量の首切りが行われてきておりますけれども、こういう離職者が一体いまはどういうふうな状況になつていられるのか、調査をされたことがありでございましょうか。おありでしたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(中里忠仁君) これは私たちの周辺の仲間が、企業倒産あるいは減量経営によつて人員削減に、希望退職に応じて職場を去つていったその先の、あるいはいまもって就職がされてない。つい二日前も私たちの組織である千葉にある東京機械という、これ指名解雇三十名でいま争つていられるけれどもね、これは約三百名の事業場が百五十名ほど整理されているのですよ。さら

にその上に立つて三十名は指名解雇というあれやられておるんですね。ところが、いままでやめた人が職業安定所に行つてみますと何と十分の一ですよ、いま雇用は、非常に雇用条件というのは悪化の一途です、これは。したがって、たとえば希望退職やむなしと、こういうことになつたとしても、その雇用の先はきわめて不安定だし狭められていまして、そしてやつと就職した場合に若いうちは大体第三次産業ですねこれは、第三次産業です。ですから、いままでの製造産業からまづつきり変わった産業に方向性を求めている。高年者の方はこれまたたとえばビルの夜警とかそういう方向に行かれていまして、ですから賃金などもいままでの取つていた、生活をしてきた賃金の極端なところで半分ならまだいい方です、三分の一ぐらいに減少した中で働いている、働かざるを得ない。ですから、ただ単に雇用が不安であると同時に、やつと就職を求めたとしても、その就職の先の賃金条件というのはいままでいたところよりも半分なり三分の二くらいだつたらまだいい方です。極端なところでは三分の一ぐらい、それでもやつと就職にありつける、こういうような雇用環境にありますので、大変厳しいということを申し上げておきたいと思ひます。

○安武洋子 先ほどからの御意見を拝聴いたしております。私も参考人が御指摘なさるとおりで、労働者への、中小企業の影響というのは大変大きいというふうなことで心配をいたしております。それで当面雇用を確保するというために、どういう御意見をお持ちでございましょうか、その点を一点お伺いいたします。それからまた、本法が施行されますと一層事態が深刻になると、倒産合理化反対闘争を進めておられます全金の組合といったしまして、本法で雇用の安定のための措置というのは具体的にどういう事項が盛り込まれるなら、雇用の安定が図られるものとお考えになつていらつしやいますでしょうか。この二つの点をお伺いできますでしょうか。

○参考人(中里忠仁君) 大変これはむずかしい問題ですけれども、まず第一点の問題として、私はやっぱり雇用の確保はたとえ職業訓練をどうするかとか、事業転換とスミーズに行うとか、それあると思います。しかし、先ほどもちよっと触れましたけれども、やはり労働者は、特に製造労働者はその職種によつては五年十年と経験を積んだ上で熟練に達して、やっと一人前になるというのが多いんです。これは、それがやっぱり変わるわけですから、ですからこのことが、たとえばいままで溶接作業をやっていたあるいは旋盤をやっていた、あるいはまた技術者であれば設計をやっていた、そうした者がいきなり、たとえばその地域の中で一つの雇用対策のために、地域事業のために学校の建設をやるとか病院の建設をやるとか下水道の工事をやるとか、そういうような救済対策は大変必要だろと思うのです。しかし、だからといって直ちに日本酒に転換ができるのかというと、これはきわめて困難な面があるんです。

としてお考えいただければ大変幸いだと、こんなにも思ふんです。それから二つ目の問題は、どういうことが欲しいかということですね、雇用確保のためには、何といつてもこれは端的に言つて雇用の不安といふのはよくは話早いと思ふんです。そうむずかしいかと思ふてゐるんです。ということは、仕事をやはり出してもらうということ、これは、職場に仕事をやはり確保してもらうということ、そのためのやっぱりいろいろと公共関連事業が今度の予算の中では大変ふくらんでいるようでありますけれども、しかし本当にこれは生活密着型の公共関連事業になるんだらうかどうなのか。そうしたことからすると、若干私はやっぱり大衆性を失つていふような面があるのではないかと、したがつてそういう面からすると、雇用をどう確保する、その処置は何かつて言つたら、よくはやっぱり端的に言つてむずかしいことではない。そのことによつて雇用問題といふのは解消するであろう。こんなように思ひます。

○安武洋子君 ありがとうございます。続いて西松参考人にお伺いいたしうございませう。

いたし方ない。その間に転換しようということ、もう一つは何も言ひませんけれども、それでは日本の国内においてゴム履物一切なくなつていいのかどうか。このことをやっぱりはっきりさせてもらいたいという二点。

○参考人(中里忠仁君) 大変これはむずかしい問題ですけれども、まず第一点の問題として、私はやっぱり雇用の確保はたとえ職業訓練をどうするかとか、事業転換とスミーズに行うとか、それあると思います。しかし、先ほどもちよっと触れましたけれども、やはり労働者は、特に製造労働者はその職種によつては五年十年と経験を積んだ上で熟練に達して、やっと一人前になるというのが多いんです。これは、それがやっぱり変わるわけですから、ですからこのことが、たとえばいままで溶接作業をやっていたあるいは旋盤をやっていた、あるいはまた技術者であれば設計をやっていた、そうした者がいきなり、たとえばその地域の中で一つの雇用対策のために、地域事業のために学校の建設をやるとか病院の建設をやるとか下水道の工事をやるとか、そういうような救済対策は大変必要だろと思うのです。しかし、だからといって直ちに日本酒に転換ができるのかというと、これはきわめて困難な面があるんです。

私に住んでおります神戸市でも、ケミカルシューズ産業が大変盛んでございまして、昭和三十六年ごろからポリエステルやポリウレタンなどの樹脂の開発、合成ゴムの使用で生産も大きく飛躍をいたしました。輸出が四五%、こういうようなのを占めたときもございました。しかしドルショック、オイルショック、それから円高と、まあアメリカのそれから雑貨輸入制限などによりまして、輸出が激減いたしました。大変大きな打撃を受けたわけなんです。

○参考人(西松義夫君) いま御指摘のございまして、第一点のいわゆる台湾、韓国に子会社もしくは合併会社をつくつて、そこから品物を入れることによつて利益を確保したいという考え方は、おっしゃるとおりだったと思うんです。当初は海外進出をして安くつくつたものを、アメリカへ向けたら、ヨーロッパへ向けたらということを言つておつたわけなんです。しかし実態は必ずしもそうならなくて、むしろ日本に持つてくる。最近では韓国との関係はこちらが主導権が持てなくて、技術指導であるとか資本進出はしても向こう側が経営権を持つていて、このような形の合併会社が多いんで、こちらがもうむしろ技術とお金だけ出して、向こうからどんどん押し込まれていふというふうな面も出てきています。そういう面でございますと、私はやっぱり経営側が戦略的に考えたことで自分の首を絞めている面は多分にあると思ひます。しかし、そのことによつてわれわれ労働者にも大きく影響が出てきているところが、やっぱりひとつ問題ではないかというふうに考えております。

それから、もう一つ御質問のございましたアメリカのいわゆるゴム履物、非ゴム履物という表現なんです、実際はゴム履物なんです。ゴム履物の輸入制限によつて日本に大幅にアメリカ向けのが入ってくるんじゃないかということなんです。が、われわれも大変心配をいたしました。しかしながら、最近では韓国が大量生産方式をやつております関係で、すぐに日本向けに切りかえられないというところで、いまのところまだ影響がないんですが、おいおいに影響が出てくるんじゃないかと心配をいたしております。

○安武洋子君 大変長時間でございました。ありがとうございます。台湾とか韓国の日本向けの輸出政策をどのようにお考えになつていらっしゃるのかということをお伺いいたしたいわけなんですけれども、これに対する日本政府の対応策でございまして、政府間の話し合いということがお話の中にも出ておりましたけれども、政府の対策と、それ以外にどのようなことを御要望なさるかということをお伺いたしうございませう。

それから、お話の中に再三出ておりましたように、雇用問題は、これは大変でございまして。この法案によつて人減らし、合理化が進むということが予想されるわけなんですけれども、労働組合の意見を聞くということが単なる形式とならないようにするために、一体どのような形式とやら、はいいいというふうにお考えでございませうか。こういう点と、それからいまお話の中に出ておりましたように、ゴム産業の振興をやはりやつていかないといけないと思ふわけなんですけれども、ゴム産業の振興について、国にどういふことを望まれるでございませうか。そういう点をお伺い

その面で見ますと、技術水準の上がつた国外の商品が日本に入ってくるのが国民生活にとつてはプラスじゃないかと、安い物が入つたからですね。こういう御指摘の向きもあるんですけれども、その面では一番初めに私が申し上げたように労働組合の立場で言いますと、自分の雇用を守るという立場から、徐々に一定量までふえる分は

その面で見ますと、技術水準の上がつた国外の商品が日本に入ってくるのが国民生活にとつてはプラスじゃないかと、安い物が入つたからですね。こういう御指摘の向きもあるんですけれども、その面では一番初めに私が申し上げたように労働組合の立場で言いますと、自分の雇用を守るという立場から、徐々に一定量までふえる分は

させていたかといふことについて。

○参考人(西松義夫君) まず第一点の台湾、韓国の輸出政策なんですが、これは台湾と韓国は大部分状況が違つていられるわけなんです。台湾は労働者の労働意欲の面、労働事情の面も多少違つておりまして、もちろん低賃金で日本にも大分入つてきておりますけれども、日本に入つてきている約六十何%は韓国物なんです。二五%ぐらいが台湾、そういうことなんです。実際に一番脅威になっているのは韓国。韓国は先ほども申し上げたように国の政策として輸出振興なんでも、それで第一のいま目標はアメリカですけれども、日本にも相当数入れている。韓国の労働組合とコンタクトして話し合ひをしまして、日本の実情もわかるけれどもというふうなことで、日本もつと仕向け地を広くしなきゃならぬということも言つていますけれども、やはり日本側の対応がいまのままであれば、私は韓国物といふんです、いわゆる発展途上国からの輸入はふえ続けるんじゃないか。こういうふうな思つています。それからもう一つは、この法案ができた場合、首切り法案になる可能性について、労働組合が話し合ひに入つたからそれでいいというふうなことだけでいいのかどうか。こういうふうな言われたわけなんです、私もはます確かにこのことによつて、特にゴム履物の場合は設備廃棄というよりは人の廃棄の方が大きいわけなんです、この安定法に乗ることは即首切りを認めることになるんじゃないか、こういう心配もありませんが、だからといってこのままでほうつておいてもこれまた首切りが起る可能性がある、こういうことになりまして、私ももとしましては、まずこれに乗れるような条件になりましたら、安定計画の作成の段階で、実際問題これからゴム履物産業としてどうするかといふところで、やはり徹底して一遍議論をさせてもらふ必要があるんじゃないか。だから労働組合サイドがそのところで発言ができるようにしておいていただかないと、本當を

言つてこれは何にもならない、単に労働組合には話があつたといふことだけになるんじゃないか、こう考へまして一番初めに申し上げたわけなんです。それからゴム履物産業として国へ何を求めるかといふことでは、私はやはり発展途上国との水平分業のことも全然無視をするわけにいきませんから、やっぱり大衆製品についてはある程度輸入品で賄う、それから高級品については国内生産でやる、このことをやっぱり国の政策としてという

これは国の政策だけではなしに業界の自助努力も大変必要なんですけれども、そういうふうなことをやらないといふけないんじゃないか。もう高級品といふにしても、御存じのようにこのごろは布ぐつでも一足六千円も七千円もするくつがあるわけなんです。そういうくつが現在外国から輸入をされているわけです。もちろん国内で外国商標のをつくつて売っている分もございまして、やり方によつてはある程度はいいける、したがつて従来日本の国内でやつておつた布ぐつの少品種大量生産ではなしに、多品種少量生産の方へ切りかえていけば、まだあるいは活路があるんじゃないか、いわゆる高級品化であるんじゃないか。したがつて、そうなりますと多品種少量生産というものは現在のような大量生産方式にそぐわないわけですから、人の問題が当然出てまいりますから、そういうことから考へても、われわれがいま盛んに申し上げているように一定の期間に徐々にそういうふうな転換できるように、これは国の政策としてやつていただきたいといふふうに思つておるわけなんです。

で、最後にこの機会に申し上げておきたいんですが、小柳さんから御指摘がありました今回のいろいろなことと月星化成の合理化問題とは直接関係ございせんけれども、申し上げたように相当大きな影響力のある合理化問題なんです、これは安定法とは直接関係なくとも、いろいろな面で国の指導なり援助がいただければありがたいと、このように考へております。

○安武洋子君 これで終わらせていただきます。どうもいろいろとありがとうございました。

○藤井恒男君 きょうは各参考人の方お忙しい中大変ありがとうございました。お疲れでございまして、時間ももういふん経過しておりますので、各委員から出た質問と重複するところは一切避けて、短時間で西松参考人だけにひとしほつて御質問いたしたいと思ひます。

ゴム業界に例のタイヤと工業用品といふしきりに述べておられるゴム履物と三つあるわけですが、タイヤはともかくとして、工業用品がほとんどいふことになつておるのかちよつとお知らせいただきたいと思います。

○参考人(西松義夫君) 意見の冒頭にちよつと触れましたけれども、工業用品の中もたくさんありますから、その中で問題点だけ申し上げますと、一番問題になると思ひますのはコンベヤーベルトなんです。コンベヤーベルトといふものは、従来はソ連向けとかアメリカ向けで相当量輸出がございました。それともう一つは、これはそれ以前は、石炭事業が盛んなときには石炭向け、それから高炉の増設が盛んなときには高炉向けに広幅物のコンベヤーベルトがどんどん出たわけでありまして、それが最近のように高炉は三分の一とまつて、それから輸出は特殊物を除いては各国で自家生産ができるような段階がきておりますので、そのために最盛期に比べると現在はまづ半分の生産になつて、そういうふうなことがございます。

ただ、それでは企業別に問題がなせ出ないかといふことなんです、幸いなことにコンベヤーベルトの専門メーカーといふのでなくて、Vベルトであるとか特殊ホースであるとか、あるところはタイヤと一緒にやっているとかがございまして、まだ特に人員問題にかかわるようなところまでいってありませんけれども、コンベヤーベルトだけ見ると、私はこれはもう合理化カルテル、生産カルテルでもやらなきゃいかぬのじゃないかといふふうな気がしているのが一つ。

もう一つは自転車タイヤなんです。自転車タイヤといふのは、これも一ころサイクリングブームで大変伸びたことがございまして、これも輸出が大変ありまして一ころは花形だったわけですが、輸出が、これも韓国物とか東南アジア特に置きかえられたこと、それから自転車タイヤが普及されてしまつて、御存じのように自転車タイヤといふのはこのごろ強くなりまして、自転車一台タイヤ一代のような感じですから更新をするといふのはほとんどない、こういうことから自転車タイヤは大幅に数量が減りまして、現在のところ一ころのこれもやっぱり半分から四割ぐらゐに落ち込んでいんじゃないかと。したがつて、そういうことに関係しているところでは、配置転換だけではなく合理化が起きております。ただ、これも幸いなことに専門メーカーといふのが大変少のうございまして、そのことによつて企業が倒れたとかどうこうといふふうな問題になりにくいために、まともなゴム履物のように問題になつて表面化しない。

それからもう一つは、工業用品の中で問題になつておりますのはライニング、これも設備投資関連でございまして、化学とか製鉄関係のいわゆる液をためるタンクにゴムの被覆をするわけなんです。この業界も現在のところ公害問題、公害機器が一わたりしたとか、設備投資が落ち込んでいまして、このことからいろいろ問題が出てきております。ただ、このところも生産を大幅に落としていゐるという状況で、まだ雇用問題までは至つていない、このような状況でございまして。

○藤井恒男君 わかりました。ゴム履物の場合、たしか神戸大学の教授の試算による競争力調査といふのが行われたと思ひますが、たとえば不況の代名詞のようにいわれる繊維の中でもスポーツウエアは不況知らずですよ。だからそういう点考へると、それに付随するゴム履物がかなり需要が伸びておると思ひますが、この需給見通しですね、国内における。輸出は別ですよ、それはどういふ姿を描いておるのか、

それはそれとして当然やっていくべきだけれども、しかし一面また、このゴム廢物産業のいわゆる零細過多性ですね、しかも労働集約的産業であるという状況から見ると、本法に乗っかっていわゆる設備廢棄する業種とはいささか違ふと私は思うんですよ。だから、本法に言うところの対象業種というのは直接的には手並びに中手の企業を指しておるのであつて、また、現にみずからの構造改善を促していこうとするなら、中小企業の場合には、業界のまとまりよろしきを得るなら、むしろ本法よりも中小企業振興事業団によって転廢業を促すための十六年無利子の融資を受ける方がずっと賢いわけです。これは通利でいくわけですから、いまのところ。いまの通産省の考え、通利ですからね。だからそれは、保証はしてくれても裏保証も要る、普通の市中銀行から金を借りるわけだから。これでは、とてもじゃない、中小零細企業はやれない。同時にまた、ゴム廢物のマシンそれ自体がそう大きな金を動かすものでもなからうとするなら、私はこの際、産地をたまたま形成しておるわけだから、しかも中小零細であるなら、これをグルーピングする、オーナー企業だから非常にむずかしいかわからぬけれども、ある程度のグルーピングを促すというような形で、むしろ中小企業の振興資金、これを活用していくという道を模索する方が賢いような気がするのだけれど

も、その辺ブルーピングなどの動きがどうなのか。同じような業態でたとえは繊維なんかの場合、産地をたまたま形成してある、そういうところでは、小が全部集まってブルーピングして、ある程度の規模のメリットといえますが、規模の利益を得るようなことを過去にも構造改善でやってある。そのためには政府系金融機関のきわめて有利な資金を手当てしておられるわけですから、そういう辺も研究なさればと思ふのだけれども、どうでしょう。

○参考人(西松義夫君) もろろい先生のおっしゃられたようなこともいろいろと考えておるわけでありまして、中小企業設備近代化資金であるとか、中小企業事業転換臨時措置法にも幸いなことに入っておりますから、そういうのの利用といえますが、これは、ちよつと話触れしましたように、構造不況業種であるというふうなことの、どういふんですか、はっきりとしたもの、これがいまのような形ではなかなかとれそうにないというふうな気もあるわけです。

だから、何度か言いますように、離職者臨時措置法にもまだ乗れないというふうな状況というのは、これはもちろん経営側のままとりの悪さもございまして、一つは構造不況というふうなことが政府段階の考え方の中に中小企業の構造不況と言ふんですか、構造問題、これに対するやっぱり配慮が十分でないんじゃないか、こんな気がして仕方がないわけです。したがって、たとえばこの特定不況産業臨時措置法では、どちらかと言えば設備廃棄とか買い上げというのが主でございまして、ゴム産業というのがこれはなじむかなじまぬかということになれば、われわれもまだもつと勉強しなきゃいかぬ分野であるかも知れませんが、特定不況産業というふうな分野にぜひひとつ入れていただきたいと思います、こういうところでございます。

○藤井恒男君 おたくでは細かい資料もたくさん

つくって、中期的な、どちらかと言えば業界がくるべきこともわからぬのだけれども、わが国におけるゴム履物産業の将来展望なんかも政策としてつくっておられるわけだから、どうかがんばってもらいたいし、また資料などもできればいいなと思います。

まだ時間ありますけれど、皆さんお疲れのようございますので、以上で失礼いたします。

○柿沢弘治君 新自由クラブの柿沢でございます。

きょうは本当に御苦勞さまでございます。いま藤井委員からもお話がありましたように、長いこと御説明をいただいておりますので、簡単に一点だけ御質問したいと思ひますが、私もほかの委員とかけ持ちで、もしかするとダブルかもしれません、お答えいただければ幸いです。

市長さんには地方行政をあずかっておられて大変御苦心が多いと思ひます。先ほどおっしゃった地方分権、それから地方財源の充実、私も大蔵省におりましたけれども、余り中央集権はよくないというふうな思ひでおりました、できるだけ地方財源の充実を図り、そして自主的に自治体の方々に活動いただくのがいいのではないかと思ひておるわけでございます。その意味で構造不況業種を抱える市長さんとしての御苦心があらうと思ひますが、この法案で衆議院の修正があらうとして、地方自治体——知事からでございますが、意見を申し出ることができるといふことになつておりますので、通産省の方からも実際の設備廃棄その他実施の段階以前でも、たとえば安定計画をつくる段階でも、意見があればどんどん承つていきますというところでございますから、そういう点では地方の実情を十分御説明があつていかれるべきだと思ひますが、その点について、この法案が成立した後、どういふ形の希望をこの法律の実施についてお述べになるのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○参考人(長谷川正治君) 法案は結構でございます。

ますので、その実効性のある、そして地域地域に沿つた、そして公平な施行がなされれば結構だと思ひまして、その意味におきましては、私どもも加えていただいた審議をしていただくということと、とかく審議会というのはいかかか、先ほど労働代表の方も言われましたが、いわゆる自分たちの意見が通らぬ、ある勢力の意見が通るといふような審議会になりましてはまことに困りますので、われわれの意見も十分通さしていただきたい、また将来意見書のごときものもひとつ述べさせていただきます、通産行政においてもめんどろを見ていただきますので、原則的にはこの法案には賛成でございますので、そういう御配慮を賜りたい、こう思つております次第でございます。

○柿沢弘治君 信用基金には日本開発銀行以外のものも出資ができることになつておりますが、地方公共団体もできるわけですね。——地方公共団体も当然できると思ひますが、地方からいろいろ希望を出す場合には、ひとつ信用保障基金に地方団体からも出資をするというふうなことも考えられると思ふんですけれども、それは可能でございますか、空欄の場合に。

○参考人(長谷川正治君) 可能でござい、可能と考えております。

○柿沢弘治君 そうですか。ありがとうございませう。いまの御意見は大変貴重だと思ひます。たとえば構造不況業種を抱える地方公共団体が、その対策について若干でもみずから出資をしていく、それに対して国の金をつけ、いろいろな金をつけて大きな金額にしていくということが可能であれば、大変地方の自治体の主体性というものが出てくるのではないかとと思ひます。

それから、平電炉関係それから金金属、ゴム産業の御三方に同じ質問でございますが、お聞かせをいただきたいと思います。

先ほどからアウトサイダー規制の話が出ておりまして、私もその設備廃棄なり産業調整をしつかりやうなためにアウトサイダー規制があることが望ましい、理想的だと思ふわけですから

も、しかし例の附帯決議の行政指導、強力な行政指導というものがついたらとてうまいくかどうか、それからたとえこれを法文化したとしても、いまの自由経済体制というものの前提の中で、うまくいくかどうかという点について、いささか疑問を感じております。設備の廃棄とそれからやみ組織の発生というものの繰返しのようなことになつておりました、そういう意味では法制化されてもなかなかうまくいかない。その点で平電炉業界もしくはそれの参考人の関連の業界で、もしもそうしたアウトサイダー規制を行政指導なり法制化したら、本當にうまくいくだろうか。先ほど中里参考人からだったと思ひますが、必ずしもうまくいかないんじゃないかという御意見があつたように思ふんですが、それぞれ業界でももしも安定計画をつくつてアウトサイダーが出た場合に、強力な行政指導もしくは法制化、それで五年なら五年の間アウトサイダーなり新規業者を生まずにいくような業界の体質だろうか、その点御意見、御判断でございますか、お伺いできれば幸いです。

○参考人(安田安次郎君) 平電炉の方から申し上げます。

現在の安定法案について通産省の案は、初めから立法化されてアウトサイダー規制というものがあつたわけですが、それがはずされて今度衆議院の決議事項となつておられるわけでありまして、ないよりはわれわれはあつた方がいいというふうな考えでおるんで、少なくともアウトサイダー規制というものはないと、片方で三百三十万トンの設備を廃却して、片方の方は新設設備自由だといふことになれば、われわれはもう廃却するのめんどろ、もうこの法案それ自体は無意味になるということだけははっきりしておると思ひます。その意味においてはアウトサイダー規制をしていただいたことはいふことだと思ふ。

となると、私はそういうことは全然別個に業界の方々に、こういう法律ができたからといってうまくいくと思うのは非常な間違いであると、いずれにしても自分のことだから自分でやらなければいけないんですよ、そうしなければだめになるんだと、要するに業界みずからやるべきでなかったから政府の力によって、君たちは今度低成長時代でも安定していけるような仕組みを考えてやろうと言っているんだから、それは自分みずからやる意思がなければ、何をやってたってだめなんですよということを言っております。

そういう意味において、いま申し上げましたように業界みずからの仕事を言え、この安定法案ができて、たとえば業界の再編成の問題であるとか、先ほど申し上げましたように地域的に発生するスクラップというものを中心にした電炉なんだから、それに見合うような設備がその地区地区になければならないとか、価格体系については北海道と九州は別だけれども、その他は同一でなければならぬとか、いろいろな問題が私は絡むと思います。それは何も官庁の命令によってやるんじゃないで、業界みずからやるべきことでありまして、これはあつても、それを有効にやるということとは、業界みずからの自覚によるものだとは私は思っております。

○参考人(中里忠仁君) 私は、先ほど申しましたように必要悪だろうと思っております。いままでの各種の立法されている不況対策の内容で十分だろうと思っております。これは政令で決めるんですよ、業種を。そこには問題は問題があるだろうと思っております。そして、特にこれは求めているのは、鉄鋼なり造船なりあるいはまたそれにまつわる大企業がきわめて求めているところ、問題がばくはあると思うんですよ。ということは、やはり国の金でもって何とか処分したいということのメリットであるわけでしょう、これは。問題は、そこからくる企業の内容の体質をどう改善するかとか、あるいはまたそれをどういうふうに向を求めるかというのは、ばくはその事業所の

労使でもってとことん協議して、話し合つてその方向性を求めれば事足りるだろうと思っております。問題は。

問題は、われわれが心配するのは、そういう大資本なり大企業にまず第一番目に目を向けながら、企業サイドの法律でもって、特に私が先ほど申しましたような、幾つかの諸点をたとえば入れてもらつたとしても、現実の問題としてこれから起こる問題というのは、特に中小零細企業の労働者としてこれはある。どうしても欠かせない条件といたしましては、したがって、これはいままでのいろいろな各種の不況対策による、あるいはまた中小企業を守る、あるいはまたその他のそういう雇用を守るという政策の中で立法処置がとられておるわけですから、あえて政令でもってこの業種を決めて、そして廃業処分したり、あるいは格納してみたり、あるいは封印をしてみたり、そういうことは必要ないだろうと、こういうふうに思います。

○参考人(西松義夫君) まあ私は、この安定基本計画というのができるわけですから、まずこの不況業種安定臨時措置法の適用を受けようというふうに、業界のいわゆる大多数ですね、三分の二で、すか、というのがもし同意をしてやるとするならば、私はやっぱりアウトサイダーはある程度規制する必要があるんじゃないかと、そうでないと、まあこれをつくるメリットというものが大幅に薄れるような気がするんです。ゴムの場合を考えてみますと、大手四社で七五%のシェアである。だから、数でいくのかシェアでいくのか、私そこまですとちよつと聞いておりませんけれども、これはやっぱり業界安定、それからそのことによって雇用が安定するかどうかというのは、これはちよつと話が必ずしもかみ合わないかも知れませんが、ということになりますと、この法律の施行の考え方がいんじやないかと思ひます。

○柿沢弘治君 もう少しお聞きしたいこともありますけれども、これで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長(楠正俊君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑は終了いたしました。

一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々に、御多忙のところ長時間にわたり御出席をいただき、また貴重な御意見を拝聴させていただきましてありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日午後の理事会で、商工委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、運輸委員会連合審査会を明二十八日午後一時から開会することに協議決定いたしましたので、御報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

昭和五十三年五月二十九日印刷

昭和五十三年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局